(別冊)

水産農林部の事業概要

- 1 長崎市の水産業
- 2 長崎市の農業
- 3 長崎市の林業

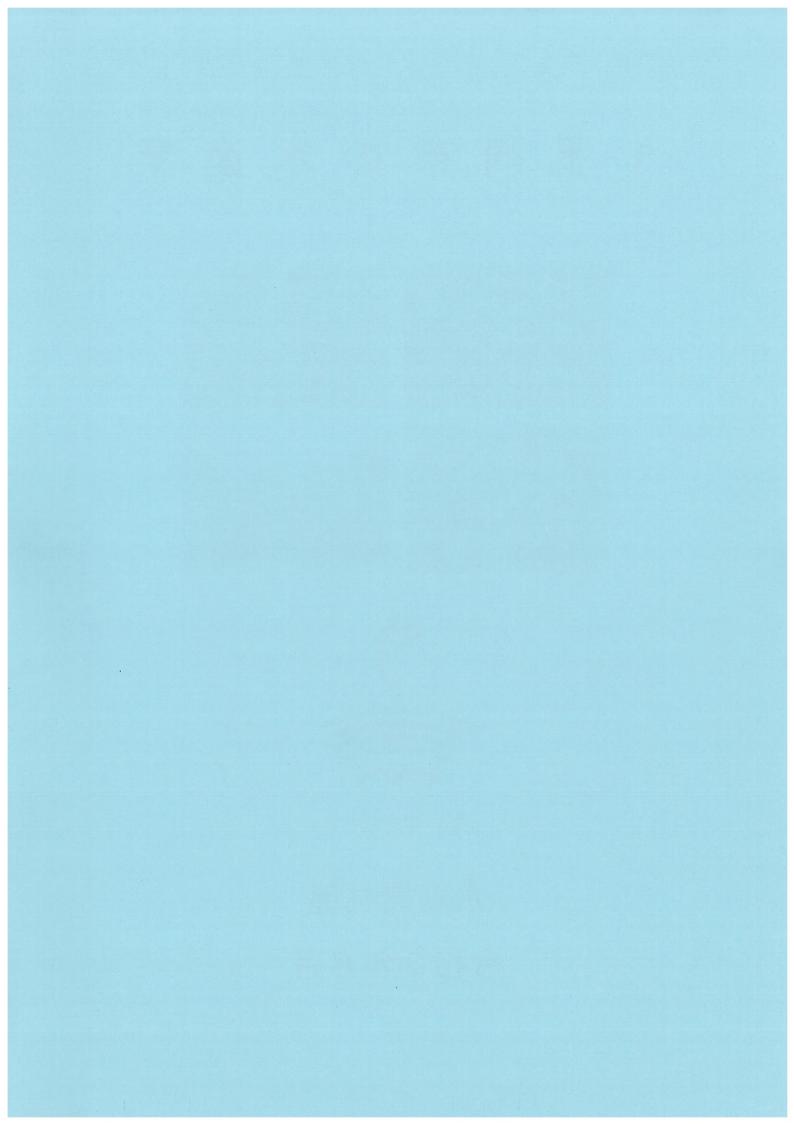


1 長崎市の水産業





水産農林部 令和3年6月



目 次

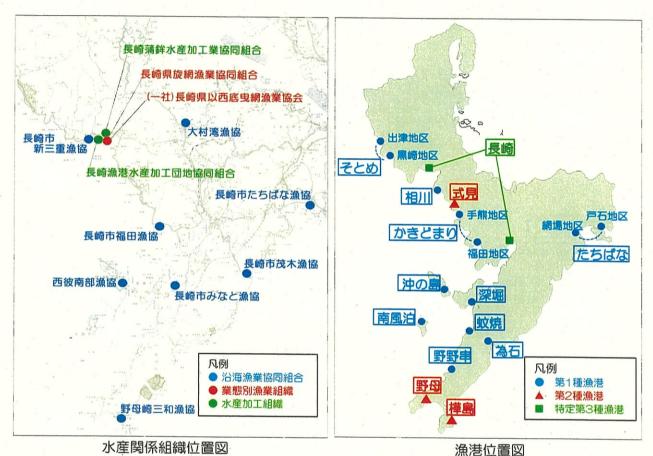
1	長崎市の漁業地域の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1-1
2	海域ごとの漁業経営と漁場環境の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1-2
3	長崎市の漁業生産量及び生産額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1-3
4	市内8漁協の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1-5
5	水産加工業の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1-6
6	水産物流通の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1-7
7	水産物の消費の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1-9
8	長崎市の漁港・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1-11
9	水産センターの種苗の生産・供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1-12
		•
	≪参考資料≫	
	所管施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1-13
	長崎市の主な水産業振興制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1-17



1 長崎市の漁業地域の概況

長崎市には8つの沿海の漁業協同組合*があり、また、業態別の漁業組織として、長崎県 旋網漁業協同組合と一般社団法人長崎県以西底曳網漁業協会、水産加工組織として、長崎 蒲鉾水産加工業協同組合と長崎漁港水産加工団地協同組合があります。

また、市内には、大小14の漁港*(うち、第1種漁港 10、第2種漁港 3、特定第3種漁港 1) が存在します。



※漁業協同組合(漁協)

水産業協同組合法に基づく法人で、漁業者の協同組織として、販売事業、購買事業などの経済事業及び共済事業、信用 事業などの実施を通じた水産業の振興及び組合員の福祉の向上、漁業権の管理を中心とした資源や漁場の管理、水産業 を核とした漁業地域の活性化等の広範な役割を果たしています。

令和3年3月末現在、長崎市内には、8漁協(新三重、福田、みなと、茂木、たちばな、西彼南部、野母崎三和、大村湾)があります。

※漁港

漁業に携わる人々が、漁獲した魚介類の陸揚げや燃油の補給、船の停泊などのために使用する場所で、様々な施設が整備されており、利用状況により次のように区別されています。

- ・第1種漁港……利用範囲が地元の漁業を主とする漁港。市町村で管理。
- ・第2種漁港……利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属しない漁港。都道府県で管理。
- ・第3種漁港・・・利用範囲が全国的な漁港。そのうち、国が指定する特に重要な役割を担う漁港を特定第3種漁港と呼びます。都道府県で管理。
- ・第4種漁港……離島その他辺地にあって漁場の開発又は漁船の避難上特に必要な漁港。都道府県で管理。

2 海域ごとの漁業経営と漁場環境の現状

現状

- 海底環境の悪化や磯焼け*など、漁場環境が変化しており、漁獲量に影響を与 えています。
- 藻場*の保全や堆積物の除去など、漁場環境を改善させる取組みが、市内各地 に広まっています。
- 長崎市は、橘湾海域、西彼海域、大村湾海域の3つに分けられ、それぞれ特性の異なる海域を有していますが、環境悪化による漁業への悪影響が生じています。

橘湾海域

西に長崎半島、東は島原半島に囲まれ、湾口は南西に大きく開いた 橘湾に面しています。橘湾海域では養殖業が盛んに営まれ、他にも小 型底曳網漁業や延縄漁業などの漁業種類が営まれています。

近年、海底環境の悪化が懸念されるほか、磯焼けの範囲が徐々に広がりつつあります。また、夏場になると赤潮*が発生し養殖業などに影響を与えています。



西彼海域

対馬暖流が流れる五島灘に面しており、沿岸流との境界に多くの潮目が形成され、変化に富んだ海洋環境となっています。西彼海域ではまき網漁業や養殖業が盛んに営まれ、他にも小型定置網漁業や刺網漁業、採介藻漁業など多様な漁業種類が営まれています。

長崎市内でも磯焼けの範囲が広く、刺網の主要魚種となるイセエビの漁獲量などにも影響しています。



大村湾海域

針尾瀬戸と早岐瀬戸の2ヶ所のみで外海と接している閉鎖性が強い大村湾に面しています。大村湾海域では、小型底曳網漁業や小型定置網漁業が盛んに営まれ、他にもカキや真珠の養殖業などの漁業種類が営まれています。

大村湾の水質は陸地の都市化の影響を強く受けるほか、湾内の水温は気温の影響も大きいため、夏季は30℃を超え、冬季は10℃を下回るなど季節変動が極めて大きく、毎年、夏の終わりから秋にかけて貧酸素水塊[※]が発生しています。



- 水生生物の生息場所となる藻場を保全・再生させる活動や、堆積物を除去し環境改善を図る活動など、漁場環境を改善する取組みが市内各地で行われており、活動する組織数も増加しています。
- 一部の地域においては、活動の成果により海藻が回復している箇所もありますが、過去にウニ除去を実施した箇所においても、浮遊してきたウニ類幼生の着底及び成長が確認される等、今後も海藻が減少する可能性があります。

漁場環境再生の取組みを行う組織数

【単位:組織】

1111200-011-0	0,0=					The state of the s	The second secon			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
活動組織数	4	• 4	5	7	9	10	11	12	12	.12
WEST THE PROPERTY OF									/次川 ・ 巨	心本人

(資料:長崎市)

※藻場(もば)

海藻(草)が繁茂している場所のこと。海藻(草)類を食べる生き物にとって重要な餌場になるだけでなく、魚介類の すみ場、産卵場、保育場になるため、「海のゆりかご」とも呼ばれています。また、水中の窒素やリンなどの栄養分を 分解し、栄養塩類や炭酸ガスを吸収して、酸素を供給するなど海水の浄化に大きな役割を果たしています。

※磯焼け

外洋に面した岩礁や転石地帯で、今まで繁っていたコンプ、カジメなどの大型海藻類の群落が消え失せ、これまでは大型海藻の下草として生えていたサンゴモなどの石灰藻類だけが岩礁を白く覆ってしまい、大型海藻(クロメ、カジメ、ホンダワラ類、ワカメ等の海藻)が消えたままの状態が長い間続いてしまう現象。海藻がなくなり、焼けた後のように海底が白く見えることから磯焼けと呼ばれています。

※赤潮

植物プランクトンなどが異常に増えて、海が赤色や茶色などに染まったように見える現象。雨による山から海への栄養の流れこみや、水温や光などプランクトンが増殖しやすい条件が整った場合に発生します。 赤潮が発生すると、プランクトンが魚のえらに触れ、えらに障害を起こして呼吸ができなくなったり、プランクトンが大量に酸素を消費するため海水中の酸素が不足して大量の魚が死んでしまうことがあります。

※貧酸素水塊

魚介類が生息できないほど、海水中に溶けている酸素の量(溶存酸素量)が少ない海水の塊。水中・泥中の有機物を餌として増殖するバクテリアの酸素消費が、酸素供給を上回ると貧酸素水塊が発生します。 この貧酸素水塊が、強い風や潮の流れなどで岸辺や海面付近に上昇してくると、養殖魚など移動範囲が狭い生物の大量死につながることがあります。

3 長崎市の漁業生産量及び生産額

現状

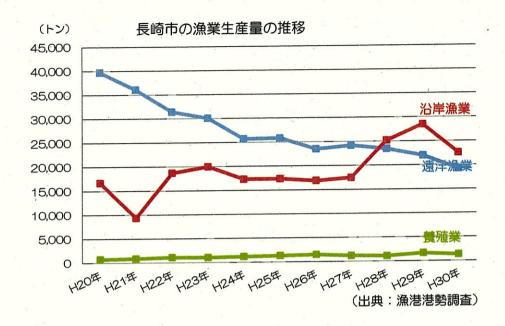
- 漁業生産量については、水産資源や漁場環境の変化などの影響により増減があります。ここ5年間では、遠洋漁業は減少傾向にあり、沿岸漁業及び養殖業は増加傾向にあります。
- 生産金額についても生産量と同様に増減がありますが、近年は増加傾向にあります。

漁業種類ごとの漁業生産量の推移

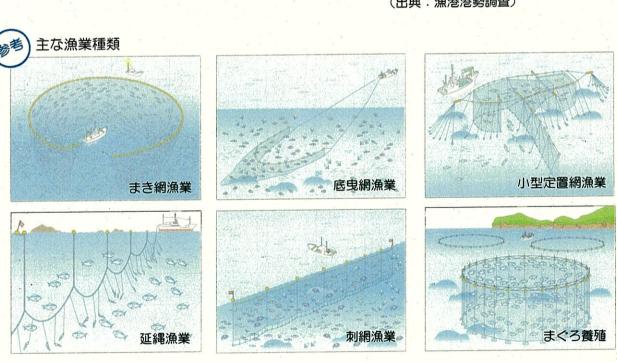
【単位:トン】

		-										- 1 1	
漁業	種類	年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
全		国	5,519,687	5,349,447	5,233,440	4,692,819	4,786,267	4,712,564	4,700,879	4,561,453	4,269,105	4,244,076	4,364,327
長	嵃		330,832	290,954	282,433	321,172	273,348	271,020	275,620	333,367	329,724	330,164	316,830
長	崎	市	57.129	46,301	51,227	51,088	44.254	44,520	41,909	42,872	49,757	52.164	43.218
遠洋	以西	返 曳網	9,746	8,129	7,258	6,113	4,429	4,098	4,092	4,002	3,726	3,955	3,95
漁	大中	型まき網	29,948	27,920	24,154	23,949	21,315	21,741	19,415	20,192	19,731	18,062	15,32
業	小八	計	39,694	36,049	31,412	30,062	25,744	25,839	23,507	24,194	23,457	22,017	19,28
		世 底 曳 網	194	173	281	171	185	212	237	198	147	. 181	20
沿	中小	型まき網	12,981	6,636	16,541	18,542	15,593	15,742	15,602	16,140	18,963	22,824	17,12
	敷	網	-	-	-	-	-	0	0	0	0	14	
	刺	網	261	218	296	225	229	. 231	148	124	265	244	31
岸	小型	定置網	261	131	278	217	288	181	146	233	416	353	34
	かる	ご漁業	-	0	4	7	29	44	31	38	39	36	4
	延	縄	1,919	1,171	420	93	7.7	83	79	75	1,242	1,150	1,04
漁	11	か釣	377	352	12	1	· 1	1	1	.1	35	42	3
凉	_	本 釣	462	480	466	359	337	368	320	300	3,348	3,135	3,01
	採	貝	17	16	15	. 11	12	14	11	20	44	15	2
	採	藻	14	9	31	6	. 17	. 16	10	9	1	3	
業	その	他の漁業	205	203	374	356	560	480	343	336	718	498	43
	小	計	16,691	9,389	18,718	19,988	17,328	17,373	16,928	17,474	25,218	28,496	22,59
養	海面	養殖:魚類	713	813	1,065	1,034	1,180	1,305	1,474	1,170	1,049	1,615	1,30
殖	海面	養殖:貝類	31	50	32	4	2	3	0	34	33	36	3
業	小/	計	744	863	1,097	1,038	1,182	1,308	1,474	1,204	1,082	1,652	1,34
漁獲	金額(百万円)	12,906	9,281	14,637	14,045	13,000	13,063	12,010	12,021	17.784	18,597	13,34
单純平	2均单価	i (円/kg)	226	200	286	275	294	293	287	280	357	357	30

(出典:漁港港勢調查、海面漁業生産統計調查)







4 市内8漁協の現状

現状

- 平成23年度以降の漁協取扱の漁獲金額は約60億円で、令和元年度は前年度と比較して約2.4億円減少しました。
- 組合員数は減少しており、高齢化も進んでいます。

漁協取扱漁獲金額の推移

【単位:千円】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
漁獲金額	6,281,753	5,765,957	5,632,341	5,444,451	6,144,750	5,923,613	5,915,362	6,074,094	5,830,139

(出典:漁協業務報告書)

● 令和元年度の長崎市内の組合員数は8漁協合わせて1,778人で、平成23年度と比較して、8年間で338人減少しました。平成30年度からの1年間で見ると、90人増加しています。(漁協合併で125人増分含む。)

組合員数

【単位:人、%】

	平成23年度	令和元年度	増減	增減率(%)
正組合員数	1,074	749	▲ 325	▲ 30.3
准組合員数	1,042	1,029	▲ 13	▲ 1.2
合 計	2,116	1,778	▲ 338	▲ 16.0

※長崎市外に本所、支所を有する大村湾漁協の漁業者を含む。

(出典:漁協業務報告書)

漁獲金額は減少(平成23年度:6,281753円→令和元年度:5,830,139円)していますが、正組合員数が減少(平成23年度:1,074人→令和元年度:749人)していることから、平成23年度と比較して漁業者1人当たりの漁業生産額は約190万円増加しています。

漁業者(正組合員)1人あたりの漁業生産額

【单位:千円/人、%】

	平成23年度	令和元年度	増減	増減率(%)
漁獲金額/正組合員数	5,849	7,784	1,935	33.1

(出典:漁協業務報告書)

● 年齢別の漁業就業者数は、依然として60歳以上の割合が多く、全体の70%以上を占めています。

年齡別漁業就業者数

【单位:人、%】

	平成2	3年度	令和元	计年度	4665=	増減率
	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	増減	(%)
20歳未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0
20~29歳	16	0.8	8	0.4	.48	▲ 50.0
30~39歳	50	2.4	49	2.8	▲1	▲2.0
40~49歳	167	7.9	117	6.5	▲ 50	▲29.9
50~59歳	411	19.4	252	14.2	▲159	▲38.7
60歳以上	1,437	67.9	1,318	74.1	▲119	▲ 8.3
法人等	35	1.7	34	1.9	▲1	▲2.9
合 計	2,116	100	1,778	100	▲338	▲16.0

※長崎市外に本所、支所を有する大 村湾漁協の漁業者を含む。

※大村湾漁協は平成31年4月に川棚 漁協、多良見町漁協と合併したこと に伴い、令和元年度は125人増と なっている。

(出典:漁協業務報告書)

5 水産加工業の現状

現状

- 水産加工業は、小規模な加工業者が多く、生産量は減少傾向にあります。
- 加工品の種類は、冷凍水産物がほとんどを占めており、高次加工品の生産は 少ない状況です。
- 長崎県では、1事業所あたりの従業員数が5人未満の工場が全体の約37%を占めており、全国平均と比べ、小規模な事業者の割合が高くなっています。
- 長崎市内の平成30年時点の水産加工場の数は96で、焼津市、静岡市に次ぎ全国三位の多さです。

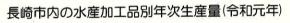
従業者規模別工場数(平成3O年)

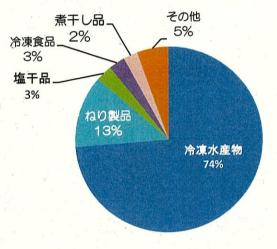
【単位:工場】

	1人	2人	3人	4人	5~9人	10~ 29人	30~ 49人	50~ 99人	100~ 299人	300人	ā†
全 国	254	627	519	453	1,713	2,268	647	506	261	41	7,289
長崎県	32	67	- 31 .	. 30	120	104	23	12	7		426

(出典: H30年漁業センサス)

- 水産加工業における生産量の割合は、冷凍水産物が74%を占めており、高次加工品は少ない状況にあります。
- ↑冷凍水産物を除いた水産加工品の生産量は、珍味等のその他加工品を除き、ほぼ横ばいから減少傾向となっています。



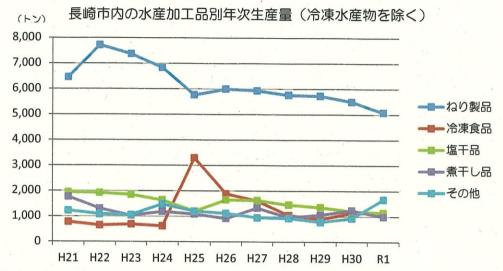


長崎市内の水産加工品別年次生産量

【単位:トン】

品			B	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
ね	り	製	品	6,461	7,717	7,371	6,838	5,768	6,055	5,936	5,766	5,737	5,505	5,085
冷	凍	食	品	777	644	693	621	3,299	1,889	1,609	1,052	895	1,151	1,143
素	干	U	品	-	-	-	- · · -		-	-	-	· (-
塩		Ŧ	品	1,948	1,919	1,853	1,642	1,205	1,653	1,631	1,465	1,366	1,212	1,151
煮	Ŧ	U	品	1,765	1,308	1,037	1,191	1,091	922	1,337	971	1,064	1,249	996
塩		蔵	品	528	464	385	395	. 170	205	226	279	262	241	231
<	h	製	品	-	-	-			-	-	-	-	300	-
節		製	品	126	174	168	203	109	108	104	137	331	196	316
AND SUBSECTION		ALCOHOL: N	珍味等)	1,222	1,084	1,058	1,483	1,201	1,121	950	931	783	1,408	1,672
IJ \			計	12,827	13,310	12,565	12,373	12,843	11,952	11,795	10,601	10,437	10,961	10,594
												97		
冷	凍	水质	主物	48,652	48,063	48,624	48,863	47,328	43,011	48,125	45,800	49,230	49,666	29,923
合		3,50	計	61,479	61,373	61,189	61,236	60,171	54,963	59,920	56,402	59,667	60,628	40,517
ESTOPOSE		metal galley	No. of Concession, Name of Street, or other Designation, Name of Street, or other Designation, Name of Street, Original Property and Name of Stree	Catalina			1		D-1	DOT (0±	し き用さ	大西女 士	レルードは	まかけせき

(資料:漁業センサス、水産加工統計調査水産加工(陸上)調査票をもとに長崎市が推計)



(資料:漁業センサス、水産加工統計調査水産加工(陸上)調査票をもとに長崎市が推計)

水産加工組織について

長崎市内では、県内で水揚げされるアジやイワシなどを原料とした、かんぼこ(かまぼこ)の生産が盛んに行われており、その消費額は全国トップクラスです。

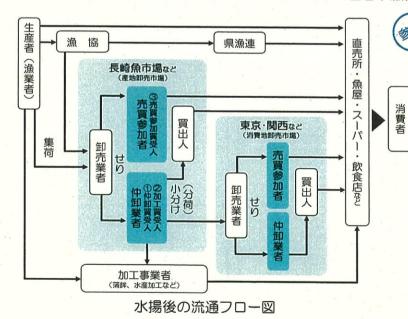
かんぼこの生産にあたり、長崎市内を中心とした蒲鉾製造業者による長崎蒲鉾水産加工業協同組合が組織されています。組合では、かんぼこの原料となるすり身の共同生産を行い、組合員へ安定的にすり身を供給しています。特にイワシのすり身は日本一の生産高を誇っており、組合の所有する加工場は、西日本でも屈指のすり身専門加工場として事業を展開しています。

また、長崎漁港水産加工団地における水産加工業の振興を図ることを目的として、長崎漁港水産加工団地協同組合が設置され、加工残さいの処理、加工用水・海水の供給、加工品の販売事業、加工団地内のゴミの肥料化によるリサイクル等の取組みが行われています。

6 水産物流通の現状

● 水揚後の流通について

長崎市で水揚げされた水産物は、漁協の共販事業*として長崎県地方卸売市場長崎魚市場(長崎魚市場)等の産地卸売市場へ出荷されるほか、長崎県漁業協同組合連合会の系統販売*や、加工業者・地元飲食店との直接取引が行われるなど、生産者や漁協独自による取組みが行われています。



プロ売市場における買受人は、次のような分野に分かれています。なお、買受人の許可を受けるためには、開設者(長崎魚市場の場合は、長崎県)の承認が必要となります。

①仲卸買受人

卸売を受けた魚を魚市場内の卸売市場 で販売する者及び他の消費地に仕分・ 出荷して販売する者

②加工買受人

卸売を受けた魚を原料として加工業を 営む者

③売買参加買受人

卸売を受けた魚を自家消費するか、または魚市場外にある自己の店舗において販売する者

※共販事業

漁協等が組合員の漁獲物や加工品を一括集荷して共同販売する事業のこと。 6系統販売

漁協等が上部系統団体(県漁連等)に出荷し、上部団体が一括販売すること。

● 長崎魚市場の概要

長崎魚市場における令和元年の取扱数量は100,897トン、取扱金額332億円で、近年は横ばいで推移しています。

なお、長崎魚市場は全国に314(平成30年度末現在)ある産地卸売市場の中で数量、金額ともに上位に入っており、多くの魚が水揚げされる重要な市場です。

長崎魚市場の取扱推移



長崎魚市株式会社における取扱魚種ランキング(令和元年)

長崎魚市株式会社で取り扱われている魚種のトップ10をランキングとしてまとめました。 トップ3は取扱数量は、サバ類、マアジ、ブリで、数量の7割、取扱金額は、マアジ、サバ 類、ブリで、金額の4割を占めています。上位の魚種は長年にわたり上位を独占しており、小売 店で見かけない日はなく、長崎の食卓には欠かすことのできない代表的かつ日常的な魚といえま す。

他にもこのランキングでは、色々な魚種が取り扱われていることが確認でき、長崎は周辺の豊かな漁場や様々な漁業により、水産物に恵まれていることがうかがえます。

	取 扱	数量		取	扱	金 額	
	魚 種	数量	全体比	魚	種	金額	全体比
100		トン	%			百万円	%
1	サバ類	15,174	27.3	マアジ		4,153	23.6
2	マアジ	14,374	25.8	プリ	-	1,986	11.3
3	ブリ	9,007	16.2	サバ類		1,762	10.0
4	カタクチイワシ	2,473	4.4	マグロ		1,621	9.2
5	カツオ類	2,055	3.7	ムツ類		739	4.2
6	ウルメイワシ	1,762	3.2	ハタ類		693	3.9
7	キダイ	1,017	1.8	マダイ		655	3.7
8	マグロ	963	1.7	カツオ類		595	3.4
9	マダイ	919	1.7	イカ類		388	2.2
10	ヒラマサ	518	0.9	タチウオ		378	2.2

(出典:長崎魚市場の概要)

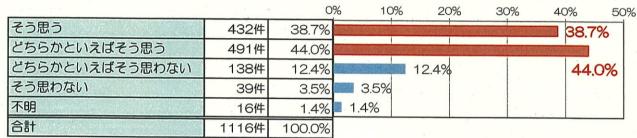
7 水産物の消費の現状

現状

- 長崎市民の水産物に対する満足度や長崎の魚に対する認知度は高いものの、 消費量は肉より少なくなっています。
- 観光客が長崎市で水産物を消費する割合はあまり高くなく、長崎の魚の魅力を十分に伝えきれていません。
- 市内で売られている水産物が新鮮で品数も多く適正な価格だと思う割合及びどちらかといえばそう思う割合は、8割以上の高い割合となっています。

市内で売られている水産物は新鮮で品数も多く適正な価格だと思いますか

【单位:件、%】



(出典:令和2年度市民意識調查)

■ ながさきの「食」市民意識調査によると、長崎市内で水揚げ・製造されている水産物及び加工品の 認知度は8割以上であり、市民の長崎の魚に対する認知度が高いことがうかがえます。

長崎市内産水産物・加工品についての認知度(市民対象)

【単位:%】

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
認知度	87.4	83.6	87.7	87.4	85.7	85.5	86.4	88.2

(出典:ながさきの「食」市民意識調査)

- 長崎市内での水産物に対する満足度及び認知度は高いものの、平成18年以降、生鮮魚介類の消費量は生鮮肉よりも少なくなっています。
- 1世帯あたりの魚介類消費額は、全国52都市のうち長崎市は18位であり、豊富な漁獲量と魚種に 恵まれた環境にあるものの、消費額はあまり高くありません。



都道府県庁所在市別1世帯 あたりの年間支出

(魚介類、平成30~令和2年平均)

【单位:円】

都市名	支出額
青森市	91,038
仙台市	89,873
富山市	85,325
秋田市	84,524
札幌市	84,409
	青森市 仙台市 富山市 秋田市

8			-
	18	長崎市	77,021

(出典:「家計調査結果」(総務省統計局))

- 市内農水産物直売所の販売実績は、平成24年度の21.2億円から、令和元年度は36.1%増の28.9億円に増加していますが、大規模の直売所の販売実績が伸びたことによるもので、小規模の直売所の販売実績は横ばい、又は減少傾向にあります。
- 直売所の数も平成23年度は30ヶ所あったものが令和元年度は21ヶ所に減少しており、地域に密着した小規模直売所の存続が課題であることがうかがえます。

市内農水産物直売所の販売実績

【単位:億円】

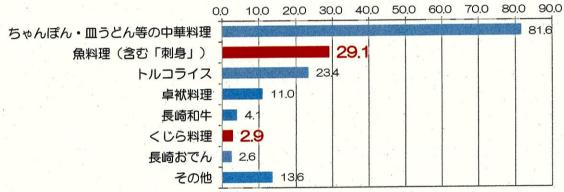
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
販売額	21.2	25.1	30.7	31.0	29.4	29.0	28.8	28.9

(出典:令和元年度 市内農水産物直売所の販売実績)

● 長崎市を訪れた観光客へのアンケートによると、観光客が長崎市で食べた(食べる)魚料理(「刺身」を含む)の割合は29.1%、くじら料理の2.9%を加えると3割を超えており、観光客に対して、「長崎の魚の魅力」が徐々に浸透してきていることがうかがえます。

長崎市で食べた(食べる)料理(観光客対象、複数回答)

【単位:%】



(出典:令和2年度 ながさきの「食」に関するアンケート調査)

8 長崎市の漁港

(1) 概要

現在、長崎市には、市が管理する漁港が10漁港、県が管理する漁港が4漁港あります。 市が管理する漁港では、漁港内の海岸保全施設整備や防波堤の整備などの水産基盤整備事 業やタラップ、係船環、照明灯などの安全管理施設の整備等の事業を実施しています。 県が管理する漁港においても、防波堤、護岸、臨港道路等の整備事業を実施しています。

長崎市の管理漁港

	数	用隻	利			区分	
漁協名	計	プ゚レシ゚ャー ポート	漁船	漁港種別	漁港名		
	(隻)	(隻)	(隻)			地区名	
新三重漁協	8	0	8	第 1 種	相川漁港		
福田漁協	148	65	83	第 1 種	かきどまり漁港	長崎	
みなと漁協	102	24	78	第 1 種	深堀漁港	16 00	
たちばな漁協	382	99	283	第 1 種	たちばな漁港		
西彼南部漁協	34	8	26	第 1 種	沖の島漁港	伊王島	
西彼南部漁協	22	6	16	第 1 種	南風泊漁港	高島	
野母崎三和漁協	34	8	26	第 1 種	野野串漁港	野母崎	
みなと漁協	69	28	41	第 1 種	そとめ漁港	外 海	
野母崎三和漁協	129	37	92	第 1 種	為 石 漁 港	= ≴∩	
野母崎三和漁協	104	43	61	第 1 種	蚊 焼 漁 港	— то _.	
大村湾漁協	-					琴海	
	1,032	318	714		10漁港	合計	
西彼南部漁協 野母崎三和漁協 みなと漁協 野母崎三和漁協 野母崎三和漁協	22 34 69 129 104	6 8 28 37 43 —	16 26 41 92 61	第 1 種 第 1 種 第 1 種 第 1 種	南風泊漁港 野野串漁港 そとめ漁港 為石漁港 蚊焼漁港	高 島 野母崎 外 海 三 和 琴 海	

(出典:平成30年漁港港勢調查)

長崎県の管理漁港

区分			利	用隻	数	
	漁港名	漁港種別	漁船	プ"レジ"ャー ホ"ート	計	漁協名
地区名			(隻)	(隻)	(隻)	
長崎	長崎漁港	特定第3種	827	343	1,170	新三重漁協
16 00	式 見 漁 港	第 2 種	44	8	52	新三重漁協
野母崎	野母漁港	第 2 種	80	19	99	野母崎三和漁協
±1, r3 m0	樺島漁港	第 2 種	44	7	51	野母崎三和漁協
合 計	4漁港		995	377	1,372	

(出典:平成30年漁港港勢調查)

9 水産センターの種苗の生産・供給

水産センターにおける令和3年度種苗生産及び供給計画は次のとおりです。

令和3年度 長崎市水産センターの種苗生産及び供給計画

令和3年度 長崎市水産センターの種苗生産及び供給計画							
事業区分	魚種	用途	規格	数量	供給		
水産種苗生産費	クマエビ	放流用	体長30mm	800,000尾	令和3年8月		
·	ガザミ	放流用	全甲幅10mm	200,000尾	令和3年7月		
		\$	殻長20mm	10,000個	令和3年12月		
	クロアワビ	放流用	敖長24mm	47,000個	令和4年2月		
	アカガイ	放流用	殻長20mm	10,000個	令和3年11月		
			殻長30mm	43,000個	令和4年3月		
	イワガキ	養殖用	種板 1枚10個程度	2000枚	令和3年5月		
	トラフグ	養殖用	全長70mm	40,000尾	令和3年6月		
	シマアジ	養殖用	全長70mm	40,000尾	令和3年5月		

	長崎ペンギン水族館	野母崎高浜海岸交流施設
設置場所	長崎市宿町3番地16	長崎市高浜3963番地3
設置年月日	平成13年4月22日	平成26年7月15日
設置目的	市民にペンギン及び水族とのふれあいの場を提供することにより市民の自然環境に対する意識の高揚を図るとともに、健全な余暇の活用に資する。	市民に自然と親しみながら憩う場、地域交流の場及 び地域の情報を発信する場を提供し、もって市民の福 祉の向上及び地域の振興に資する。
管理運営	【指定管理者】 (一財)長崎ロープウェイ・水族館	【指定管理者】 高浜スカイアンドシー
職員配置		-
施設概要	◆施設の内容 1 水族館ゾーン ①水族館本体 鉄筋コンリート造2階建 延床面積 2,694㎡ 亜南極ペンギン水槽、温帯ペンギン水槽 長崎の海水槽、プラーブック水槽、タッチプール 他 ②コガタペンギン飼育展示舎 鉄筋コンリート造2階建 延床面積 548㎡ コガタペンギン飼育展示舎、保管室 ③予備飼育棟:鉄骨造平屋建 延床面積 244㎡ ④展示生種類、約7,560点(うちペンギン9種類、173羽) 2 自然体験がーン ①ビオトープ 長崎の「里山」、自然河岸復元 延面積 4,300㎡ 自然河岸延長 250㎡ ②海浜部 自然石突堤 180㎡、人工海浜 5,000㎡ 散策路 200㎡、タイドプール 100㎡、ふれあいペンギンビーチ 他 ③海洋体験施設:軽量鉄骨造 2階建 延床面積 272㎡ カヤック 30隻、シャワー設備 10基、休憩室 3 駐車場 ①第1駐車場 127台 ②第2駐車場101台 ◆観覧料(1人1回につき) 大人 520円(団体 410円) 小人 310円(団体 250円) ※幼児、小中学生 ◆年間観覧料(1人1年) 大人 1,250円 小人 730円 ※幼児、小中学生 ◆駐車料金 バス 最初の1時間 1,040円、その後の1時間 520円 バス以外 最初の1時間 1,040円、その後の1時間 520円 バス以外 最初の1時間 1,040円、その後の1時間 520円 バス以外 最初の1時間 1,040円、その後の1時間 100円	 ◆施設の内容 1 遊泳面積 12,500 m² 2 南棟 多目的(桟敷)スペース、シャワー・更衣室、多目的トイレ、カヌー艇庫、芝生広場 3 北棟 喫茶スペース、テラス、事務室、厨房、トイレ、倉庫、円形階段 4 駐車場 交流施設横駐車場(約10台分) 道路横駐車場(約50台分) ◆使用料 多目的スペース 夏期(桟敷):大 4830円/日 原期以外 2,619円/時間 駐車場 普通・小型・軽自動車520円/回 二輪自動車260円/回 コインロッカー 200円/回 コインロッカー 200円/回 カヌー 1人乗り523円/時間 パラソル 628円/日

		7万日加成 死				
		飛島磯釣り公園	高島海水浴場			
設置:	場月	長崎市高島町1726番地	長崎市高島町2709番地5			
設置年	月日	平成9年7月20日	平成9年7月20日			
設置	目角	市民が海と自然に親しみながら行うレクリエーション等 の活動の場を提供し、市民の福祉の増進に資する。	市民が海と自然に親しみながら行うレクリエーション等 の活動の場を提供し、市民の福祉の増進に資する。			
管理:	運 2	【指定管理者】 西彼南部漁業協同組合	【指定管理者】 高島振興協同組合			
職員	f 54		_			
施設;	概引	◆施設の内容 1 北側釣り場 L = 60 m 2 東側釣り場 L = 120 m 3 南側釣り場 L = 192 m 4 休憩所 鉄筋コンリート造3階建 768㎡ 1階 空間部分 2階 トイレ、シャワー室等 3階 休憩所、倉庫等 5 事務所 鉄筋コンクリート造1階建 40㎡ 6 売店 鉄筋コンクリート造1階建 20㎡ ◆使用料 大 人 520円(見学等 100円) 小中学生 260円(見学等 50円)	◆施設の内容 1 敷地面積 砂浜面積 4,400 m 遊泳面積 20,090 m 養浜工 13,180 m 2 管理棟 鉄筋コングリート造2階建 235m 1階 男女温水シャワー室 水洗トイレ、更衣 無料水シャワー 多目的トイレ 2階 監視人室、テラス 3 女子温水シャワー室(棟) 46m 4 売店 6棟(25m×6) ◆使用料 温水シャワー 200円 コインロッカー 100円・200円			
	٠					

	/// E	地 元
	高島ふれあいキャンプ場	長崎市伊王島海水浴場交流施設
設置場所	長崎市高島町2709番地5	長崎市伊王島町1丁目2129番地
設置年月日	平成9年4月1日	平成12年7月1日
設置目的	市民が海と自然に親しみながら行うレクリエーション等の活動の場を提供し、市民の福祉の増進に資する。	市民に海水浴の休息の場及び地域交流の場を提供し、 市民の福祉の向上に資する。
管理運営	【指定管理者】 高島振興協同組合	【指定管理者】 (株KPG HOTEL&RESORT
職員配置		_
施設概要	◆施設の内容 1 敷地面積 2,957 ㎡ 2 常設テント 10基 3 炊飯棟 2棟 4 パーゴラ 1棟 ◆使用料 大 人 100円 小中学生 50円 台座付テント 1,571円 組立式テント 523円 パーベキューセット 261円	◆施設の内容 1 敷地面積 4,723㎡ 2 建設面積 1,103㎡ 3 休憩舎棟 2棟 (364㎡×2) 4 水廻り棟 167㎡ 温水シャワールーム ロッカールーム トイレ 倉庫 5 管理棟 91㎡ 管理室 サービス室 倉庫 6 売店 2棟 (58㎡×2) 7プール 2箇所、芝生公園 ◆使用料 桟敷料 大人 410円 高校生 200円 温水シャワー 100円 コインロッカー 100円・200円・300円

	1			長崎市水産センター	長崎市クルマエビ幼稚仔保育場
設		場	所	長崎市牧島町1619番地	長崎市飯香浦町地先
設;	置台	丰月	日	昭和49年4月1日	昭和52年4月1日
設	置	目	饧	「つくり育てる漁業」を推進するため、有用水産種苗の 生産及び供給を行うことにより、沿岸漁業の振興を図る。	数培漁業の一環として放流するクルマエビの歩留率を高めるため、幼稚仔を一定期間自然の状態で中間育成する。
管	理	運	宮	長 崎 市	長崎市
職	Ą	配	置	所長 1名、種苗育成係 3名、調査開発係 3名 再任用職員 2名、会計年度任用職員 2名	_
		-		1 敷地面積 13,548.1㎡	1 人工干渴 4,877㎡
				2 管理棟	2 外郭施設
				鉄筋コンクリート造 3 階建 683.5㎡	防波堤 L =110 m
				3 取水施設 ドルフィン式鋼製 L=42m	字 堤 L = 19 m
				4 ろ過機械棟	3 給排水施設 取水棧橋 L = 80 m
				鉄筋コンクリート造 3 階建 205.6㎡	取水管(150 ² y) 80 m×1本
				5 魚類生産棟 数骨造1部2階建 778.3㎡	4 水流発生装置
				6 ウニ生産棟	水車式 4台
				サービス	ジェット噴射式 2台
				7 甲殼類生産棟	5 関連道
				鉄骨造 1 部 2 階建 579.6 ㎡	幅員3.5 m L =285 m
				8 貝類生産棟	
			ĺ	鉄骨造平屋建 308.2m ²	
				9 親魚育成棟	
				鉄骨造 2 階建 215.0 ㎡	
施	設	概	要	10 餌料培養水槽・ウニ飼育水槽	
				11 調餌冷蔵庫棟 	
				12 浮桟橋 FRP被覆鋼製 4m×8m	
•				連絡橋 L=15m	
				13 海上いかだ 11台	
				14 管理・作業船 3 隻	
	•			15 作業員控室棟 木造 2 階建 108.3 m	
	•				
			.		

長崎市の主な水産業振興制度

1	長崎市新規漁業就業促進事業費補助金1-18
	1-1 技術習得支援 ·····1-18
	1-2 新規着業者フォローアップ ······1-18
2	水産種苗放流事業費補助金 ····· 1-19
3	金融制度1-20
	3-1 長崎市漁業近代化資金等利子補給補助金 ······1-20
	3-3 長崎市漁業資金債務保証料補助金1-21
4	水産物のPR・消費拡大 · · · · · · · · · · · · · · 1-22
5	持続可能な新水産業創造事業 ・・・・・・・・・・・・・・ 1-23

1 長崎市新規漁業就業促進事業費補助金

~ 新規の漁業就業者が行う漁業の研修等にかかる経費に対する支援制度

1-1 渔業就業実践研修事業

区分	来 天 段 切 彦 子 来 補助の対象となる者	補助額	補助対 象期間
(1) 経営者育 成コース (一本釣、 延縄、刺網、 小型定置網 等の独立型 漁業)	漁業協同組合の長が推薦する者で、別途 定める地域計画に基づく、地域漁業への 定着が確実で漁業担い手として活躍が 期待される60歳未満の者であって、か つ、次に掲げるいずれかに該当するもの ア これまでに1年間を超えて、主とし て漁業に従事した経験がなく、新たに漁 業を始める者。ただし、漁家子弟(2親	 (1) 研修費(月額) 125,000円 (2親等以内の親族と生計を一にする者は100,000円) (2) 漁業経費(年額) 50,000円 [対象経費] ア 保険加入料 	2 年間
(2) 従業者育 成定置網、 養殖、ま等 網漁 用 産 用 業)	東を始める者。たたし、漁家子弟(2税 等以内の親族に漁業者がいる者)にあっては、次のいずれかに該当するもの (ア) 漁家から生計独立した者 (イ) リターンした者 (ウ) 学校卒業後3年以内かつ年度 ごとの研修期間の3分の1以上 を2親等以内の親族以外の漁業 者又は水産加工業者に就いて2 親等以内の親族が従事する漁業 又は水産加工業以外の技術を習 得する研修に取り組む者 イ 雇用型漁業から独立型漁業へ転換	イ 漁業資材購入費 ウ その他研修に必要な経費	1年間
(3) 漁家子弟 コース	する者 上記アの漁家子弟のうち、(ア)から(ウ)まで以外の者であって、直近3年の漁家の平均漁業所得が5,000,000円未満の者	(1) 研修費(月額) 1年目 100,000円 2年目 80,000円 (2) 漁業経費(年額)50,000円 [対象経費] ア 保険加入料 イ 漁業資材購入費 ウ その他研修に必要な経費	2 年間

1-2 新規着業者フォローアップ事業

(1) 対象者

漁業就業実践研修事業を終了した者で、かつ、研修終了後、1年以内に着業した者であって、漁業 就業実践研修事業の研修期間も含め1年以上独立型漁業に従事している者

(2) 補助額

1か月あたり50,000円とし、1年間限りの交付とする。

2 水産種苗放流等事業費補助金

~ 水産種苗の放流に対する支援制度 ~

(1) 事業の目的

資源の維持及び増大を図るための取組を支援し、つくり育てる漁業の振興に資す ることで、漁家経営の安定を図ることを目的とする。

- (2) 事業の実施主体 市内漁業協同組合
- (3) 補助の対象となる取組
 - ①水産種苗等の放流
 - ②いか産卵場の造成
- (4) 補助の対象となる経費

①水産種苗等の放流 種苗等の購入に要する経費

②いか産卵場の造成 資材費の購入及び用船料等

(5) 補助率

①水産種苗等の放流 補助対象経費の 1/2 以内

②いか産卵場の造成 補助対象経費の 1/2 以内

※②については1地区あたりの上限額を100,000円とする。



抱卵イセエビ放流状況



いか産卵場設置(アオリイカの産卵状況)

3 金融制度

3-1 長崎市漁業近代化資金等利子補給補助金

漁業者等が資本整備の高度化及び経営の近代化を図るため利用する漁業近代化資金、漁業経営改善支援資金、沿岸漁業等振興資金を長期かつ低利で融通できるよう県の利子補給に上乗せで補助を行う制度で、「長崎市漁業近代化資金等利子補給要綱」に基づき、実施している。

目	的	化資金、漁業経営改善支	を化及び漁業経営の近代化 接資金、沿岸漁業等振興 等を通じて利子補給金を交	資金の貸付けを受けた》
対	象	漁業協同組合・水産加工:	業協同組合の組合員等	
資金	の種類	漁業近代化資金	漁業経営改善支援資金	長崎県沿岸漁業等振り 資金
[····	漁船建造·改造·取得、	漁船の建造、改造、取得	漁業経営の安定・改
	次ム	漁船以外の養殖、加工	等	資金、災害資金等
	資金	資金等		
`	使途			
			\Ar alle \rangle \rangle \langle \langle \rangle \ran	年のでは日本主要が
		県の利子補給率の 1/2		年 0.5%以内で市長が
		以内又は年1.5%(20t以	る市補給率に準じる。	める率。 佐田本の古曜刊
		上は 1.0%)のうちいずれ		但し、借受者の末端利
		か低い率。		が 1.0%を下回らないよ
	市の行	但し、借受者の末端利		調整。
	う利子	率が 1.0%を下回らない		※30 歳未満の新規就
	補給率	よう調整。		者は末端利率が年 0%
	(年)	※30 歳未満の新規就労		なるよう利子補給率を
İ	·	者は末端利率が年 0%		算できる。
		となるよう利子補給率を		
		加算できる。	,	
	<u> </u>			*An A. on Ath 11 de 900 1 L
			資金の貸付を受けた日	
	ᆈᄼᄰ	から償還完了の日まで	から償還完了の日まで	· .
	利子補	(償還期限 20 年以内)	(償還期限 15 年以内、う	(償還期限 10 年以内)
	給期間		ち据置期間3年以内)	,

3-2 長崎市漁業資金債務保証料補助金

漁業資金の融資を受けた漁業者等の債務に付された信用保証料について、その一部を市が補助する制度で「長崎市漁業資金債務保証料補助金交付要綱」に基づき、平成 14 年度から実施している。漁業近代化資金及び漁業経営改善支援資金の貸付を受ける際、長崎県漁業信用基金協会に債務保証料を支払うが、その保証料について市に補助申請をし、市が適当であると認めた場合、その保証料の 1/2 を補給するもの。

目	的	漁業資金の融資を受けた漁業者等の債務に付された信用保証について、当 該漁業者等の負担の軽減を図り、経営の健全化及び事業の安定化に寄与 するため、長崎市漁業資金債務保証料補助金を交付するもの。
対	象	漁業資金の融資を受けた者(漁業協同組合・水産加工業協同組合の組合員 等)
対象資	金金	漁業近代化資金、漁業経営改善支援資金
補助	率	保証料の 1/2
補助其	明間	資金借入後から5年

4 水産物のPR・消費拡大

令和2年度の 主なイベント			開催月										期日	
			5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
	伊王島豊漁祭						٠							中止(4月)
٠.	戸石はもかに祭り													中止(7月~8月)
旬	もぎたて新鮮市			,										中止(8月)
の魚イ	新三重漁協伊勢海老祭り		; -						1					中止(9月)
ベントは	のもざき伊勢エビまつり													8/30~9/30
旬の魚イベント拡大支援費	伊王島朝市 「秋の海鮮まつり」													中止(10月)
黉	そとめ水いか祭り		ļ											中止(10月~11月)
	戸石かき焼バーベキュー													11/7~3 月末
-	伊王島朝市 「歳末大売り出し」		,									,		12/27
とらふぐ料理フェア														11/29~2/28
長崎さかな祭り		,						-						中止(10月)
長崎県水産加工振興祭														ウェブ即売会 12/6~12/13
長崎食の博覧会		, .			,									中止(10月)
ながさき実り・恵みの感謝祭							· .							11/21~12/6

5 その他支援制度

~ 県単独の補助事業の間接補助制度 ~

【持続可能な新水産業創造事業】

(1)事業の目的

長崎県が、長崎県総合計画及び長崎県水産業振興基本計画において定められた基本理念「多様な人材が活躍し、環境変化に強い持続可能な水産業と賑わいのある漁村づくり」に基づき、最先端機器の導入や資源管理型漁業の推進等による持続可能なスマート漁業の実現を目指す漁業者等への支援により所得向上を図るとともに、共同利用施設の持続化や新たな生活様式に対応した水産物の供給体制の整備により地域・漁村の活性化を図るため、水産業者等が実施する各種事業に対し支援するもので、市は県の間接補助と併せて、継ぎ足し補助を行うもの。

(2)補助対象事業・取組、補助対象者・補助率

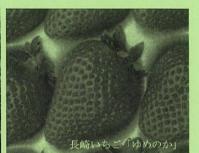
1 経営計画支援対策事業 (1)スマート経営体育成対策 最先端機器の導入や資源管理型漁業の推進等による持続可能なスマート漁業の実現に向けた取組に要する経費 (2)所得向上支援対策 (2)所得向上支援対策 (2)所得向上支援対策 (2)所得向上支援対策 (2)所得向上支援対策 (3) 経営計画に定めた所得目標の達成のために必要な取組や新たに生じた課題に対応するための取組に要する経費 (3) 漁場生産力維持回復緊急対策事業 (1)漁場生産力維持回復緊急対策事業 (1)漁場生産力維持回復緊急対策事業 (1)漁場生産力維持回復緊急対策事業 (1)漁場生産力維持回復緊急対策事業 (1)漁場生産力維持回復緊急対策事業 (1)漁場生産力維持回復対策 (2) 漁協等に対し、左記経費の2分の1以内。但し、市が県費以外に当該経費の分の1以上補助する場合に限る。 (2)漁協合併支援対策 (3) 漁場生産力維持回復緊急対策事業 (1)漁場生産力維持回復緊急対策事業 (1)漁場生産力維持回復対策 (2) 漁協等に対し、左記経費の2分の1以内。但し、市が県費以外に当該経費の分の1以上補助する場合に限る。 (3) 漁場生産力維持回復緊急対策事業 (1)漁場生産力維持回復対策 (3) 漁場生産力維持回復対策 (4) 経営計画に基づく取組を行う漁業者、漁業法人に対し、左記経費の6分の1以内。程営計画に基づく取組を行う漁業者、漁場に対し、左記経費の2分の1以内。但し、市が県費以外に当該経費の分の1以上補助する場合に限る。 (4) 漁場はに対し、左記経費の2分の1以内。 (4) 株式に対し、左記経費の2分の1以内。 (4) は、おは、に対し、左記経費の2分の1以内。 (4) は、おは、等に対し、左記経費の2分の1以内。 (4) は、おは、等に対し、左記経費の2分の1以内。 (4) は、対し、左記経費の2分の1以内。 (4) は、対し、左記経費の2分の1以内。 (4) は、対し、左記経費の2分の1以内。 (4) は、対し、左記経費の2分の1以内。 (4) は、対し、左記経費の2分の1以内。 (4) は、対し、左記経費の2分の1以内。 (4) は、対し、左記経費の2分の1以上補助する場合に限る。 (4) 漁場は、対し、左記経費の2分の1以上補助する場合に限る。 (5) 漁場は、対し、大記経費の2分の1以上補助する場合に限る。 (5) 漁場に対し、左記経費の2分の1以上補助する場合に限る。	事業種目 字業種類	補助対象事業・取組	補助対象者・補助率
理型漁業の推進等による持続 可能なスマート漁業の実現に向けた取組に要する経費 (2)所得向上支援対策 経営計画に定めた所得目標 の達成のために必要な取組や新たに生じた課題に対応するための取組に要する経費 (2)所得向上支援対策 経営計画に定めた所得目標 の達成のために必要な取組や新たに生じた課題に対応するための取組に要する経費 (1)浜の生産・流通・経営基盤 (1)浜の生産・流通・経営基準 (2)漁協合併支援対策 (2)漁協合併支援対策 (2)漁協合併支援対策 (2)漁協合併支援対策 (3)漁場生産力維持回復緊急対策事業・指導事業の強化を目的とした取組や施設の統合の取組に要する経費 (1)漁場生産力維持回復緊急対策事業 (1)漁場生産力維持回復対策 (1)漁場生産力維持回復対策 (2)漁協等に対し、左記経費の2分の1以上補助する場合に限る。 (2)漁協等に対し、左記経費の2分の1以上補助する場合に限る。 (2)漁協等に対し、左記経費の2分の1以上補助する場合に限る。 (2)漁協等に対し、左記経費の2分の1以上補助する場合に限る。 (2)漁協等に対し、左記経費の2分の1以上補助する場合に限る。 (3)漁場生産力維持回復対策 (4)漁場生産力が低下防止、維持回復を図る取組に要する額と同額以内とする。		110-230/130-1-32 JV40T	(開始)/13大日 (開始)十
の達成のために必要な取組や 新たに生じた課題に対応する ための取組に要する経費 2 地域施策展開支援対策事業 (1)浜の生産・流通・経営基 強強化対策 (1)浜の生産・流通・経営基 強強化対策 (2)漁協合併支援対策 (2)漁協合併支援対策 (2)漁協合併支援対策 (2)漁協合併支援対策 (3)漁場生産力維持回復緊 急対策事業 (1)漁場生産力維持回復緊 急対策事業 (1)漁場生産力維持回復緊 急対策事業 (1)漁場生産力維持回復緊 急対策事業 (1)漁場生産力維持回復緊 急対策事業 (1)漁場生産力維持回復緊 急対策事業 (1)漁場生産力維持回復緊 急対策事業 (1)漁場生産力維持回復緊 急対策事業 (1)漁場生産力維持回復対策 (1)漁場生産力維持回復緊 急対策事業 (1)漁場生産力維持回復対策 (1)漁場生産力経持回復対策 (1)漁場生産力維持回復対策 (1)漁場生産力経持回復対策 (1)漁場生産力経済に対し、左記経費の2分の1以内。(1)漁場生産力経持回復対策 (1)漁場生産力経済に対し、左記経費の2分の1以内。(1)漁場生産力経済に対し、左記経費の2分の1以内。(1)漁場生産力経済に対し、左記経費の2分の1以内。(1)漁場生産力経済に対し、左記経費の2分の1以内。(1)漁場生産力経済に対し、左記経費の2分の1以内。(1)漁場生産力経済に対し、左記経費の2分の1以内。(1)漁場生産力経済に対し、左記経費の2分の1以内。(1)漁場生産力経済に対し、左記経費の2分の1以内。(1)漁場生産力経済に対し、左記経費の2分の1以内。(1)漁場・	(1)スマート経営体育成対策	理型漁業の推進等による持続 可能なスマート漁業の実現に	但し、市が県費以外に当該経費の6
(1)浜の生産・流通・経営基 盤強化対策		の達成のために必要な取組や 新たに生じた課題に対応する	但し、市が県費以外に当該経費の6
盤強化対策 域別施策展開計画」に基づく地域一体となった漁業者の生産性向上、経費削減の取組に要する経費 合併した漁協が行う販売事業・指導事業の強化を目的とした取組や施設の統合の取組に要する経費 分の1以上補助する場合に限る。 但し、市が県費以外に当該経費の分の1以上補助する場合に限る。 但し、市が県費以外に当該経費の分の1以上補助する場合に限る。 1)漁場生産力維持回復緊急対策事業 自己の責によらない赤潮、災害等による漁場生産力の低下防止、維持回復を図る取組に要 加又は負担する額と同額以内とする。	2 地域施策展開支援対策事業		
指導事業の強化を目的とした取 組や施設の統合の取組に要する 経費		域別施策展開計画」に基づく地域一体となった漁業者の生産 性向上、経費削減の取組に要	但し、市が県費以外に当該経費の6
急対策事業 (1)漁場生産力維持回復対策 自己の責によらない赤潮、災 漁協等に対し、左記経費の2分の1以 害等による漁場生産力の低下 内。但し、原則として市が県費以外に補 防止、維持回復を図る取組に要 助又は負担する額と同額以内とする。	(2)漁協合併支援対策	指導事業の強化を目的とした取組や施設の統合の取組に要する	但し、市が県費以外に当該経費の6
書等による漁場生産力の低下 内。但し、原則として市が県費以外に補 防止、維持回復を図る取組に要 助又は負担する額と同額以内とする。			
	(1)漁場生産力維持回復対策	害等による漁場生産力の低下 防止、維持回復を図る取組に要	漁協等に対し、左記経費の2分の1以 内。但し、原則として市が県費以外に補 助又は負担する額と同額以内とする。



2 長崎市の農業







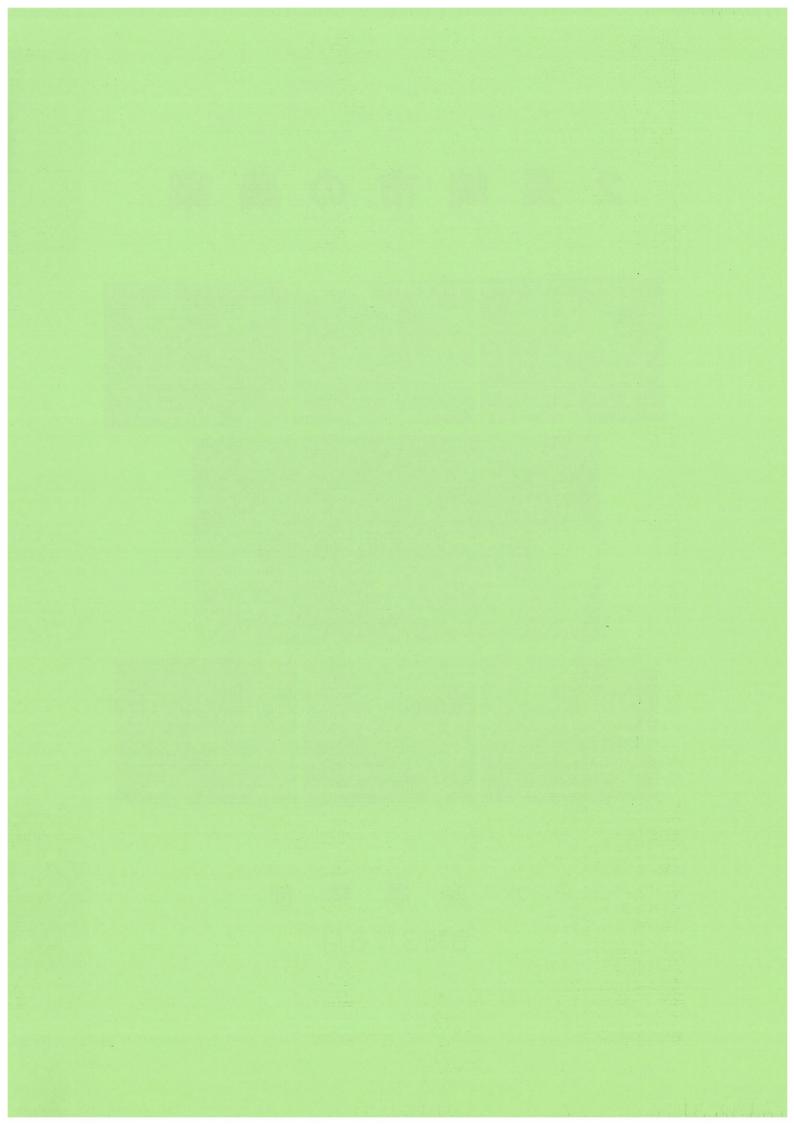








水 産 農 林 部 令和3年6月



第1章 農業

第	1	•	農業の現状	2 — 1
第	2		農家の現状	······2-2~2-7
		1	農家数	····· 2 – 2
		2	主副業別販売農家数	····· 2 – 3
		3	経営耕地面積規模別経営体数	······ 2 — 4
		4	販売金額規模別農業経営体数	······ 2 — 5
		5	農業就業人口	····· 2 - 6
	,	.6	経営耕地面積と耕作放棄地	····· 2 — 7
第	3		農産物販売金額	······2 – 8
第	4		作物別の現状	······2-9~2-13
,		1	果樹	2 - 9
		2	普通作物	····· 2 — 1 0
k		3	野菜	····· 2 — 1 1
		4	花き・花木	····· 2 — 1 2
		5	畜産	····· 2 – 1 3
			•	
第	5		その他	2 - 1 4 ~ 2 - 2 6
		1	認定農業者	····· 2 – 1 4
		2	認定新規就農者	·····2 – 1 5
		3	市民農園	·····2 - 1 5
		4	長崎市農業センター	·····2-16~17
		5	(一財)長崎市地産地消振興公	社⋯⋯2-18~19
		6	有害鳥獸対策	2-20~26

目 次

第2章 長崎市の主な農業振興制度

1	「人・農地プラン」	2-27~2-29
2	農業振興地域制度	······2 - 3 0
3	中山間地域等直接支払制度	2 - 3 1
4	多面的機能支払交付金	2-32
5	認定農業者制度	2 – 3 3
6	農業次世代人材投資資金交付金事業	2 – 3 4
7	中高年新規就農者給付金事業	2 – 3 5
8	担い手農家支援特別対策事業	2 – 3 6
9	農業新規参入促進事業	2-37
10	有害鳥獸対策事業	2-38~2-42
1 1	農業ヘルパー制度	2 – 4 3
1.2	農業振興会制度	2 – 4 4
13	経営所得安定対策	2 – 4 5
1, 4	農業金融制度	2 - 4 6
15	グリーンツーリズム推進事業	2 - 4 7
1.6	農地中間管理事業	2 – 4 8
17	環境保全型農業直接支払交付金	2 – 4 9
0	参考資料 所管施設一覧	2-50~2-54

第1章 農業

第1 農業の現状

長崎市の農業は、経営規模が零細で耕地は分散し、その大半は急傾斜の山腹に階段 状に展開している。

営農類型は、単一経営(施設野菜、果樹類、肉用牛など)と準単一複合経営(施設花き+その他、施設野菜+その他など)並びに複合経営(各種品目)に大別される。

生産量日本一を誇るびわは「茂木びわ」・「長崎びわ」として全国的にも知られて おり、現在、従来品種に代わる露地びわの優良品種「なつたより」について、積極的 にブランドカの向上に努めている。

野菜類では、施設園芸の主要品目である「いちご」が、日吉地区、東長崎地区、琴海地区等で栽培され、農業関係者による優良品種の検討と産地への普及が行われている。現在は、収量性が高い品種である「ゆめのか」が県内で推進され、長崎県・JAによる消費宣伝活動も活発に行われており、新規就農者が多い品目である。

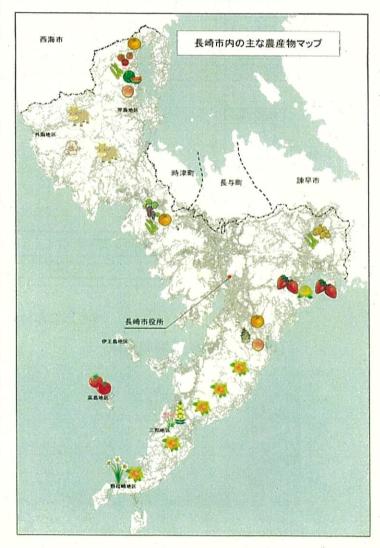
また、琴海地区や東長崎地区では、「アスパラガス」の施設栽培が行われている。

このほか、長崎赤かぶ・長崎 白菜・紅大根等の「ながさき伝 統野菜」は、西山地区を中心に 産地の育成と消費拡大などに向 けた取組みを行っている。

さらに、花き類は、施設園芸による輪ギクやトルコギキョウ等の切花栽培が中心である。

特に、輪ギクにおいては、生産者の組織化が進み、栽培技術も優れており、県内外の市場において高い評価を得ている。

畜産関係では、三重地区を中心に肉用牛が肥育されており、その中でもJA長崎せいひ長崎地区肥育牛部会で生産された「長崎和牛・出島ばらいろ」を地域ブランドに位置づけ、知名度の向上、消費拡大及び高付加価値販売などの取り組みを進めている。



第2 農家の現状

1 農家数

令和2年の総農家数は、2,343戸で、10年前の平成22年と比べると約30.5%減少している。

【表-1】 地区別農家数の推移

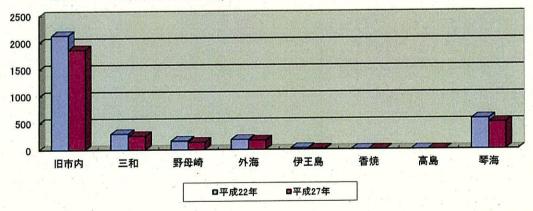
(単位:農家数・%)

地	<u>x</u>	名	平成22年	平成27年	令和2年	10年前対比	5年前対比
	古	賀	238	206	· .		
* = x	戸	石	150	125			
	矢	上	227	203		_	<u> </u>
	日	見	111	95	1		
旧市	茂	木	670	584			
	旧	市	376	332	<u> </u>		
*	福	田	140	121			
- 14 W	式	見	81	80		-	
* -	Ξ	重	116	97			71
	深	堀	23	22	-		
	横	尾	1	- 1.			
旧長崎	市小	計	2, 133	1, 866	_	_	+ 5.12
	Ξ.,	和	297	256			
. 200	野母	崎	161	139			
	外	海	185	171			-
旧町	伊王	島	26	12			
	香	焼	2	3	<u> </u>	_	
- " ;	高	島		***		-	
	琴	海	570	500	<u>-11</u> 20		
旧7日	7 町 小 計		1, 241	1, 081	<u>—</u>	<u> </u>	
合		計	3, 374	2, 947	2, 343	69. 4	79. 5

資料:農林業センサス

※令和2年の地区別農家数は令和3年5月時点で未公表

【図-1】年別地区別農家数



※1 農家:経営耕地(※2)面積が10a以上又は、10a未満で農産物販売金額が15万円以上の世帯

※2 経営耕地:自家で所有し耕作している耕地と借りて耕作している農地の合計 経営耕地=所有耕地一貸付耕地一耕作放棄地+借入耕地

2 主副業別販売農家数

販売農家(※1)における主副業別の推移をみると、副業的農家はやや横ばい傾向であるが、主業農家及び準主業農家の減少が進んでいる。

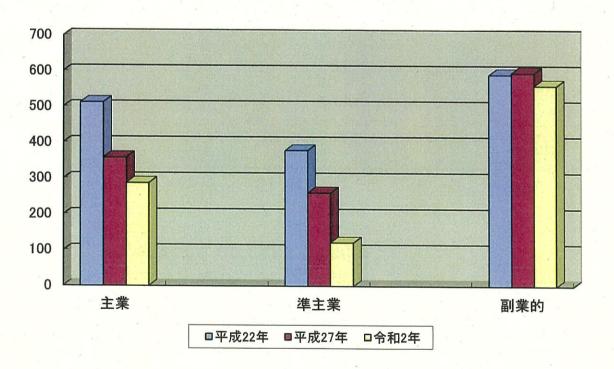
【表-2】主副業別販売農家数の推移

(単位:販売農家数:%)

区分	平成22年	平成27年	令和2年	10年前対比	5年前対比
※2 主業農家	512	358	288	56. 3	80. 4
※3 準主業農家	378	261	122	32. 3	46. 7
※4 副業的農家	591	596	560	94. 8	93. 4
合 計	1, 481	1, 215	970	65. 5	79. 8

- ※1 販売農家:経営耕地面積が30a以上又は、30a未満で農産物販売金額が50万円以上の農家
- ※2 農業収入 > 農外収入 かつ65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家
- ※3 農業収入 〈 農外収入 かつ65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家
- ※4 65歳未満の農業従事60日以上の者がいない農家

【図-2】年別主副業別販売農家数



3 経営耕地面積規模別経営体数

令和2年の農業経営体(※)について、経営耕地面積規模別にみると、0.5ha~1.0haの農業経営体が最も多く、全体の36.7%となっている。

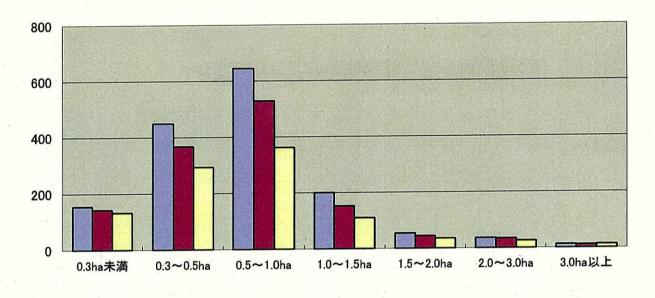
【表-3】 経営耕地面積規模別経営体数の推移

【衣-3】	在呂初	在呂林地国慎况侯別社呂仲敦の征物							- ПТ
	合 計	経営耕地なし	0. 3ha 未満	0. 3 ~ 0. 5ha	0.5~ 1.0ha	1. 0 ~ 1. 5ha	1. 5 ~ 2. 0ha	2. 0~ 3. 0ha	3. 0ha 以上
平成22年	1, 569	16	154	449	645	200	54	36	12
平成27年	1, 295	17	142	367	528	152	44	34	11
令和2年	986	15	132	293	362	110	35	26	13

資料:農林業センサス

(単位:経堂体)

【図-3】年別経営耕地面積規模別経営体数



□平成22年 ■平成27年 □令和2年

※農業経営体:経営耕地面積が30a以上あるいは次の規模以上又は農作業の受託の事業を行う者

- ・露地野菜作付面積15a ・施設野菜栽培面積350㎡ ・果樹栽培面積10a ・露地花き栽培面積10a
- ・施設花き栽培面積250㎡ ・搾乳牛飼養頭数1頭 ・肥育牛飼養頭数1頭 ・豚飼養頭数15頭
- ・ブロイラー年間出荷羽数 1,000羽 ・採卵鶏飼養羽数150羽
- 年間農業生産物の総販売額50万円に相当する規模

4 販売金額規模別農業経営体数

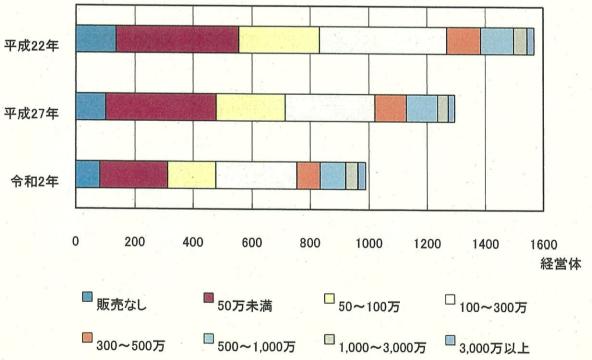
令和2年の農業経営体について、農産物販売金額規模別にみると、500万円未満の 農業経営体が全体の84.5%を占めている。

【表-4】 販売金額規模別農業経営体数

(単位:円、経営体)

-	_	The second second	THE RESERVE OF THE PERSON NAMED IN			THE RESERVE THE PERSON NAMED IN	-		
年度	合計	販売なし	50万 未満	50万~ 100万	100万~ 300万	300万~	500万~ 1,000万	1,000万~ 3,000万	3,000万以上
平 成 22 年	1, 569	135	419	278	435	117	115	46	24
平 成 27 年	1, 295	100	378	237	306	108	107	36	23
令 和 2 年	986	80	233	164	277	79	86	41	26

【図-4】販売金額規模別農業経営体割合



5 農業就業人口(農業従事者のうち主として農業に従事)

令和2年の販売農家の農業就業人口は、1,783人で、10年前の平成22年に比べると 760人減少し(70.1%)、15歳~29歳では22人減少している(33.3%)。

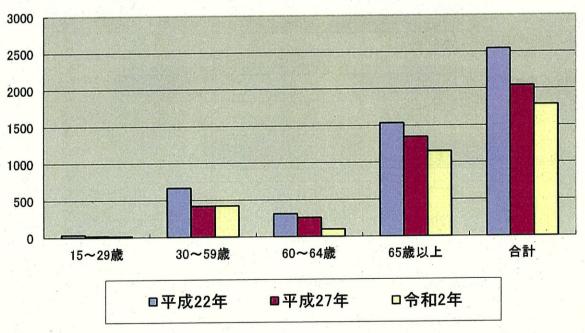
また、令和2年の女性の農業就業人口は765人で全体の42.9%を占めている。年齢層別にみると、65歳以上が全体の64.6%を占めている。

【表-5】 男女別農業就業人口

(単位:人)

区	分		15~ 29歳	30~ 59歳	60~ 64歳	65歳 以上	計
			27	376	147	808	1, 358
平成22年	平成22年 長崎市	女	6	290	162	727	1, 185
		計	33	666	309	1, 535	2, 543
-	7年 長崎市	男	15	241	129	703	1, 088
平成27年		女	2	177	129	644	952
		計	17	418	258	1, 347	2, 040
		男	10	266	115	627	1, 018
令和2年	長崎市	女	1	156	84	524	765
		計	11	422	199	1, 151	1, 783

【図-5】年別年齢層別農業就業人口



6 経営耕地面積と耕作放棄地

令和2年の総農家における経営耕地面積は869haで、5年間(平成27年対比)で256ha(22.7%)、10年間(平成22年対比)で500ha(36.5%)減少している。

令和2年の経営耕地面積のうち、644ha (74.1%) を販売農家が占めているが、自 給的農家が占める割合は、10年間の推移をみると、平成22年(10年前) 22.3%、平成 27年(5年前) 24.4%、令和2年は25.9%と増加傾向にある。

農業委員会が実施した令和2年度農地利用状況調査では、長崎市全体の耕作放棄 地(遊休農地)は448.1ha(うち農振農用地区域内189.0ha)である。

【表-6】 経営耕地面積

(単位: ha)

	平成22年			平成27年			令和2年	
計	販 売 農 家	自給的 農 家	計	販 売農 家	自給的 農 家	計	販 売 農 家	自給的 農 家
1, 369	1, 063	306	1, 125	850	275	869	644	225

資料:農林業センサス

【表-7】 農業委員会による耕作放棄地全体調査集計表

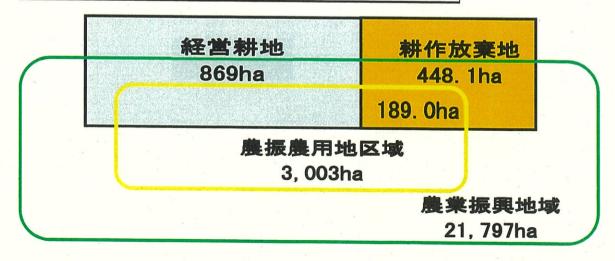
(単位:ha)

1 A	分類	②B (判断未	分類 了含む)	③合 計	(1)+2)
合 計	内農用地 区 域	合 計	内農用地 区 域	合 計	内農用地 区 域
448. 1	189. 0	2, 997. 3	720. 7	3, 445. 4	909. 7

※A分類・・・・人力・農業用機械で草刈り等を行うことにより直ちに耕作可能農地 B分類・・・・森林・原野化しており、農地に復元しても利用不可能な農地

【表-8】 農業委員会による耕作放棄地率

④管内農地	耕作放棄地率	耕作放棄地全体調査に
(農地利用状況調	①/④	よる耕作放棄地率
査より)	【活用すべき遊休農地】	③/④
5, 826. 2ha	7.7%	59.1%



第3 農産物販売金額

農産物販売金額について、【表-9】農産物販売金額(JA·市場·直売所等)の 推移のとおり、表中調査先より入手した長崎市内分の抽出データを基に示している。 令和2年度は、農産物販売金額49.2億円となっており、令和元年9月台風の影響 等により、びわ等の果実類の生産量が減少したほか、新型コロナウイルス感染拡大 の影響で花きを中心とした消費が低迷したことから、前年度と比較して90.8%とな った。

【表-9】

農產物販売金額	(JA -	市場・	直亮所等)	の推移
				Į ,

查	先/	区分	平成 29 年度	平成30年度	伸び率 H29 → H30	令和元年度	伸び率 H30 → R1	令和2年度	伸び率 R1 → R2	備考
物販	売額		5, 534, 071	5, 400, 809	97.6%	5, 425, 833	100. 5%	4, 927, 559	90.8%	
長前	6市中央卸列	市場	651, 758	595, 475	91.4%	545, 037	91.5%	529, 644	97. 2%	
	野菜		178, 207	285, 621	160.3%	137, 943	48.3%	158, 297	114.8%	
1.	果実		473, 551.	309, 854	65. 4%	407, 094	131.4%	371, 347	91. 2%	
# t	岛系統 (農産	を物)	2, 039, 139	1, 820, 212	89. 3%	1, 980, 966	108.8%	1, 694, 331	85, 5%	
<u> </u>	果実類		1,096,556	869, 524	79.3%	961,040	110.5%	694, 980	72.3%	
1 '	進州名	かん	167, 881	150, 283	89. 5%	147, 049	97.8%	111, 483	75.8%	
		みかん	. 0	0		. 0		0 ·	_	
	■ 地で		521, 459	336, 982	64.6%	420, 687	124.8%	268, 094	63.7%	是崎西被農協
	ハウス	びわ	291, 482	271, 140	93.0%	271, 127	100.0%	-216, 184	79.7%	
	ハウス	86	20, 460	17, 670	86.4%	22,049	124.8%	19,652	89. 1%	
	その他		95, 274	93, 449	98. 1%	100, 128	107.1%	79, 566	79.5%	デロボン、ぶどう
	野菜類		719, 274	706, 673	98.2%	775, 061	109.7%	804, 146	103.8%	
	いちこ	•	548, 672	565, 591	103.1%	580, 134	102.6%	628, 601	108.4%	
	アスク	マガス	71, 437	76, 467	107.0%	87, 402	114.3%	73, 520	84. 1%	
	\rac{1}{2}		49, 803	52, 362	105. 1%	,58, 415	111.6%	48, 417	82,.9%	
	その他	3野菜	49, 362	12, 253	24. 8%	49, 110	400.8%	53, 608 ·	109. 2%	生姜、馬鈴薯 すいか、かほ ちゃ等
	花き類		223, 309	244, 015	10,9.3%	244, 865	100.3%	195, 205	79.7%	
# 1	岛系統(音 彦	美柳)	2, 266, 073	2, 436, 439	107.5%	2, 393, 142	98. 27	2, 216, 007	92. 6%	
	肉用牛の部	12 179 /	2,093,961	2, 264, 563	108. 1%	2, 222, 843	98. 2%	2, 056, 231	92. 5%	●長崎西狭農協 ●開拓ながさき農賞
	子牛		88,861	90, 405	-	91, 996	101.8%	77, 228	83, 9%	
	乳用牛の部		31,015	33, 588.	108.3%	31, 337	93.3%	32, 116		ながさき県酪県
- -	豚		52, 236	47, 883	91. 7%	46, 966	98.1%	50, 432	107. 4%	長崎西彼農園
農	協系統直光原		396, 490	386, 179	97. 4%	363, 596	94.2%	348, 077	95, 7%	
	果実類		74, 161	79,865	107.7%	75, 218	94. 2%	64, 992	86.4%	
	業業類		51, 210	42,816	83.6%	37, 625	87.9%	33, 855	90.0%	
	果菜類		50,896	53, 410	104.9%	45, 176	84.6%	43,085	95.4%	●びわっちっ
	豆類	,	10, 573	10,700	101.2%	10, 514	98.3%	9, 752	92.8%	ーム ●東長崎ふれ
	根莱類		28, 525	. 24, 017	84. 2%	21, 520	89.6%	20, 583	95.6%	い市(東長線
	いも類		15, 893	14, 405	90.6%	13, 792	95.7%	14, 161		新大工・大流 住吉)
	穀類		3, 558	3,155	88.7%	3,001	95.1%	2, 762		●夕陽が丘そ
	花卉類		137, 901	135, 526	98.3%	135, 220	99,8%	135,795	100.4%	i
	林產物類		12,719	11,744	92.3%	11,651	99.2%	12,957	111.2%	
	たまご類		11,054	10, 541	95. 4%	9,879	93.7%	10, 135	102.6%	
147. 1	崎花市場		180, 611	162,504	90.0%	143, 092	88. 1%	139, 500	97, 5%	l

※長崎市中央卸売市場、農協系統(農産物、畜産物、直売所)、長崎花市場の取扱高又は販売実績資料による。 ※取扱高(または販売実績)のうち、長崎花市場は税抜き(商品の取り扱い上、税込みによる集計が困難であるため)、そのほかについては税込み による。

第4 作物別の現状

1 果樹

長崎市は、土壌や気象条件等に恵まれ、昔からびわ やみかんの栽培が盛んである。

「びわ」は、長崎市が全国トップの栽培面積と生産量を誇っているが、平成16~18年産、平成23~24年産、平成28年産、平成30年産、令和2年産と重なる気象災害の都度、生産量が減少しているとともに、栽培農家の高齢化や後継者不足など、様々な問題を抱えている。



長崎びわ「なつたより」

このような状況を克服するため、生産者・JA・市・県が一丸となり、『日本一のびわ産地』の継続とさらなる発展をめざし、びわ園地の整備や農道・園内道整備、施設化や優良品種への植栽を進めているとともに、災害リスク管理の強化として、共済・保険加入などを推進している。

また、平成21年2月に品種登録された「なつたより」は、従来の品種よりも大玉で甘く食味が優れている優良品種であることから、国、長崎県及び長崎市の支援制度を活用した改植・補植の推進と栽培技術指導の強化によって、令和3年度栽培面積57haをめざしているところである。

「温州みかん」については、透湿性被覆資材の導入や優良品種への品種構成転換を図り、高品質果実の安定生産をめざしている。また、中晩柑は、不知火、津之輝やせとか等が琴海地区を中心に生産されている。

長崎市には「ザボン」や「ゆうこう」といった歴史のある果実があり、市内外からの認知度も高まっているが、栽培面積や生産量が少ないため、消費拡大や加工品の開発に向けた取組みを推進し、生産地域の活性化を図る。

【表-10】 長崎市内の主な果樹の生産状況

	平成22年 平成27年 (2010年) (2015年)		令和2年 (2020年)	伸び率
	作付農家数	作付農家数	作付農家数	(2010年比)
びわ	644経営体	577経営体	412経営体	64%
みかん	463経営体	360経営体	60経営体 236経営体	
t t	57経営体	34経営体	15経営体	26%

栽培面積

2 普通作物

水稲については、規模が零細で、自家飯米用として栽培している農家が多い。また、経営所得安定対策事業等を推進しており、作付面積は減少傾向にある。

かんしょについては、生産に適した気象と土壌条件に恵まれているため長崎市内 各所で栽培され、主に食用として消費されており、また、外海地区では地元の「か んしょ」を活用したかんころ餅や焼酎の生産が行われている。

【表-11】 長崎市内の普通作物の生産状況

	平成27年 (2015年)		令和 (202	12年 0年)	伸び率		
	作付農家数 (経営体)	栽培面積 (ha)	作付農家数 (経営体)	栽培面積 (ha)	作付農家数	栽培面積 (%)	
*	214	83	147	63	69	76	

資料:農林業センサス

※自家消費用の作付も含む

【表-12】 長崎市内のかんしょの生産状況

	平成2 (201!		令和 (2020		伸び率		
	作付農家数 (経営体)	栽培面積 (ha)	作付農家数 (経営体)	栽培面積 (ha)	作付農家数(%)	栽培面積 (%)	
かんしょ	101	5	49	3	49	60	



外海大中尾棚田



外海地区かんしょ収穫作業

3 野菜

野菜では、市場価値が高く経営安定を図ることができる施設園芸が、長崎市南部地区、東部地区及び琴海地区等で営まれ、いちご、アスパラガス及びミニトマト等が生産されている。

ねぎ、ほうれんそう等の軟弱野菜は、少量多品目にわたり栽培されており、特に鮮度が要求されるため地元市場へ出荷されるとともに、農産物直売所への出荷が増加する等、地場消費が図られている。

その他に、すいか、きゅうり等の果菜類の作付けがなされているものの、各品目と もに規模が小さいのが現状であり、収量の安定と他作物との輪作体系により需要に 即した生産を行っている。

また、長崎赤かぶ・長崎白菜・紅大根等の伝統野菜については、一部の地域で生産されており、活用の推進を図っている。

【表13-1】 長崎市の野菜の生産状況

		平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	伸び率 (2020年/2010年)
		作付農家数 (経営体)	作付農家数 (経営体)	作付農家数 (経営体)	作付農家数 (%)
い ち		117	87	73	62
ばれい	しょ	284	146	70	25
ほうれん	しそう	292	187	104	36
ね	ž	248	131	77	31
たま	ね ぎ	247	185	72	29
す い	か	85	49	27	32
トマ	7	131	92	45	34
さ と	いも	241	135	78	. 32
きゅ	う り	235	144	72	31
な	वं	198	135	62	31
にん	じん	127	64	36	28

【表13-2】 作付面積

			·	平成22年 (2010年) 作付面積 (ha)	平成27年 (2015年) 作付面積 (ha)	令和2年 (2020年) 作付面積 (ha)	伸び率 (2020年/2010年) (%)
野	菜	全	般	151	101	88	58

4 花き・花木

「花き」は、施設園芸による輪ギクやトルコギキョウ等の切花栽培が中心である。 特に輪ギクにおいては、生産者の組織化が進み、栽培技術も優れており、県内外の市 場において高い評価を得ている。

「花き」の生産農家は比較的年齢が若く、各種補助事業を活用しながら、低コスト 耐候性ハウス・補強型ハウスの導入や、施設の省力化・自動化及び省力化品種への転 換等に積極的に取り組み、生産コストと労力の低減を図ることで、農業経営の安定向 上につなげている。

また、野母崎地区は日本水仙の産地であり、有利販売にむけた促成栽培に取り組んでいる。1月初めに開催される「水仙まつり」は冬の恒例イベントとして、市民のみならず、観光客にも人気を博している。

「花木」は、長崎市東部の古賀地区で多く栽培されており、その歴史は古く、庭園 木や観賞用として高い評価を得ている。

【表-14】 長崎市内の花きの生産状況

111 171	24 7 7 7		<u> </u>					
	平成 (201	100	平成 (201	27年 5年)	令和 (202	Maria Cara Cara Cara Cara Cara Cara Cara	伸て (2020年/	
	作 付農家数 (経営体)	作付 面積 (ha)	作 付農家数(経営体)	作付 面積 (ha)	作 付農家数(経営体)	作付 面積 (ha)	作 付 農家数 (%)	作付 面積 (%)
【切り花】 主な品目 キク トルコギキョウ ユリ 水仙	234	74	206	58	156	52	67	70



低コスト耐候性ハウスの導入



輪菊の現地検討会

5 畜 産

家畜の飼養戸数は、飼養者の高齢化、後継者不足等に加え、飼料価格の高騰等の状況にあるが、横ばいとなっている。

畜産経営については、各種の融資制度及び補助事業等により、飼育頭数の維持・拡大及び飼養管理の省力化、低コスト生産を推進し、経営の安定を図っている。

また、口蹄疫や鳥インフルエンザ、豚熱等の家畜伝染病の予防強化と危機管理体制の充実を図るため、県・JA等と連携し、畜舎等への野鳥やイノシシの侵入防止対策に取り組むとともに、飼料及び薬品の使用記録の徹底や適切な糞尿処理について巡回指導を実施している。

第10回全国和牛能力共進会(平成24年10月25日~29日開催)においては、JA長崎せいひが誇る長崎市産のブランド牛「長崎和牛・出島ばらいろ」の生産者が含まれる長崎県チームが最高位にあたる名誉賞「内閣総理大臣賞」に輝いた。

【表-15】 長崎市内の畜産の生産状況

	平月	29年度	平成	30年度	令和	元年度	令和	2年度
	飼養 戸数	飼 養 頭羽数						
肉用牛	22戸	3,586頭	21戸	3,596頭	21戸	3,509頭	22戸	3,560頭
乳用牛	1戸	65頭	1戸	43頭	1戸	48頭	1戸	42頭
豚	4戸	3, 604頭	4戸	3,559頭	4戸	3, 229頭	4戸	3, 769頭
鶏卵	2戸	6, 000羽	2戸	6, 500羽	2戸	7,000羽	2戸	3, 600羽
ブロイラー	3戸	374, 600羽	3戸	370,000羽	3戸	375,000羽	3戸	372, 000羽

資料:長崎県家畜・家きん飼養頭羽数等調べ



肥育牛



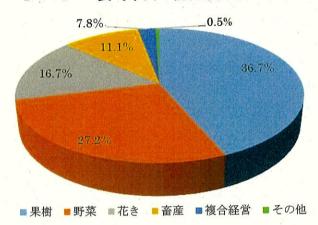
長崎和牛・出島ばらいろ

第5 その他

1 認定農業者

認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が作成する農業経営改善計画を長崎市が認定した農業者であって、令和2年度末現在で180経営体となっている。その、経営改善計画の作成や認定後の目標達成を図るため、長崎市と関係機関で組織する長崎市担い手育成総合支援協議会が中心となり指導・支援を行っている。

また、長崎市認定農業者連絡協議会が平成11年6月に設立され、研修会等積極的な活動を行っている。その支援体制としては、長崎市独自の施策のみならず、関係機関と組織する長崎市担い手育成総合支援協議会が中心となり、農業経営や技術等の指導や支援を行っている。



【図-7】 長崎市内の認定農業者の営農形態

【表-16】 長崎市内の認定農業者数の推移

(単位:経営体)

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
認定 者数	162	129	154	283	316	334	366	352	345	249	254	236	246	213	219	206	193	185	180

※ 認定者数の減は、5年間の認定期間満了に伴う再認定を受けていない者で、平成16年度からは、合併町の認定農業者数を含む。

【表-17】 長崎市内の認定農業者の年齢構成[平均年齢61.7歳] (単位:経営体)

	29歳	30~	35~	40~	45~	50~	55~	60~	65~	70歳
	以下	34歳	39歳	44歳	49歳	54歳	59歳	64歳	69歳	以上
認定者数	0	0	2	8	.11	12	36	17	34	44

※法人経営体(12法人)、共同申請(4組)を除く数値

【表-18】 地区別の認定農業者数

(単位:経営体)

茂木南	茂木北	東長崎	その他旧市	日吉	三重	三和	野母崎	外海	琴海	計
16	18	19	6	35	9	29	0	4	44	180

2 認定新規就農者

認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、新たに農業経営を営もうとする青年等(※)が作成する青年等就農計画を長崎市が認定した者であって、令和2年度末現在で26経営体となっている。

認定農業者同様、青年等就農計画の作成や認定後の目標達成を図るため、長崎市と 関係機関で組織する長崎市担い手育成総合支援協議会が中心となり、農業経営や技術 等の指導・支援を行っている。

※青年(原則18歳以上45歳未満)、知識・技能を有する者(65歳未満)、これらの者が役員の過半を占める法人で、農業経営を開始してから一定期間(5年)以内のものを含み、認定農業者を除く

【表-19】地区別の認定新規就農者数

(単位:人)

茂木南	茂木北	東長崎	その他旧市	三和	三重	琴海	計
2	1	3	1	15	1	13	26

3 市民農園

就農者、農業後継者の減少により農地の荒廃が進行したため、遊休農地の有効活用と併せて、都市住民が土に親しむことで、農業に対する理解を深めてもらい、『都市と農村のふれあいの場』となることを目的として、昭和52年に平山地区で長崎市民農園(現在、平山市民農園)を開園した。その後、市民農園の入園希望者の増加に伴い、平成12年度に三重地区に市民農園を整備し、平成13年4月に開園した。

また、平成17・18年の市町合併により、高島市民農園・琴海赤水ふれあい農園を追加し、平成29年10月より、維持管理業務については、南・北総合事務所の業務とした。

【表-20】 市民農園施設概要

(令和3年4月1日現在)

場所	平山市民農園	三重市民農園	高島市民農園	琴海赤水ふれあい 農 園
	11, 927m²	11, 107mi	4, 176m²	3, 120m²
総面積	(約20㎡/区画)	(約30㎡/区画)	(約30㎡/区画)	(約30㎡/区画)
			(特別区画あり)	
区画数	185区画	213区画	43区画	95区画
利用率	134区画(72%)	148区画(69%)	17区画(39%)	56区画(58%)
維持管理	南総合事務所	北総合事務所	高島地域センター	北総合事務所
付帯施設				
駐車場	2箇所	1 箇所		1箇所
	(普通車20台)	(普通車約20台)	_	(普通車10台)
トイレ	1基	1基	·	_
給水施設	給水槽7箇所	給水槽8箇所	水道 1 基	水道 1 基
	蛇口14箇所	溜池1箇所	蛇口12箇所	蛇口4箇所
		蛇口9箇所		管理棟1棟
その他	_		<u> </u>	(便所・休憩室あり)

4 長崎市農業センター

(1) 事業の目的

農業を取り巻く情勢は、就農者の高齢化や担い手不足をはじめとした社会情勢の変化に伴い遊休農地が増加している状況であり、その解消が大きな課題となっていることから、平成15年度から長崎市内農業者の手助けを行う農業へルパーの育成のための研修など人材育成を目的とした農業研修施設「長崎市農業センター」を戸石町に開設している。

(2) 農業センターの主な事業内容

ア 農業ヘルパー研修会の開催

平成15年10月~(第1~19期まで終了)



農業ヘルパー研修風景

イ 農業ヘルパー研修修了生

[研修修了生の一覧]

令和3年3月31日現在

修了生	ヘルパー登録者	就農者	その他
376名	108名	67名	201名

ウ 農業ヘルパー人材あっせん事業

平成16年10月から職業安定法に基づく無料職業紹介業務の実施

令和2年度職業紹介実績 13件

令和3年3月31日現在

求人者数(雇用農家)実数	8戸 (のべ13戸)
求職者数(農業ヘルパー)実数	16名(のべ35名)
ヘルパー就業従事日数	150日

主な仕事(農作業)の内容

野菜	イチゴ定植準備、ショウガ収積	ŧ
花き	菊の定植、芽摘み	
果樹	ビワ収穫、ミカン収穫 など	

エ 農業ヘルパー研修修了生の相談窓口

- ・栽培技術や新規就農について
- ・農地の賃貸借方法及び遊休農地の紹介について など

オ 農作業体験学習の実施

(ア)目的

長崎伝統野菜の種まきから収穫まで一連の 農作業を体験してもらうことで、次世代を担 う子どもたちの「地産地消」に対する理解を 深めるとともに、「農業」と「食」に対する 関心を深めることを目的に実施。



農業体験学習(長崎伝統野菜)

(イ) 実施団体

【令和2年度実績】

長崎市立橘小学校 75名、長崎市立戸石小学校 103名、日見幼稚園 42名 ピノキオ保育園 49名、戸石保育園 35名、結宅保育園 23名、 あやめ東幼稚園 31名 計 358名

(ウ) 実施内容

【令和2年度実績】

- ・サツマイモの定植・収穫、大根の播種・収穫
- ・ながさき伝統野菜(長崎赤かぶ・辻田白菜・長崎たかな・紅大根・長崎白菜)の播種・定植・収穫・地元婦人部の協力でタカナ漬づくり

カ 小型農業機械の貸出事業 (平成19年2月1日~)

	項	目			要	件
貸	出	料	金	無料		
貸	ш	144	+=+	耕運機	3馬力2台、4馬力	1台 計3台
貝	出	機	械	破砕機	1台	
				①農家の農業	こ従事する者	
対	\$	þ	者	②新規就農希望	望者のうち農地を所	所有又は賃借している者
\^3	2		13	③農業ヘルパー	一登録者	
	il.			④その他市長が	が必要と認める者	
R2±	F度貨	出手	 [績	38件(農家:3	1件 新規就農者	: 0件 その他: 7件)



小型耕うん機



破砕機

5 (一財) 長崎市地産地消振興公社

(1) 運営の基本方針

農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化・農業後継者の減少をはじめ社会経済情勢の変化に伴い耕作放棄地が増加するなど農業生産活動が停滞し、非常に厳しい状況下にある。また、消費者は、輸入農産物の増加や遺伝子組替食品の流通などにより「食」への安全・安心志向が高まっている。

このため、一般財団法人長崎市地産地消振興公社では、地域の生産者と消費者が 一体となった「地産地消運動」を展開するなかで、農地中間管理事業を活用した農 地流動化の促進や農業研修を通じた農業担い手の確保・育成などの各事業を実施す るとともに、地域の農水産物を販売する長崎市三和農水産物直売所「みさき駅さん わ」を運営し、総合的な地域農水産業の活性化と地域の発展に努める。

(2) 事業計画

一般財団法人長崎市地産地消振興公社(以下「公社」という。)は、令和2年度 においては、次の事業を行う。

ア 農地中間管理事業

公社は、農地流動化及び耕作放棄地解消策の一環として耕作放棄地を中間的に保有している。これによって、熟畑化しつつある農地については、長崎市及び農業委員会等関係機関の指導を受けながら認定農業者などの規模拡大農業者や新規就農者等に農地流動化を推進してきた。平成26年度から国の制度として始まった農地中間管理事業による農地流動化のあっせん業務の委託を受け、一層の農地流動化を推進し規模拡大及び新規就農者のための農地の確保と遊休化した農地の活用を図る。

また、高齢化等で農地の耕耘整地作業が困難な農業者の作業を公社が受託し、耕作放棄地の解消と農地の有効活用を推進する。

農地中間管理事業による農地流動化計画

50.0ヘグタール

中間保有農地面積による農地流動化計画

2. フヘクタール

耕耘整地作業受託計画面積

1.0ヘクタール

平山市民農園管理

1. 2ヘクタール

イ 人材育成事業

農業の担い手が不足するなかで、新規就農者等を育成・確保するため、露地 野菜を中心とする実践的な栽培技術研修を行う。また、栽培した露地野菜等は、 地元の農水産物直売所において販売する。

(ア) 期 間

令和3年4月上旬から令和4年3月末までの1年間の実地研修を予定

- (イ) 農業研修募集者数 10名
- (ウ) 研修栽培品目数 野菜20種類
- (エ) 研修による成果品(生産物)販売計画 販売量 8,300 kg

販売額 1.200千円

※研修生の動向

	研修期間	修了生	就農者	直売所会員
第1期生	H15. 4. 1~H16. 3. 31	6名	6名	5名
第2期生	H16. 4. 1~H17. 3. 31	7名	6名	5名
第3期生	H17. 4. 1~H18. 3. 31	7名	7名	6名
第4期生	H18. 4. 1~H19. 3. 31	13名	7名	3名
第5期生	H19. 4. 1~H20. 3. 31	5名.	5名	2名
第6期生	H20. 4. 1~H21. 3. 31	10名	8名	8名
第7期生	H21. 4. 1~H22. 3. 31	8名	6名	4名
第8期生	H22. 4. 1~H23. 3. 31	. 7名	7名	4名
第9期生	H23. 4. 1~H24. 3. 31	13名	13名	5名
第10期生	H24, 4, 1~H25, 3, 31	11名	11名	5名
第11期生	H25, 4, 1~H26, 3, 31	11名	11名	3名
第12期生	H26. 4. 1~H27. 3. 31	9名	7名	1名
第13期生	H27. 4. 1~H28. 3. 31	5名	5名	4名
第14期生	H28. 4. 1~H29. 3. 31	3名	2名	1名
第15期生	H29. 4. 1~H30. 3. 31	4名	4名	3名
第16期生	H30. 4. 1~H31. 3. 31	2名	0名	0名
第17期生	H31. 4. 1~R2. 3. 31	0名	0名	0名
第18期生	R2. 4. 1~R3. 3. 31	4名	3名	1名
合 計		125名	108名	60名

ウ 地産地消振興事業

公社が農地流動化のため中間的に保有している農地を使って、露地野菜等を栽培するとともに、地域の農業者へ新品種、作型、栽培技術の普及を図る。また、栽培した露地野菜等は、地産地消運動に呼応して、地元の農水産物直売所へ供給するとともに、一部の生産物は、地域の農水産物加工所及び学校給食の原材料として供給する。また長崎県農林技術開発センターが開発したさとうきびによる黒砂糖シロップ製造技術の向上を図り農水産物加工品の開発のため原料を供給する。

礫の多い農地の有効活用のため、野菜袋培地栽培施設でトマト栽培の展示普及 を図り耕作放棄農地の解消と地域農業の振興に寄与する。

栽培品目

露地野菜/18種類

さとうきび 1種類

生産物販売計画 販売量

6, 840 kg

販売額

1,000千円

試験栽培

トマト袋培地栽培

工 農水産物直売所運営事業

長崎市から受託した長崎市三和農水産物加工直売所「みさき駅さんわ」の管理運営を円滑、かつ、適切に行うため、次の事業を行う。

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	,	
(ア)	会員の確保	60	0名
(イ)	農水産物直売所運営協議会開催	年	3 回
(ウ)	消費者モニター会議開催	年	2回
(工)	地区別会員研修会開催(10会場)	年	2 回
(オ)	野菜栽培技術講習会の開催	年	2 🔟
(カ)	会員先進地視察研修会開催	年	1 🗓
(キ)	エコバック及び食卓の日の普及・定着	-	•
(ク)	イベントの開催(5月下旬、12月上旬)	年	2 回
(ケ)	会員販売目標額 230,0	0 0 0	千円
(□)	各催しへの出店(ながさき室り・直みの威謝祭団	55.7	•

6 有害鳥獸対策

(1)被害の状況

有害鳥獣 (イノシシ・シカ・カラス・アナグマ等) による農作物の食害・踏み倒し・掘り起こし等の農業被害及びイノシシによる石垣の倒壊・威嚇行為等の生活環境被害は長崎市内全域に及んでいる。

【各地区の有害鳥獣による相談件数】(上段R1、下段R2)

地区	イノシシ	シカ	カラス	アナグマ	タヌキ	サル	その他	Ħ
	23	0	0	. 5	. 1	0	0	29
琴海	23	0	1	. 1	. 0	0	0	25
	25	0	0	1	0	0	0	26
外海	19	0	0	3	0	0	0	22
	70	0	1	5	0	0	2	78
稲佐・福田	109	0	0	15	1	0	1	126
	218	4	. 5	46	3	0	7	283
長崎・浦上	363	0	2	66	7	0	10	448
	38	0	. 0	11	.0	0	0	49
式見 三重	59	0	0	37	1	0	4	101
	87	0	2	. 4	2	0	2	97
東長崎	162	0	0	10	1	. , 0	6	179
	. 155	30	1	9	3	. 0	0	198
大浦•茂木	84	3	1	6	0	0	1	95
	269	40	0	. 15	3	. 0	4	331
三和·野母崎	419	44		5	3	1	2	474
5 0	885	74	9	96	12	0	15	1,091
計	1238	47	4	143	13	1	24	1,470

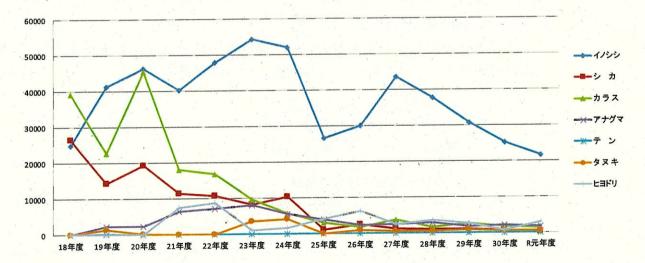
(単位:件

内容	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
農業被害	161	239	216	208	348	313	462	420	185	472	471	562
生活被害	191	305	511	435	369	467	415	585	511	626	620	908
81	352	544	727	643	717	780	877	1,005	696	1,098	1,091	1,470

【農作物の被害金額】

(単位:千円)

													1-	- 1 1 3/
年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度
イノシシ	24.890			40,273	47,919	54,285	51,900	26,671	29,953	43,571	37,712	30,790	25,252	20,826
シカ	26,450		19,380	11,493	10,799	8,322	10,443	1,121	2,502	1,267	1,173	1,105	794	243
カラス	39.220			18,106	16,815	9,752	5,824	3,037	1,937	3,835	1,616	2,765	1,843	1,416
アナグマ	_	2,400	2,343	6,568	7,211	8,119	5,596	4,046	2,410	2497	2,843	1,782	2,226	1,772
テン	_	160	-			. <u>-</u>		1 1 W	-		-	_	_	
タヌキ		1,450	325	. –	_	3,662	4,153	-	1,037	632	596	938	648	546
ヒヨドリ	_			7,619	8,861	1,093	1,709	4,182	6,234	2,638	3,666	2,816	744	3,076
その他		_	_	6,127	2,100	521	963	, de 18 a -	1,815	1,270	983	1,266	1,000	976
合計	90,560	82,344	113,573	90,186	93,705	85,754	80,588	39,057	45,888	55,710	48,589	41,462	32,507	28,855



(2) 有害鳥獣捕獲実績

イノ	シシ		· · ·										, (単位:頭)
	抽	蓬項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
	描	論会捕獲	64	292	282	124	211	181	130	2,495	2,618	2,824	2,782	3,518
		東 一獲 「隊 所持者從事者書詞)					33	195	560	728	928	907	1,027	1,717
		個人捕獲	12	14	29	26	31	74	293	66	8	t	0	0
有		託→専門業者 歐対策相談等委託					31	76	88	95	88	96	116	83
害鳥		旧長崎市	118	179	358	351	369	349	561					
獣捕	弾友会	旧外海	117	112	. 164	459	192	173	188					
獲	委託	旧琴海	58	,33	82	148	186	209	252					
		小計	293	324	604	958	747	731	1,001					<u></u>
		⇒市対策協議会 東京対策国点モデル	7	46	72	54	30							
		ā l	376	676	987	1,162	1,083	1,257	2,072	3,384	3,642	3,828	3,925	5,318
	猟	明揣獲	761	336	520	576	430	221	317	241	233	129	103	59
	含	Bt .	1,137	1,012	1,507	1,738	1,513	1,478	2,389	3,625	3,875	3,957	4,028	5,37
シカ		•	,		•					•	 -			(単位:頭)
	捕狂	菱項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
	t≨	B議会捕獲	13	38	68	79	44	6	· 9	581	767	845	719	761
	協議金	※猟期緊急捕獲				•		383						
有		前 獲 隊 所持者從事者書配》					0	30	86	93	163	109	91	53
害鳥		個人捕獲	6	7	22	8	35	129	119	41	. 8	0	0	Ċ
獣捕獲		託→専門集者 飲対策相談等委託					57	46	73	81	64	63	71	45
12		友会委託	78	80	101	162	210	282	154					
		⇒市対策協議会 技事対策算点モデル	6	. 9	23	6	52							
	,	計	103	134	214	255	398	876	441	796	1,002	1,017	881	859
		坍捕獲	92	. 58	104	156	133	19	120	70	40	11	23	22
		<u>#</u>	195	192	318	411	531	895	561	866	1,042	1,028	904	881
アナ	グマ・タ	ヌキ・アライグ	₹		<u>.</u>				· · · <u> </u>					(単位:頭
		抽	獲項目			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
		. 協!	養会捕獲			23	82	28	41	239	296	492	357	48
	市委託	⇒専門業者(マ	有害鳥獸対	策相談等	委託)		29	43	. 22	39	. 36	30	41	7
	長	崎市有害鳥製	対策チー	ム(市直営))	49	25							
		個人	捕獲隊捕獲	ŧ						6	11	9	3	
	٠	· 1	a a t			72	136	71	63	284	. 343	531	401	55
カラス	τ	·												(単位:羽
	捕狂	養項目 ————————	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
<u>.</u>	協議	会捕獲 	. 0	0	9	. 7	0	25	0	773	852	506	675	78
	個人	等捕獲	829	1,192	822	817	550	601	870	943	794	645	886	70
	猟友	会委託	851	1,186	1,094	803	713	600	587				-	
	含	計	1,680	2,378	1,925	1,627	1,263	1,226	1,457	1,716	1,646	1,151	1,561	1,48

(3)被害防止を目的とした器具の無償貸与実績 (令和3年3月31日現在)

	23年度	24年度	25年度	26年度	.27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
ワイヤーメッシュ(m)	1,786	2,455	1,845	2,242	1,969	4,994	27,580	41,494	38,297	38,975
電気牧柵器(基)	82	31	5	10	5	9	9	10	1	7
防止ネット(m)	8,680	2,180	3,050	1,610	200	0	0	0	0	C
箱わな・小型捕獲器(基)	34	38	74	60	121	194	254	232	294	333

※平成28年度までは、長崎市の貸与事業として実施していたが、より迅速な被害対 策となるよう、平成29年度から長崎市有害鳥獣対策協議会の貸与事業として実施。







侵入防止ネット



箱わな



ワイヤーメッシュ(WM)柵

(4) 侵入防止資材等整備補助(1/2補助)件数

\\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	電気牧	柵器	ワイヤー	メッシュ	防止	ネット	箱わな		件数	補助額(円)
	件数	基数	件数	延長(m)	件数	延長(m)	件数	基数	11-30	个市场1节具(1 1/
24年度	42	47	20	4, 640	3	600	1	2	66	2,646,000
25年度	.21	22	26	4, 390	4	530	-	-	51	1,797,000
26年度	33	42	20	3, 290	_	-	1	1	54	2,120,000
27年度	32	34	52	9, 475	1	60	-	-	85	4,292,000
28年度	15	19	78	13, 377	1 1	-	17	34	110	5,976,000
合 計	143	164	196	35, 172	8	1, 190	19	37	366	16,831,000

[※]平成28年度までは、長崎市の補助事業として実施していたが、平成29年度からは 長崎市有害鳥獣対策協議会の貸与事業として一本化。

(5)網・わな猟免許取得助成実績

・免許申請(5,200円)、狩猟講習会受講(10,000円)に係る経費の一部を助成

(単位:人)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度
6月受験	12	19	14	5	19	16	35	14	16	17	
1月受験	17	9	24	12	53.	32	38	23	25	32	28
計	29	28	38	17	72	48	73	37	41	49	28

(6) ながさき鳥獣被害防止総合対策事業 (国庫ワイヤーメッシュ柵設置事業)

◆国庫ワイヤーメッシュ事業 実施延長

(単位:m)

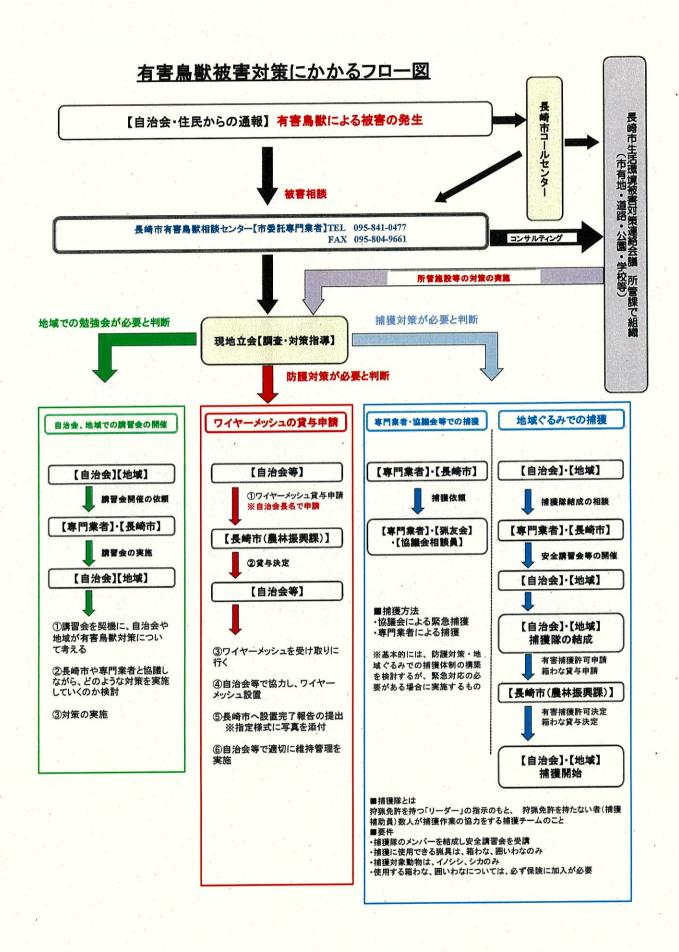
(+ pz.111)	filmen and the second s										
R3計画	合 計	R2	R1	H30	H29	H28	H27	H26	H25	H24	
2,690	134,568	3,375	4,230	15,275	19,076	22,344	13,438	13,173	21,541	22,116	琴海
970	41,674	843	3,579	6,309	2,522	7,456	0	5,463	7,577	7,925	外海
1,070	13,998	0	0	0	460	696	0	0	5,342	7,500	式見三重
0	34,654	793	410	589	3,059	7,094	970	3,083	10,718	7,938	上浦福田
5,300	121,977	14,269	5,694	20,861	20,703	25,027	13,173	5,809	10,418	6,023	東長崎
13,810	352,286	5,613	9,406	37,992	69,087	92,020	37,838	57,898	21,630	20,802	茂木戸町
5,978	89,980	11,014	3,178	21,118	3,881	22,122	1,329	5,049	14,789	7,500	三和野母
0	23,992	1,088	0	1,471	16,402	1,396	3,635	0	0	0	長崎浦上
29,818	813,129	36,995	26,497	103,615	135,190	178,155	70,383	90,475	92,015	79,804	合計

※平成26年度までは長崎市が事業主体で実施していたが、平成27年度からは事業採択のポイント (捕獲活動と一体的に整備など)を上げるため、長崎市有害鳥獣対策協議会で実施。





ワイヤーメッシュ柵の設置状況 (式見・三重地区)



(7) 地域ぐるみによる捕獲の推進(捕獲隊)

ア 内容

狩猟経験を有する免許所持者(リーダー)と免許を持たない被害農業者等(捕獲補助員)により捕獲チーム(捕獲隊)を編成して、箱わな、囲い罠による捕獲作業を行う取り組みを推進している。

イ 市の支援

①箱わなの無償貸与

捕獲隊が使用する箱わなを捕獲許可期間中に無償貸与する。

- ②捕獲報奨金の交付
 - ・市単独の報奨金制度により、イノシシ及びシカ1頭につき、5,000円を交付。
 - ・国庫事業による捕獲報奨金は、7,000円を交付。
- ③専門業者によるコンサルティング

市が委託している有害鳥獣対策の専門業者により、捕獲隊の組織化に係るコンサルティングや捕獲許可のための安全講習会を実施している。





ウ 捕獲隊の組織化の状況と捕獲実績

	i in the	4.10	The sale of	To 12 Walnut decide The	· 新华 中海	R2捕獲許可				3,000,000	Lack KI	T. (F. C.) (10)	u-Sa	Allega	112.7	7.15.50	563 B	
番号	結成	組織化數	地区	排獲隊名	区分	隊員内訳			許可頭數		H29		H30		R1		R2	
	年度					免許 所持	補助員	小計	イノシシ	シカ	イノシシ	シカ	1/55	シカ	イノシシ	シカ	イノシシ	シカ
1			琴海	琴海尾戸地区捕獲隊	農業被害	No.		0	ELECTR	0.000	17	10000	BH OF	NO STREET	INCOME.	Interest	PRINCIPAL PRINCI	SSSCOOL
2			外海	池島地区捕獲隊	農業被害		. 3	4	40	5-11	26		35		23		STATISTICS.	COMPANY
3		125 8	上浦·福田	柿泊地区捕獲隊	生活環境被害	1	6	7	35	F 602	8	-			6		8	-
4	H25		式見·三重	牧野地区捕獲隊	農業被害	SERVICE STREET	SENSET.	0	All the last	PERM	REGARD		MINIS	65500	MAKE BER	Menten	BESTRUE	Mahier
5	1120		茂木	宫摺地区捕獲隊	農業被害	3	12	15	70	30	48	10	28	12	43	5	41	Designation of the last of the
6			茂木	千々地区捕獲隊	農業被害	1	8	10	80	80	53	58		45		37		
7			三和·野母崎	平山市民農園捕獲隊	生活環境被害		TENSON.	0	through	2000	Especies.	Balan	CONTROL OF	100000000000000000000000000000000000000	BOOL PROPERTY.	020,00	50	6900000
8			外海	神浦際山地区捕獲隊	生活環境被害	1	12	13	65		25		2		14		42	No. Consider
9				牧島地区捕獲隊	農業被害	2	5	7	21	1,	1				2		3	
10		A	長崎·浦上	大宮地区捕獲隊	農業被害	- 1	1	2	10		1		1		-		8	-
11			茂木	大山地区捕獲隊	農業被害	merch.	TRACTURE.	0	STEPOLO		WHEN T	3	elicustra.	electrolis .	(Charles	1007×50	WAS COMMON	Skolle.
12	1		三和·野母崎	高浜古里地区排獲隊	農業被害		RESERVED TO	0	Share to		6		4				200 TO 100 TO 10	CONTRACTOR OF THE PARTY OF THE
13			長崎·浦上	出雲地区捕獲隊	農業被害			0	000000		3						200	1000
14	H26	11	琴海	琴海形上地区捕獲隊	農業被害	1	11	12	48		58	- The same same	29	The same of the sa	36		41	Telephone .
5			外海	黑崎地区捕獲隊	農業被害	- 3		15			21		20		14		36	
6			外海	神浦下大中尾地区捕獲隊	農業被害	WEST TO	10000100000	0	Deltoloi	MICHAEL	(CONTRACTOR)	0/45/4005H	20	SECTION S	Website State	ESSEN-SUCO	30	PERMISS
17		- 1.	茂木	大崎地区捕獲隊	農業·生活	-	10	14	70		19	15	14	7	20	1	40	120000
18			東長崎	潮見地区捕獲隊	農業被害	1		8	20	3	8	- 10	7		5	-	10	
19			外海	新牧野地区捕獲隊	農業被害		5	10			23	-	25		13		50	-
20			長崎·浦上	入船地区捕獲隊	生活環境被害		8	9			- 20		11		10		30	_
21			長崎·浦上	虹が丘地区捕獲隊	生活環境被害	DESCRIPTION OF THE PERSON OF T	BIRTH OLDER	0	Name of the last	STATISTICS.	Ellerani	E115(20)	MICHOSON.	et estimate	CONTRACT.	No. 2 broke	mary supplied	nicestre.
22			三和·野母崎	三和地区捕獲隊	農業被害		9	13	52	52	1	The sales are	10		9	A COLUMN TO A COLU	41	STANSON.
23			茂木	太田尾町山川河内地区捕獲隊	農業被害			7	70	10	36		11		5	-	12	_
24				琴海戸根町見上地区捕獲隊	農業被害		8	9		- 10	27		11		2	-	4	
25			琴海	琴海形上町楠原地区捕獲隊	農業被害	1	_	10			21		21		19	-	21	
26			式見·三重	三京地区捕獲隊	農業·生活			3			15		10	-	8		11	
27			東長崎	現川地区捕獲隊	農業被害		8	13			21		37	-	46		38	-
28		19	三和·野母崎	為石地区捕獲隊	農業被害	STATE OF THE PARTY.	SINKER!	0		DANSE	27	70		44		47		300000
29	H27		茂木	太田尾地区捕獲隊	農業被害	-	23	27	54	27	20	70	14	71	15	1/	19	\$1400B
30	-			手熊地区捕獲隊	農業·生活	1		. 14			5		3		6		8	_
11				高浜大野地区捕獲隊	農業・生活	1	5	6		12	1	-	0		2		6	
2			東長崎	中尾第4地区捕獲隊	農業被害		1	2		12	7		8		9		11	-
33			東長崎	中尾第3地区捕獲隊	農業被害		6	R	30		7		15	-	20		26	-
34				中尾第2地区捕獲隊	農業被害	1	5	6			-		4		13		4	
35				中尾第1地区捕獲隊	農業被害		5	- 6			1	_	2		7		2	_
36				脇岬地区捕獲隊	農業被害		11	12			19		17		22		30	-
37	14			香焼地区捕獲隊	農業被害	3		16			17		30		38		42	
38			零海	琴海戸根(中)地区捕獲隊	農業・生活	1	8	0	27	-	19	-	5		2		42	

	_	_						2	T					·		6.7.7	,	
_	2 481			1		R2捕獲許可 維員内訳 許可原數			H29		H30		R1		R2			
を 第 年 年 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年	克 地域 全 化多		地区	- 推選隊名	区分	免許	T	· ·	許可單數								 	
-	~ '`'	٦				元行 所接_	補助員	小計	イノシシ	シカ	イノシシ		イノシシ	シカ	イノシシ	シカ	イノシシ	272
39	+	1,	京長崎	牧島第2地区抽職機	- 農業被害。	6.50.7	7.11.3.6	0	基本統	极性焦虑	Havaia	14 - 14 - 15 (I).	S	ALC: A	K. Barrier	Marie 1		
40	1 1	١,	長崎·浦上	国田地区接接	農業·生活	1	4	5	15		4		2]3		5	
41		- [要椅·油上	滑石人地区捕鹿隊	生養環境被害	1779	J = 0	0		45.00	\$18,56	7	E 15 76	\$1	25 J.	for f	7.196	<u>500.00</u>
42				高島地区捕獲隊	農業·生活	1	6		21		<u> </u>		1 1	<u> </u>	3	ļ <u>.</u>	- 4	
43 44 45			東長崎	春日地区捕獲隊	是拿被害	.1		_			8		9		3		27	
44	İ		東長崎	網灣地區捕獲隊	農業被害	2						<u> </u>	24		.13		50	
45				藤田尾地区接護隊	農業・生活	3	7				11	1	10	1 2 2 2 2 2	12		12	$[(\alpha g_{ij}^{(n)})^{(n)}]^{(n)}$.
46				澳門地區抽屉除 身的现在分词	生活環境被害				37.47	1.5 to 18	#54850H		25.261		网络	3276 B	21.75 PM	Page 1
47 H2	8 17			早间地区特膜腺 拉克拉克	,農業被害的					經濟學		67 (54)	Dail.	CHINA.	(3)	25% 1972		Consteller i
48	٠, ١,			木蚌町1丁田地区捕獲隊	農業·生活	3		7			11		15		48		67	
49		L		飯香油地区指獲隊	農業被害	6					145	ļ	143		107		163	
50		L		飯香油片峰地区排獲隊	農業被害	17				-	145		49		68		117	
51		L		飯酱浦上地区排鹽隊 /	農業・生活	.3				_	29		9		23		16	
52		L		関の瀬地区捕獲隊	農業被害	7				_	4		5		- 2		14	
53		-		向町地区捕獲隊	農業·生活						18		11	_	10		56	
54		-		本河内排手水地区推接隊	農業被害	7	-				10		15		10		41	
55	_			大體地区接頭岸	農業・生活		1			(3)2 (A)E	County No.	NEW STU		Marillar			- jest-tr	93.337
56				甲海村松油医排掘群心	· 農業被害//			_		THE SALE	0.00		2 0 0	Propert			24.5%	
57				高漢以下曹地區接繼聯 (2011年)	MUNICIPAL 1999	Geing, Life,	Paris de	A State C	25		11	20 0 °	13	1000	10		19	
58				高浜南麓地区捕獲隊	農業被害	3	9	12	-		ˈ '		8		38		86	
59				伊王島地区捕獲隊	農業·生活 農業被害	1					10			 	1	-	 	
60		-		上油地区捕獲隊				10			15		6	_	12		14	
61		_		多以良地区捕獲隊	農業・生活	- 	10				'		12		10	_	22	
B2				西山4丁曾地区被護隊	農業被害 農業・生活						W5/8771	小奶奶		MARKE			100	700
63				三川平尾地区捕捉蛛仙然 泰兰	展示: 工作: 農業被害	. 2		1/39:3:4 C	30		22		18	_	6		24	
64				水場折山地区捕獲隊 - 大場 大川 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田	農業·生活	- 1	_	1 6					 				6	-
65				木場広川・加美地区接美隊 木場古田・日内地区被農業		· · · · ·	a diab				330 B	新 斯克斯	B) 2004	(10) C.S.	T. T. W	SCE.	图图图	200
66					農業被害	2			30		4	Section 10 and 1	2		6	_	15	
67	ا ،			補油・小江地区捕獲業 小江地区フリーハウス捕獲隊	農業被害	2		1 3			2	 	1		1		3	
68 H2	9 25			本河内峠地区捕獲隊	農業被害	1					13		7		16	1	. 8	
69 70	.	F		北浦地区捕獲隊	是拿·生活	11		14	_		9		30		61		62	
70	}	- 17		江平第1地區相對陳四區的40名	ALCO MANAGEMENT						编用的	Min Mile	原建的版	松磁/ 路	雄(成者)	116 将6.	13.14 N. 11	distant
72	Ì	1	2 12 15			E-200	22,185,10	2.356.00	SA POREI	Section.	CEEWIN	强心化	HANDLIN	排列化度	的深识	壓縮額	斯斯斯斯	Kir. Se
73	- 1			油木地区排棄隊	農業被害	II AMADAN Y	155277-11	4	20		2		9		1	i .	5	
74		7	文件 用上	医周期3.4 医脊髓性溶液 (2)2/2		DESTRICT	1527400	PAPELING	0244	SPINST.	探发的		Mary Mary	WHAT IS	联州的	器。但少	12.00	施统设
75		l l		医黑猩红性医神经腺素细胞溶液		REPORTS	0.880	000000	THE SHIP	建筑场机	化砂块器	學域部的	解相談	NAME OF THE OWNER, OF THE OWNER, OF THE OWNER, OF THE OWNER, OF THE OWNER, OF THE OWNER, OWNER, OWNER, OWNER,	127 G.T.	(KEKERA)	医小皮虫	法提供
76	1			江平第2地区捕獲隊	農業·生活	1	3		20								8	
77		- 13	E41 110 F	大幅信2台区轴面整视光线游泳	NAMES OF THE PERSON NAMES	吸附的	SI MARK	光型现在	地形態	(4) (2)	TANKE THE	14.14	新期的	不要行地			於於特別	
78		- 6	76.70 F	大體質3地區抽機關於經濟學	E MONTON	处沙城镇	SHAPA	内层(3) C		經濟輔	A BUSINESS	Face of	SOLUTION	Kingship	路强	翻馬鹿	医药物剂	湖南省
79		Г	本本	芳太倫京排籍散	基金被害	1 1	1 4	, B	25	25							9	
80 .		l iz	三名・野島株		· 基章 · 生活	BEAUGH	18.35.3	26630	建设	路園路	化整个颗粒	维。李介	1000	1.00 WG				
81	~ -	7		田手原地区推獲隊	是拿被客	2	2 2	4	60				26		24		54	
82		ı		小ヶ倉1丁間上掃地区排獲隊	生活環境被害	1	7		25			'	17	<u></u>	1 9		20	
83		_ T		川平地区捕獲隊	農業被害	1	3	4	20				ļ	<u> </u>	. 10		18	
84 H3	0 7	٦,	長崎·浦上	三ツ山地区捕獲隊	是来被害	2		5					1		- 3	_	3	
85		Ţ	長崎·浦上	矢の平地区捕猟隊	農業被害	2							1 1				<u> </u>	
86				西山3丁區地區排蓬隊	農業被害		2 8				·	<u> </u>	5	ļ			7	
87				斯昂埃区捕獲隊	農業·生活	1	_				├	ļ	-	 -	18	'	59	
88		I		三重田地区捕獲権	展集被客	<u> </u>	4. 2				1—	 	├		+	+	+ -	
89				古質地医排理隊	農業被害	1	<u> </u>	1 2				 	 -	 	 	<u></u>	16	
90 R	1 '5			建岬并上地区捕獲隊	農業被害		1 1		+		<u> </u>	├	 		ļ	} 	 : "	-
91				神鴻正井地区捕護隊	生活環境被害		3						 	 	 	Ή -	 2	
92	 	4			生不理論被害		ļ <u>-</u>		_	-		1-	 	 	i	+	19	_
93		Ŀ		木河内2丁目地区排资隊	農業被害_						\vdash	 	 			 	12	
94		L		琴海形上江の浦地区捕獲隊	農業被害	1 1			10			 	 		 	+	1 2	
95				四杖地監捕機隊	農業被害	1						1	╁	· ·	1	+	l ŝ	
96				出雲3丁曾地區捕獲隊	農業被害			_	12		\vdash	 	t -		1	1	1 8	
97		Ŀ		小江小浦地区捕獲隊	生活環境被害 農業被害						1	1	1		—	 	 	
98		ŀ		古賀唐千田地区捕獲隊		 						1	1		1 ──	1.	· -	
99	.			小江地区補養隊	展集被害 生活環境被害						\vdash	-	\vdash	l	1	† 	1	
00 R	2 18			福佐山公園捕獲職							-	<u> </u>	 		 	†	1 2	
101				矢の平4丁目排獲隊	農業・生活	1			20		 	 	 	 	 	†	1	
02				泉町地区捕獲隊	具果被害	H					-	 	t -		1	1	- 3	
03		1		時度3丁貝推奨隊 - ママナビルで特定等	農業被害	 					1-	 	٠.		1	<u> </u>	 1	
104		F	東大司	上戶石大坂地区捕獲隊							—	<u> </u>	 		1	1	†	<u> </u>
105		Ŀ		藤ヶ峰地区捕獲隊 ************************************	生活環境被害 農業・生活						 -	 		 	 	 	8	
106				学演自 <u>法全捕護隊</u>		 	3				-	1	1		 	 	l ē	
107			大司・酒上	沖平地区排獲隊	最業被害	+ 18ª					928	163	907	100	1,027	91	1,717	_
合計	10	<u>/ </u>	-		<u> </u>	186	1 . 322	1 / 100	3,000	920	340	1 100	307		v.i			

^{83 ・・・・} 令和2年度稼働件数

^{24 ・・・・} 令和2年度許可申請なし

第2章 長崎市の主な農業振興制度

1 「人・農地プラン」

(1) 策定の趣旨

長崎市の農業振興を図るためには、計画的かつ効率的な取組みが必要であることから、 地域単位で、担い手及び集落リーダーの育成、強い経営体の確立、生産力の強化、耕作放 棄地の解消など、安定した農業経営を実現するために、それぞれの地域農業の特性により 市内全域を10地区24集落に区分けし、地域農業・農村の未来の設計図である「人・農 地プラン」(地区マスタープラン)を策定している。

(2) プラン策定区割



茶字…地区名(10地区)

黒字…集落名(24 集落)

【参考】琴海地区の人・農地プラン(概要)

琴海地区

西海・村松・長浦・戸根・戸根原・形上・尾戸

地区の現状

- ◆形上・尾戸集落及び長浦・戸根・戸根原集落を中心に良好な営農環境が 構築され、市内でも有数の農業が盛んな地区となっています。
- ◆地区内では、「水稲」のほか、「いちご」「アスパラガス」「ミニトマト」などを中心とした施設野菜、「柑橘類」、「ハウスもも」「ぶどう」を中心とした果樹類など、多様な農産物が生産されています。

地区の主要課

- ◆農村環境の維持・保全
- ◆新たな担い手、経営体の育成・確保
- ◆営農環境の改善

地区の取組方

- ◆地区内の連携強化を図り、農産物を安定して供給できる産地の育成に努めます。
- ◆将来を担う多様な経営体の育成・確保に向けた取り組みを推進します。
- ◆多様な営農支援を積極的に推進し、農村環境の維持・保全に努めます。 ◆意欲ある農業生産活動を積極的に支援し、地区内の農業振興に努めます。



(3) 人・農地プランの実質化

令和元年5月に農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、「人・農地プラン」を核に農地の利用集積・集約化を一体的に推進していく方針となり、令和元年6月に農林水産省から、令和2年度までに一定要件(アンケート実施、現状把握、中心経営体への農地の集約化に関する5年10年後の将来方針の作成)を満たした地区・集落ごとの人・農地プラン(実質化された人・農地プラン)を策定するための具体的な進め方が示された。

このため、長崎市においても、農地の利用集積・集約化を推進し、地域農業の振興を図るため、既存の 10 地区 24 集落に、伊王島・香焼と高島の 2 地区 2 集落を追加した 12 地区 26 集落において、人・農地プランの実質化を推進することとし、令和元年9月に、人・農地プランの実質化に向けた工程表を作成・公表した。

令和元年度に2集落作成し、令和2年度に24集落の実質化プランを作成予定であったが、 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、15集落のみの作成となった。

残りの9集落については、工程表の修正を行い、令和3年度中の作成を向けて取組みを進めていくこととしている。

①人・農地プランの実質化の要件

ア アンケート実施: 農地利用アンケート調査を行い、対象集落内農地の過半を超え

る農地利用者の回答があっていること。

イ 現況把握 : アンケート調査や話合いを通じて、農業者年齢階層や後継者確

保の状況が地図により把握されていること。

ウ 将来方針の作成:5年から10年後に農地利用を担う中心経営体に関する方針を

定めること。

②人・農地プランの実質化のプロセス

①アンケートの実施

対象地区内の耕地面 積の少なくとも過半 について、農業者(耕 作者又は地権者)の年 齢と後継者の有無等 をアンケートで確認。

②現況把握

①を地図化し、5年 ~10年後に後継者 がいない農地の面積 を「見える化」し、話 し合いの場で活用。

③農地の集約化に関する将来方針の 作成

①、②を基に、農業者、自治体、農業 委員会、JA等の関係者が徹底した話 し合いを行い、5年~10年後の農地 利用を担う経営体(中心経営体)や将 来方針を集落ごとに決めていく。

③人・農地プランの実質化の取組み地区 [12地区 26 集落]

地区名	集落名	地区名	集落名
	宮摺		神浦
茂木南部	大崎	外海	黒崎
	千々		
	北浦		川原·宮崎
茂木北部	田手原	三和	蚊焼・布巻・藤田尾・為石
	太田尾 飯香浦		
	茂木		
	矢上・日見		高浜・野母・脇岬・樺島
東長崎	戸石	野母崎	
	古賀	(
	式見		形上·尾戸
三重	三重	琴海	長浦•戸根•戸根原
			村松•西海
	手熊·柿泊		高島
旧市西部		高島	
10-	旧市中央部		伊王島·香焼
旧市	旧市南部	伊王島	
	旧市北部		





(4) 実質化された人・農地プランのメリット

実質化された「人・農地プラン」の作成地区や「人・農地プラン」に位置付けられた「中心経営体」は、各種事業の採択を受けるための要件の一部となっている。

主な事業については次のとおり。

	事業名	。 内容						
	尹未七							
	農業次世代人材投資資金事業 (2-34 ページ参照)	次世代を担う農業者(49歳以下の者)に対し、就農直後の経営確立を支援する資金(5年以内)を交付する。						
人	中高年新規就農者給付金事業(2-35ページ参照)	農業次世代人材投資資金の対象とならない 50 歳以上の中高年層に対し、就農直後の経営確立を支援する資金(2年以内)を交付する。						
	農業新規参入促進事業 (2-37ページ参照)	農業に新規参入しようとする企業又は個人に対して、 施設の設置や小規模基盤整備などの支援を行う。						
	国・県・市各種補助事業 (強い農業・担い手づくり総 合支援交付金事業など)	意欲ある農業者が経営規模の拡大や作業の効率化等を 図るために必要な農業用機械・施設の導入等を支援す る。						
	農地耕作条件改善事業	畦畔除去による区画拡大や暗渠排水の整備等耕作条件 の改善等に係る取組みを支援する。						
農地	機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金 (2-48ページ参照)	実質化された人・農地プランの作成地域を対象として、 地域内のまとまった農地を農地中間管理機構に貸し付 け、担い手への農地集積・集約化を図る場合に協力金を 交付する。						

2 農業振興地域制度

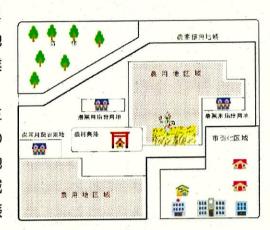
(1) 制度の概要

優良農地の確保のため、農地法による農地転用 許可制度と併せ、農業振興地域の整備に関する法 律に基づく農業振興地域制度が設けられている。

具体的には、都道府県知事が基本方針(農業振興地域整備基本方針)を策定するとともに農業振興地域を指定し、これに基づき市町村が整備計画(農業振興地域整備計画)を策定する。

市町村の整備計画においては、土地改良事業等生産基盤の整備や農業近代化施設の整備等の計画のほか、集団的農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良農地について農用地区域を定め、当該区域内においては原則として農地転用を禁止し、農業振興の基盤となるべき農用地等の確保を図っている。

○農業振興地域のイメージ図



農業振興地域とは: 農業の振興を計画的に進めていく地域です。

農業振興地域農用地区域とは:優良な集団的農地を確保、保全し、農地の無秩序な開発行為を予防し(開発行為の制限)、耕作しやすい環境を確保するための区域です。 農業関係国庫補助事業等は原則としてこの区域内を対象としています。

(2) 長崎市における農用地区域除外の取扱いについて

長崎市における農業振興地域農用地区域の除外については、次の要件を満たす必要がある。

【要件】

- 農地転用許可の見通しがあること。
- 〇 除外ができる箇所は、すべて農業振興地域内の白地と一辺が必ず接していること。
- 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当で、代替地がないこと。
- 認定農業者等に対する利用集積に支障がないこと。
- 〇 農用地区域の集団化・農作業の効率化・総合的な利用上支障がないこと。
- 土地改良施設の有する機能に支障がないこと。
- 土地改良事業が行われていない又は事業完了後8年を経過していること。
 - ※ 土地改良事業:農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の3に規定されている事業

3 中山間地域等直接支払制度

(1) 制度の仕組み

平地に比べて、条件が不利な中山間地域の農用地を耕作する農業者が農地や農道・水路の適切な管理の方針、農村集落の目指すべき農業生産体制や実現していくための活動などについて話し合い、「集落協定」として締結する。

「集落協定」に基づき、5年間継続して活動する農業者に対して、対象農地の面積に応じて直接支払交付金が交付される。

(2) 実施期間 令和2年度~令和7年度(第5期対策して5年間の実施)

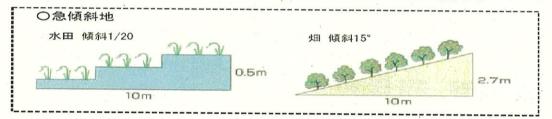
(3) 対象地域

特定農山村法、過疎法、半島振興法、離島振興法等の指定地域、法指定地域と同等の 条件不利性を有する理由により県知事が指定する特認基準地域

※旧長崎市は特認基準地域、旧町は法指定地域に該当

(4) 対象農用地

以下の基準に該当する農振農用地区域内の1ha 以上の一団の農用地



(5) 交付金の単価

急傾斜地 田 21,000円/10a 、畑・果樹園 11,500円/10a ※活動内容によって、上記の8割単価や加算措置も選択可

(6) 対象となる行為

- ・ 5年間以上継続して行われる耕作放棄発生防止などの基礎的な活動
- ・共同で支え合う農業生産活動の「取り決め」(集落ぐるみ型)







学校教育と連携 (保育園児いも掘り体験)

(7) 取組実績(令和2年度)

集落協定数 21 組織、参加農業者数 261 名、対象面積 105.5 h a

4 多面的機能支払交付金 (旧: 農地·水保全管理支払交付金)

(1) 本対策の仕組み

〇農地維持支払

農業者等で構成される組織が取り組む、水路の泥上げや農道の砂利補充等の地域 資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能 を支える共同活動を支援する。

○資源向上支払

農業者及びその他の者(地域住民、自治会など)で構成される組織が取り組む、水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった 地域資源の質的向上を図る共同活動や、施設の長寿命化のための活動を支援する。

(2) 実施期間: 平成 26 年度~ (活動計画に基づく、5年間の活動継続が必須)

(3) 交付金の単価:

農地維持支払 資源向上支払(共同活動) 田 3,000 円/10a、畑 2,000 円/10a 田 2,400 円/10a、畑 1,440 円/10a ※実施年数、内容により単価が変化する。

(4) 事業実施主体:集落活動組織

①地域資源の基礎的保全活動



(5) 取組実績(令和2年度)

取組組織数 13活動組織、対象面積 421.4 ha

5 認定農業者制度

(1) 制度の仕組み

認定農業者制度は、農業者が作成する農業経営改善計画書(農業経営の5年後目標)の内容が、市町村が策定する農業経営基盤強化促進基本構想に照らして適当と認められた場合に、その計画の認定を行うとともに、計画の実現のために支援を行う制度。

(2) 認定を受けるには

認定を希望する農業者は、以下の内容を記載した農業経営改善計画書を作成し、市町村に提出して、その認定を受ける必要がある。

- ・農業所得と労働時間(現状と5年後目標)
- ・経営規模の拡大に関する目標(作付面積、生産量、飼養頭羽数等)
- ・生産方式の合理化の目標(施設や機械の導入、新技術の導入等)
- ・経営管理の合理化の目標(複式簿記記帳、青色申告等)
- ・農業従事の態様等の改善の目標(休日制、雇用の導入等)
- ・目標を達成するためにとるべき具体的措置(補助事業や融資制度の活用等)

農業者

- 補助事業等の具体計画
- ・認定農業者メリット活用

担い手協議会

- ・計画作成支援と審査
- 認定後のフォローアップ

市町村長の認定

地域の担い手協議会(構成員: JA、県、農業委員会、市町)が助言指導を行っています。

(3) 認定の基準

農業経営改善計画書の提出を受けた市町村が、その内容が以下の基準等に照らして審査を行い、適当と認められる場合に計画の認定を行う。

主たる農業者の農業所得 概ね 400 万円 (経費を差し引いた利益)

(4) 認定農業者への主な支援策

融資制度(認定農業者資金)や補助事業(認定農業者複数の任意組織)等の活用により 農業経営改善の目標達成に向けて支援される。



融資制度の活用例(自動車購入)



補助事業の活用例 (ハウス建設)

(5) 認定農業者数(令和2年度末現在) 180 経営体

6 農業次世代人材投資資金交付金事業

(1) 趣旨

農業従事者の高齢化が急速に進展する中、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組みを総合的に講じていく必要があることから、平成 24 年度から国において創設されている制度であり、就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農初期段階の経営が不安定な青年就農者に対して、農業次世代人材投資資金を交付する。

(2) 交付額 経営開始1~3年目:1,500千円/年 4~5年目:1,200千円/年 ※令和2年度新規採択者までは経営開始1年目は1,500千円/年、2年目以降は、前年の農業所得が1,000千円を超えた場合は、3,500千円より前年所得を除した金額の5分の3となる。

(3) 交付期間 最長5年間

※前年の世帯所得が6,000千円を超えると交付停止 ※令和2年度新規採択者までは前年所得が、3,500千円を超えると交付停止

(4) 交付対象者

次の要件を満たす者

- ア 独立・自営就農時の年齢が、原則 50 歳未満で、農業経営者となることについて強い 意欲を有している者であること。
- イ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農を行っている者であること。
- (ア) 農地の所有権又は利用権を自ら有しており、原則として自らの所有権又は親族 以外からの賃貸が主であること。
- (イ) 主要な農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていること。
- (ウ) 生産物及び生産資材等を自らの名義で出荷・取引すること。
- (エ) 自らの生産物等の売上及び経費の支出等の経営収支を自らの名義の通帳及び帳簿 で管理すること。
- (オ) 自らが農業経営に関する主宰権を有していること。
- ウ 農家子弟の場合は、新規参入者と同等のリスク(新たな作物の導入、経営の多角化等)を負うと認められること。
- エ 経営開始計画が次に掲げる基準に適合していること。
- (ア) 農業経営を開始して5年後までに農産加工、直接販売、農家レストラン、農家民 泊その他の農業生産に関連する事業を含む農業で生計が成り立つ計画であること。
- (イ) 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- オ 実質化された人・農地プランに、中心経営体として位置づけられている又は、位置づけられることが確実と見込まれること。
- カ 生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

(5) 交付実績(令和2年度) 19人

7 中高年新規就農者給付金事業

(1) 趣旨

農業従事者の高齢化や減少が進むなか、「6 農業次世代人材投資資金交付金事業」(国の支援制度)の対象とならない、50 歳以上の中高年層について、長崎市の重要な農業の担い手として育成・確保を図るため、経営が不安定な就農直後の経費の負担を軽減する、中高年新規就農者給付金を交付する。

- (2) 給付額 1,200千円/年
 - ※ 耕作放棄地を解消する者については、50 千円/10aの上乗せ給付を行う。
- (3) 給付期間 最長2年間
- (4) 給付対象者

次の要件を満たす者

- ア 就農時の年齢が、50歳以上65歳未満(中高年層)で、専業で農業を新たに開始する者(親の農業経営を継承する者は、新たに10a以上の耕作放棄地を解消する者に限る)。
- イ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農を行う者であること。
- (ア) 農地の所有権又は利用権を自らが有していること (親族からの貸借農地が主である場合、給付期間中に所有権を移転することを確約すること)。
- (イ) 主要な農業機械・施設を自らが所有し、又は借りていること。
- (ウ) 生産物及び生産資材等を自らの名義で出荷・取引すること。
- (エ) 自らの生産物等の売上及び経費の支出等の経営収支を、自らの名義の通帳及び帳簿で管理すること。
- (オ) 自らが農業経営に関する主宰権を有していること。
- (力) 生計を一にする者が同種の給付金の支給を受けていないこと。
- ウ 青年等就農計画の認定を受けた者であること。
- エ 人・農地プランに中心経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれ、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- オ生活費の確保を目的とした国及び県、市の他の事業による給付等を受けていないこと。
- カ 農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワークに加入していること。
- (5) 交付実績(令和2年度) 5人

8 担い手農家支援特別対策事業

~認定農業者等が行う農業生産基盤整備などの事業に対する補助制度~

(1) 事業内容

農業者等が経営安定・発展を図るために実施する、生産規模の拡大、生産方式の改善及び効率的・省力的技術導入等の整備について支援を行い、持続可能な農業経営体の育成に資する。

(2) 事業主体

・農業者の組織する団体 (受益戸数が2戸以上で、認定農業者又は新規就農者を概ね3分の1以上含む団体)・農業協同組合

(3) 対象事業

- 品目-びわ・みかん・いちご・アスパラガス・花き等
- ・事業-ビニールハウス整備、既存ハウスの長期利用化対策、ハウス設備導入、 品質向上資材導入などの事業

(4) 補助率

- ア 国及び長崎県の補助事業を活用する事業 国及び長崎県が規定する補助率の範囲内
- イ 国・長崎県の補助事業の要件に合わないもので市長が必要と認めたもの 対象経費の2分の1以内



ビニールハウス導入



ハウスの長寿命化

9 農業新規参入促進事業

~農業参入時等の投資を軽減し、農業の新たな担い手を確保するための補助制度~

(1) 事業内容

農業に新規参入しようとする企業又は個人等に対し支援を行い、新たな担い手の育成 及び遊休農地の解消等につなげる。

(2) 事業主体

人・農地プランの中心経営体として位置づけられ、又は位置付けられる見込みの者で、次のいずれかに該当するもの。

- ・農業に新規参入しようとする企業又は個人
- ・その他、遊休農地等を活用して農業規模拡大により雇用の拡大を図ろうとする企業 又は個人で、農業の担い手育成に資すると市長が認めるもの

(3) 対象事業

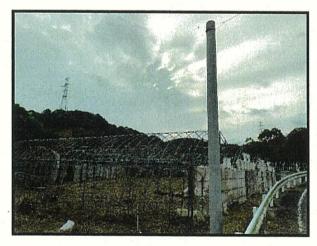
- ・生産基盤整備事業-ハウス・附帯設備等
- ・小規模土地基盤整備事業-圃場への進入路、農地造成・改良、給排水施設、整地、 客土などの事業

(4) 実施面積

・実施面積は、300 ㎡以上とする。

(5) 補助率

・長崎市の補助率・・・2分の1以内 ただし、1事業主体あたりの補助額上限4,000千円、下限200千円とし、事業期 間中1回の利用に限る。



実施前



実施後

(6) 交付実績(令和2年度) 7件

10 有害鳥獣対策事業

【捕獲対策】

(1) 長崎市有書鳥獣対策協議会による捕獲の推進

ア内容

長崎市有害鳥獣対策協議会は、有害鳥獣による農作物被害及び生活環境被害を減少させるため、猟友会、鳥獣保護員、JA、農業委員会、長崎市、県等の関係団体が相互の連携を密に有害鳥獣捕獲や被害防止対策を講じることを目的として設立。

イ 主な活動

- ・市内8地区に被害相談員を配置するとともに、捕獲隊員との連携により、被害相談等のうち特に緊急に捕獲等の対応が必要な場合に出動する。
- 平成28年度から、それまで実施してきた猟友会への捕獲業務委託を廃止し、 協議会捕獲隊員による年間を通した捕獲体制を強化し、捕獲計画に基づき、さ らなる被害軽減に努めている。(現在218名)

(2) 地域ぐるみによる捕獲の推進

ア内容

狩猟経験を有する免許所持者(リーダー)と免許を持たない被害農業者等(捕獲補助員)により捕獲チーム(捕獲隊)を編成して、箱わな、囲い罠による捕獲作業を行う取り組みを推進する。

- イ 捕獲補助員ができる作業
 - ①次の作業は、リーダー(狩猟免許所持者)と一緒に作業ができる。
 - わな設置作業・
 - 捕獲、止め刺し処分作業
 - わな撤去作業
 - ②次の作業は捕獲補助員が単独でも作業することができる。 管理、エサやり、見回り作業
- ウーその他

保険加入費、捕獲用工サは捕獲隊の負担。

- (3) 長崎市有害鳥獣対策協議会による支援制度等
 - ①箱わなの無償貸与
 - 捕獲隊が使用する箱わなを捕獲許可期間中に無償貸与する。なお、貸与する数量は、捕獲許可の際に市が判断する。
 - ②捕獲報奨金
 - 市単独の報奨金制度により、イノシシ及びシカ1頭につき、5,000円を交付。
 - 国庫事業による捕獲報奨金は、7,000円を交付。※ 交付を受けるためには、捕獲写真、個体の尻尾及び申請書類等が必要。
 - ③網・わな猟免許取得助成金

農作物被害対策を目的として免許を取得しようとする者で講習会及び免許試験 の両方を受けたものに対して、免許申請手数利用及び狩猟免許講習会受講料等 の経費の一部の助成。

※【参考】対象経費:免許申請手数料 証紙代5,200円、講習会受講 10,000円

【防護対策】

(1) 【国庫事業】 鳥獣被害防止総合対策事業

ア内容

• 3戸以上の被害農業者(受益者)の団体に対して、ワイヤーメッシュ柵の材料支給し、受益者により直営で施工を行う事業。

イ 要件等

- ・農家3戸以上の団体であり、施工を受益農家共同で行うこと。
- 施工に係る作業日誌、写真、その他の必要書類を必ず作成すること。 (国が示す直営施工マニュアルによる。)
- ・設置後の維持管理補修は受益者負担により継続して実施すること。(維持管理の義務)
 - ・被害があり費用対効果が得られること。(申請時に被害額・状況を正しく申告すること。)

ウ 事業実施状況

- ① 要望と対応状況
 - 平成 23 年度から 30 年度までの要望(約 781 km)については、全て整備済
- ② 今後の計画
 - 令和3 年度実施計画:約30km ※国の予算配分に基づく
 - ・ 令和 4 年度以降の要望受付: 令和 3 年 11 月に実施予定

(2) 長崎市等による貸与事業

ア長崎市

①内容

被害防止対策として、ワイヤーメッシュ柵及び電気牧柵器(本体)を貸与する。

对象者等

資材	対象者	期間	備考
農作物被害対策ワイヤーメッシュ柵	長崎市の住民基本台帳に 記載されている者であ り、農作物被害を受けて いる農家又は家庭菜園を 管理する者	設置目的が解消するまで	貸与資材はWM柵のみ。 関連資材(支柱、アンカー、結束線など)は自己負担。 WM柵の貸与数量は、250 mを上限とする。 同一申請者は貸与対象年度に おいて1回限りとする。
生活環境被害 対策WM柵	自治会を代表する者(自 治会がない等の特別な理 由がある場合は、同一地 域内の3戸以上の任意団 体を代表する者)	設置目的が解消するまで	貸与資材は電気牧柵器本体のみ。 関連資材(支柱、ガイシ、電気さく線など)は自己負担。 同一申請者は貸与対象年度において1回限りとする。
電気牧柵器	長崎市の住民基本台帳に 記載されている者であ り、農作物被害を受けて いる農家又は家庭菜園を 管理する者	設置目的が解消するまで	貸与資材は電気牧柵器本体のみ。 関連資材(支柱、ガイシ、電気さく線など)は自己負担。 電気牧柵器の貸与数量は2器を上限とする。 同一申請者は貸与対象年度において1回限りとする。

イ 長崎市有害鳥獣対策協議会

①内容

被害防止対策として、原則、捕獲隊に箱わなを貸与する。

対象者等

資材 対象者		期間	備考	
箱わな	有害鳥獣捕獲許可証を有するもの	有害鳥獣捕獲許可期間	個人捕獲許可を除く	

【棲み分け対策】

地域ぐるみによる棲み分け対策の推進

ア内容

- ・地域ぐるみによる次の取り組みを推進している。
 - ①侵入防護柵(ワイヤーメッシュ柵、電気牧柵器、ネット等)の設置箇所の点検、 補修及び周辺の除草作業。
 - ②有害鳥獣の餌付けの原因となる収穫物残渣、選定枝等の圃場及び周辺への放置をしないこと。
- ③有害鳥獣の生態や効果的な対策等の学習。

イ 取組みへの支援

長崎市が委託している専門業者により、要望があった地域に対してコンサルティングを実施している。

【その他】

専門業者による被害相談等への対応(有害鳥獣対策相談等業務委託)

ア内容

・委託期間:令和3年度から令和5年度までの3年間

• 受付窓口: 有害鳥獣相談センター(電話 095-841-0477 あぐりの丘内)

イ 主な対応内容

- イノシシ、シカ、アナグマによる農作物被害や生活環境被害等への相談対応(現地調査、被害防止指導等)
- 地域ぐるみの有害鳥獣対策の勉強会へのコンサルティングの実施。
- 捕獲技術向上のための講習の実施。
- 捕獲隊への安全講習会の実施。



地域ぐるみの捕獲隊



~有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業(国制度)~

捕獲隊とは、狩猟免許を持つ「リーダー」のもと、狩猟免許を 持たない人も捕獲を補助することができる制度です

【捕獲隊のメリット】

(農家などの地域住民)

○イノシシ対策の知識、理解が深まる

※狩猟免許がなくても自由にイノシシ捕獲ができる制度ではありません!

(狩猟者)

- 〇作業の負担軽減(わなの設置、見回り、エサやり、捕獲個体の埋焼却処分)
- ○わな設置場所の土地所有者との調整がスムーズに
- ○狩猟、捕獲への住民の理解が深まる

【捕獲隊を結成するためには…】

- 〇リーダー(狩猟免許を持つ捕獲経験者)を含む、捕獲隊メンバーを集める
- 〇安全講習会を受講する(狩猟免許を持たない人は、1年に1回の受講が必要)
- ○捕獲隊のメンバーリストを作成し、有害鳥獣捕獲許可を受ける

【捕獲隊の捕獲許可は…】

〇使用できる猟具:箱わな、囲いわな(保険加入が必要)

○捕獲の対象動物:イノシシ、シカ、アナグマ、タヌキ



【捕獲補助員ができる作業は…】

מארושטי האכייםוואנים	
作業	判定
ワナ設置	
管理(エサやりや見回り)	0
捕獲(止め刺し処分)	Δ
ワナ撤去	Δ



〇:捕獲補助員単独で作業可 △:リーダー(狩猟免許所持者)と作業

【長崎市のサポートは…】

○捕獲報奨金制度

○箱わなの無償貸与(数量限定)

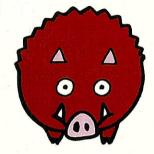
○安全講習会の開催

〇捕獲技術サポート 等

地域のみんなでイノシシを捕まえよう!

イノシシの出没にご注意ください!!

現在イノシシの活動が活発な時期です。 イノシシに遭遇しても適切な対応で被害は防げますので、 落ち着いて行動しましょう。



イノシシってどんな動物?

- ●頭が良く、優れた学習能力を持っている
- ●足が非常に速く、動きも機敏
- ●高いジャンプが出来る
- ●雑食性で何でも食べる

- ●鼻の力が強く、地面を掘り返すのが得意
- ●泳ぐことが出来る
- ●犬並みの嗅覚や、優れた聴覚を持っている
- ●人を怖がるため夜間に活動する場合が多いが、安全な場所では昼間でも活動する

The second secon

もし、イノシシに出会ったら?



イノシシを刺激しない!

- ◎イノシシと出会ったときに、大声を出したり、物を投げたり、棒で追い立てたり、犬を近づけたりすると、イノシシが興奮して襲ってくる可能性があるので、あわてず、騒がず、イノシシを刺激しないで、ゆっくりとその場を離れてください。
- ◎子どものイノシシ(うり坊)を見かけても、かわいいから近づいたり、追いかけたりしないようにしてください。近くに母イノシシがいます。

落ち着いて行動する!

◎万が一、イノシシが襲ってきても、決して反撃せず、建物や車に避難したり、高いところに移動する(木に登る)などして、安全を確保しましょう。また、イノシシの進路(通りはふさがないでください。

工サを与えない!

◎イヌ・ネコ用のエサや、野菜くず・残飯などの生ごみを屋外に放置すると、イノシシのエサ場になってしまう可能性があるので、絶対に放置しないでください。

■お問い合わせ

イノシシなどの有害鳥獣による被害相談や 現地調査、被害防止方法に関するアドバイス など

長崎市有害鳥獣相談センター TELO95-841-0477 (長崎市四杖町 2671-31 あぐりの丘内) 被害防護資材(ワイヤーメッシュ柵等)の 貸与や有害鳥獣のわな免許取得助成、捕獲 許可など

長崎市農林振興課 TEL095-820-6564 〔長崎市金屋町 9-3 金屋町別館5階〕

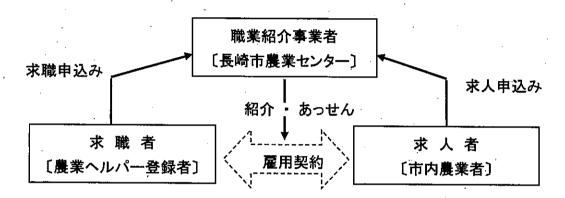
11 農業ヘルパー制度

(1) 制度の概要

長崎市農業センター(長崎市戸石町)では、農繁期に人材を必要とする長崎市内農業者の手助けを行う「農業ヘルパー」の育成のための農業ヘルパー研修会を開催している。

研修修了後は、職業安定法に基づく無料職業紹介業務により、すぐにでも農業ヘルパーとして就業できる希望者を「求職者」として登録し、農業者の求人依頼に応じて条件に合った求職者を紹介している。

賃金・就業時間・日数等の雇用条件については、面接を行い、求人者と求職者の間で協議してもらい、双方の了解が得られれば、農業ヘルパーとして就業することになる。



(2) 研修修了生の農業ヘルパー登録状況 【令和3年3月31日現在】

農業ヘルパー研修修了生	現在の農業ヘルパー登録者
376名	108名

(3) これまでの農業ヘルパー活動実績(平成 16年 10月~)

職業紹介実績(過去5ヵ年)

【令和3年3月31日現在】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度
求人件数	15件	24 件	17件	23 件	13件
(雇用農家)	(14戸)	(19戸)	(24戸)	(28戸)	(8戸)
求職者数	24名	29名	23名	25名	16名
(農業ヘルパー)	(延37名)	(延 45 名)	(延 53 名)	(延 58 名)	(延 35 名)

(4) 主な就業実績(農作業)

野菜	イチゴ定植準備、ショウガ収穫
花き	菊の定植、芽摘み
果樹	ビワ収穫、ミカン収穫 など

12 農業振興会制度

(1) 制度の概要

長崎市内の農林畜産業の健全な発展を目指し、会員の農業経営の安定向上及び青年農業者・女性農業者等の育成確保に努めるとともに、地域農業の振興を図るため『長崎市農業振興会』を組織し、次の事業を行う。

※令和3年3月31日現在の会員数 555人(51団体)年会費 1,000円/1会員

(2) 農業団体の育成支援事業

会員団体の組織活動の拡充・事業展開の促進・農業経営の安定向上を図るため、自ら 視察研修事業等を実施した者に対し、経費の一部を助成。

(3) 講習・研究会等の開催事業

農業経営の拡充・生産技術の向上を図るため、農産物直売所・観光農園等に関し、会 員を対象とした視察研修会を開催。

※年1回(2月頃予定)

(4) 農業後継者・女性農業者育成事業

青年年農業者・女性農業者によって組織されたグループ等の組織活動の強化を促し、 農業経営者としての資質向上を図るため、育成指導や助成をおこなう。

(5) 品評会・共進会の支援事業

各団体が実施した農林畜産物の品評会等に対し支援し、日ごろの成果をたたえ、なお 一層の研鑽・意気高揚を促すため、「農業振興会長賞」を授与する。

(6) 試験研究等の活動支援事業

会員団体や関係機関が実施する基本的な試験研究・新規展開事業の実施検討などを目的とした研究活動に対し、指導支援を行うとともに経費の一部を助成。

(7) 啓発活動事業

毎年、会員活動等の紹介・身近な農業情報の提供・長崎市の事業概要等の周知を目的 に、「振興会だより」を発行している。※例年 1,000 部 3 月頃発行

13 経営所得安定対策 ~ 「食」と「地域」の再生に向けて~

(1) 事業目的

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、助成を行うことにより、農 業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持 するため平成23年度から本格的に実施されている。

なお、平成22年度に導入された「米の直接支払い交付金」は平成30年度から廃止 された。

(2) 対象作物

WCS用稲・加工用米・飼料用米・米粉用米・麦・大豆・そば・なたね・地域振興 作物等

(3) 経営所得安定対策交付金

【交付対象者】

水田において水稲以外の作物を作付けし販売した場合、その作付面積に応じて定 額助成する。

ア 戦略作物助成

【交付対象作物・単価(全国一律)】

対象作物	交付単価
麦・大豆・飼料作物	3.5万円/10 a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米・米粉用米	収量に応じ5.5万円/10a~10.5万円/10a

イ 産地交付金

【交付対象作物・単価】

X	分	R (E)
花き・		花さ、花木、種苗類(花苗・植木苗含む) 等
野	菜	きゅうり、トマト、なす、ピーマン、かぼちゃ、いちご、すいか、 メロン、キャベツ、はくさい、ほうれんそう、たまねぎ、ねぎ、 レタス、大根、にんじん、さといも、生姜、枝豆、馬鈴薯、かんしょ アスパラガス、かぶ、ごぼう、にんにく 等
そ σ) 他	そば、なたね、等

産地交付金については、県より地域農業再生協議会に枠が配分され、地域農業再生 協議会ごとに助成内容を設定し、地域の実情や戦略的に取り組む作物等について、総 合的に判断し、交付単価を設定する。

【参考(R2年度)】

●交付単価······①そば・なたね

20,000 円/10a

「②その他野菜・花木等 21,000 円/10 a

ただし、イチゴ・アスパラガス・トマト・花きについては 27,000円/10a

●交付実績·····153 件、対象面積 29.02 h a

14 農業金融制度

(1) 長崎市農業活性化特別支援資金

資金種類	資金区分	貸付利率	償還期限	貸付限度額
認定農業者育成資金	運転資金	無利子	5 年以内	個人:5,000 千円 法人:10,000 千円
	運転資金	無利子	5 年以内	
新規就農者育成資金	設備等資金	無利子	10 年以内 (据置 3 年以内含む)	個人:10,000 千円
	運転資金	無利子又は年 1.0%	5 年以内	/B . 0 000 === E
特定作物等振興資金	設備等資金	無利子又は年 1.0%	7年以内 (据置2年以内含む)	個人:8,000 千円 法人:15,000 千円
農地等取得•改良資金	購入又は改良資金	無利子又は年 1.0%	10 年以内 (据置 3 年以内含む)	個人:5,000 千円 法人:15,000 千円

- ◆認定農業者又は新規就農者が長崎市農業活性化特別支援資金を借り入れる場合は、 貸付利率を無利子とする(資金種類は不問)。
- ◆長崎市が財政負担を行う補助事業の当該補助残にかかる融資は行わない。

(2) 農業近代化資金利子補給補助制度

ア事業内容

農業者の経営の近代化に資するため、農協等の金融機関が貸し付ける施設資金等(国から県へ移管された資金で長崎県が利子補給を行う)に長崎市が単独の上乗せ利子補給を行い、農業者の利息負担の軽減を図る。

イ 利子補給率及び貸付利率

長崎市の利子補給率は、長崎県の利子補給率と同率以内とする。ただし、融資を受けた農業者が若年の農業後継者で、経営の自立や承継に必要な資金の場合は、全額の利子補給を行う。

			基準利率	長崎県利子補給率	通常貸付利率	長崎市利子補給率	末端貸付利率
	農	業 者	1 - 50.4	4 0004	0.0004	0.00%	0.20%
ľ	若年の	農業後継	── 1.56% 者	1.30%	0.20%	0.20%	無利子

※対象が新規就農者以外の場合においては、

- ・長崎市利子補給後の末端貸付利率が年 1.0%を下回らないよう調整する。
- 長崎市の利子補給率の上限は、年1.56%とする。
- ・利率は、令和3年5月現在のもので、貸付時期によって変動する。

15 グリーンツーリズム推進事業

~各ツーリズム団体が実施する事業や施設整備に対する支援制度~

(1) 事業概要

長崎市の農林水産業振興及び農山漁村地域の活性化を図るため、農山漁村地域において自然・歴史・文化・人々との交流を通じて、都市住民の心に豊かさとやすらぎを提供する滞在型余暇活動「グリーンツーリズム」を実施する団体に対し、実施する事業に対する支援を行うもの。

(2) 事業主体

地域住民を主として構成されたグリーンツーリズムを提供する団体 【各地区のツーリズム団体 (令和3年3月31日現在)】

・外海地区 外海ツーリズム協議会

大中尾棚田保全組合

ステップUP池島研究会

・琴海地区 グリーンツーリズム長崎 あっと!さ@琴海

・野母崎地区 野母崎ツーリズム振興会

・高島地区 やったろう de 高島

• 伊王島地区 伊王島加工組合

・茂木地区 ちんじんよかBY茂木

・東長崎地区 笑顔でつなぐ〜ツーリズムひがなが〜

(3) 事業内容

○各団体の事業活動に対する支援

(地域活性化に向けた各種イベント開催、体験受入れ、広報 PR、研修事業など) ※子ども農山漁村交流体験による市内小中学校の受入れに対する支援

- ・補助率 3分の2以内
- ○加工交流施設整備に対する支援

(軽微な改修、調理台・調理器具・冷蔵庫等の購入整備など)

- ・補助率 2分の1以内(補助金上限1,000千円)
- ○農林漁業体験民宿施設整備に対する支援

(トイレ(合併浄化槽設置に係る費用を除く。)、浴室、洗面所、調理場の改修など)

補助率 2分の1以内(補助金上限 1.000 千円)

【体験受入れ風景】



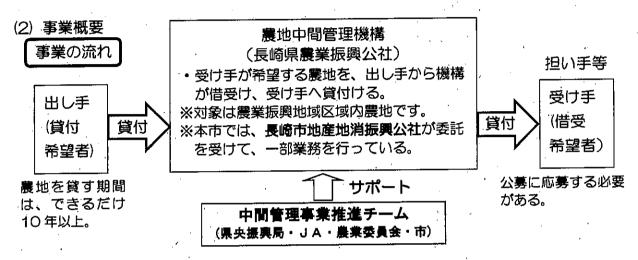




16 農地中間管理事業

(1) 事業目的及び趣旨

担い手の育成・確保、耕作放棄地の解消、集落営農など地域農業の振興を目的として、 農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化 を図るため、長崎県においては、長崎県農業振興公社を農地中間管理機構として指定し、 長崎市では、その業務の一部を長崎市地産地消公社が委託を受け、事業を推進している。



(3) 農地出し手(貸付者)への支援策(機構集積協力金)

アー地域集積協力金

○対象地域: 実質化した人・農地プランの策定地域を対象

○交付要件: 当年度の貸付面積の1割以上が新たな担い手に集積されること。

(協力金の使い方は、地域の話合いで判断) 〇交付単価

• 一般地域:20~40% 1.0 万/10a 41~70% 1.6 万円/10a 71%以上 2.2 万円/10a •中山間地域:4~15% 1.0万/10a 15~30% 1.6万円/10a 30~50% 2.2万円/10a

50%以上 2.8 万円/10a

イ 個々の出し手に対する支援

- ① 経営転換協力金
- 〇交付対象者

機構に農地を貸付けた次の者

- 経営転換する農業者
- リダイアする農業者
- 農業経営を行わない相続人
 - ※農業委員会が遊休農地又は耕作放棄地 と確認した農地の所有者を除く
- 〇交付要件

全農地を 10 年以上機構に貸付け。

- :〇交付単価 ※機構への貸付面積に応じて算定
 - 1.5 万円/10a
 - ※1戸当たりの上限50万円

② 農地整備・集約協力金

- 〇交付対象者
- 農地耕作条件改善事業(簡易な基盤整備)に取り 組む農業者
- 〇交付要件
- ・対象農地が基盤整備済地区に内在又は隣接し、地 域内で合計 10ha (中山間:5ha) 未満である
- 対象農地全てが目標年度までに担い手に集積さ れ、農地中間管理権が 15 年以上設定されてい ること。
- ・対象農地を含む地域において、人・農地プランの 見直し(実質化)を行うこと。
- 農地集約化率に応じて異なる。 〇交付率 5.0%~12.5%
- (4) 集積面積(令和2年度) -約 15ha

17 環境保全型農業直接支払交付金

(1) 本対策の仕組み

自然環境の保全に資する農業生産活動を普及推進するため、生産部会等が行う、有機質肥料の施用や化学肥料・化学合成農薬の低減等の環境保全に効果が高い取組に対し、環境保全型農業直接支払交付金を交付するもの。

- (2) 実施期間: 平成 30 年度~
- (3) 交付金の単価:
 - 全国共涌取組

(堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培、不耕起播種、長期中干し、秋耕、有機農業) 800~14,000円/10a

• 地域特認取組

(IPM、敷草用半自然草地の育成管理) 8,000円/10a

- (4) 事業実施主体:農業者の組織する団体(生産部会等)、一定の条件を満たす農業者等
- (5) 支援の対象となる農業者の要件
 - ①主作物について販売することを目的に生産を行っていること。
 - ②国際水準GAPを実施していること。
- (6) 対象となる営農活動

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と組み合わせて行う地球温暖 化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

必須取組

化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組



(7) 取組実績(令和2年度) 取組団体数 1団体、対象面積 231a

【所管施設一覧】

○市民農園	2 - 5 0
○長崎市農業センター	2-51
○長崎市イノシシ等処理加工所	2-51
○長崎市外海ふれあい農産加工所	2-52
○長崎市道の駅夕陽が丘そとめ	2-52
〇長崎市三和農水産物加工直売所	2 – 5 3
○長崎市植木センター	2-53
○市管理農道	2 - 5 4
○簡易農道	2 - 5 4

		市民農園
設置場所	長崎市平山	山町・三重町・高島町・琴海戸根原町
設置年月日	昭和52年4月1日(平山) 平成13年4月1日(三重)	昭和58年4月1日(高島) 平成17年4月1日(琴海)
	耕作放棄地の有効利用を図り、 解を深める。	都市住民の作付け、収穫の体験を通して、農業に対する理
設置目的		
管理運営	長崎市	(管理業務委託) ・長崎市地産地消振興公社(平山) ・三重市民農園管理の会(三重) ・赤水地区管理組合(琴海)
職員配置		_
施設概要	《平山》 1 区画数 185区画 2 面 積 11,927㎡ (1 区画 約20㎡) 3 利用料 3,000円(年額) 4 附帯施設 (1)駐車場 (2)給排水設備 (3)簡易便所	《高島》 1 区画数 43区画 2 面 積 4,176㎡ (1区画 約30㎡ *特別区画有) 3 利用料 200円 (年額) 4 附帯施設 (1)給排水設備
	《三重》 1 区画数 213区画 2 面 積 11,107㎡ (1 区画 約30㎡) 3 利用料 5,000円(年額) 4 附帯施設 (1)駐車場 (2)給排水設備 (3)簡易便所	《琴海》 1 区画数 95区画 2 面 積 3,120㎡ (1区画 約30㎡) 3 利用料 5,000円(年額) 4 附帯施設 (1)駐車場 (2)給排水設備 (3)管理棟(便所)

	長崎市農業センター	長崎市イノシシ等処理加工所		
設置場所	長崎市戸石町34番地2	長崎市四杖町2671番地31		
設置年月日	平成15年4月1日	平成18年5月11日		
設置目的	市内農業者の手助けを行う農業ヘルパーの育成のための研修等を行い、本市農業の活性化を 図る。	有害鳥獣捕獲等により捕獲されたイノシシ等を活用して、食肉及び加工品を製造し、本市の特産品として販売することにより有害鳥獣捕獲の意欲向上と農業振興に寄与する。		
管理運営	長崎市	(業務委託) 合同会社 ながさき夢ファーム		
利用定員等	市職員 2名 再任用職員 1名 会計年度任用職員 2名 業務委託作業員 2名	-		
	1 敷地面積 18,000㎡ 2 野菜栽培研修圃場 2,900㎡ うち ビニールハウス 500㎡ 露 地 2,400㎡ 3 室内研修室 322㎡	 1 主な施設 鉄骨造平屋建 128.59㎡ 処理室 18.34㎡ スライスパック室 26.44㎡ 冷蔵庫 4基 冷凍庫 2基 		
施設概要				

	長崎市外海ふ	れあい農産加工所	長崎市道の駅	R夕陽が丘そとめ	
設置場所	 長崎市神浦下 	大中尾町644番地	長崎市東出津町149番地2		
設置年月日	平成15	年10月1日	平成1	8年4月1日	
設置目的	た付加価値のある加工 で、所得の向上を図る	。また、加工体験の受入 て消費者との交流を促進	地場産品にふれあう し、もって地域の振興 の向上に資する。	場及び地域の情報を提供 及び道路利用者の利便性	
	(業務委託)		(指定管理者)		
管理運営	1	産加工組合	1	と「農」の架け橋	
利用定員等		_	出荷会員数	1 9 O名(R3.3.31)	
	1 敷地面積	566 m²	1 敷地面積	6, 712 m²	
	2 主な施設 鉄筋コンクリート平屋建 味噌加工室	$174\mathrm{m}^2$ $40\mathrm{m}^2$	2 主な施設 鉄筋コンクリート造	484 m².	
	製菓加工室	25 m²	物産販売所	207 m² 139 m²	
施設概要	加工体験室	20 m²	トイレ 事務室等 テイクアウト館 駐車場	34㎡ 85㎡ (別棟)19㎡ 普通車77台 身障者用1台	
			県整備分 1 敷地面積	3, 064㎡	
			2 主な施設 休憩所 トイレ 駐車場	56㎡ 49㎡ バス4台 普通車26台	
		, ·		身障者用2台	

	長崎市三和農水産物加工直売所	長崎市植木センター				
設置場所	長崎市布巻町88番地1	長崎市松原町2624番地1				
設置年月日	平成15年6月1日	平成16年5月1日				
	地域内流通システム(地産地消)を構築する ため、少量多品目の農水産物等の流通機会を造 成することで、農水産物の振興と地域の活性化 に資する。	市民に植木園芸に関する情報及び研修の場を 提供し、もって植木園芸の振興に資する。				
設置目的	作し真 y る。 					
,						
管理運営	(業務委託) (一財) 長崎市地産地消振興公社	(指定管理者) 農事組合法人古賀植木園芸組合				
利用定員等	出荷会員数 540名(R3.3.31)					
<u>.</u>	1 敷地面積 1,419㎡	1 敷地面積 7,145 m²				
	2 主な施設 直売所 木造平屋建 163㎡	2 主な施設 鉄骨造平屋建 280㎡				
	事務所 8㎡	展示ホール 40㎡ 研修室1 77㎡				
	売場 137㎡ 調理室 7㎡	研修室2 55㎡ 見本庭園 80㎡				
施設概要	トイレ 11㎡	多目的広場 5,720㎡				
	加工所 木造平屋建 129㎡	※施設の利用は有料				
	製造室 84㎡ 事務室 11㎡ 売場 34㎡					

	市管理農道	簡易農道
設置場所	長崎市	内一円
設置年月日	<u>-</u>	
設置目的	市内の農業地帯は平地に乏しく、ほとんどの農理、運搬などの作業に多くの労力を要する。農業産と安定した経営を図るため、農道の整備を進め	地は山の斜面に形成されていることから、管 就業人口の減少、高齢化に対応し、効率的な生 ている。
管理運営	長的	等市
職員配置	<u>-</u>	_
施設概要	1 長崎市管理農道 路線数 256路線 延 長 123,231m 舗装延長 111,826m 舗装率 91%	1 簡易農道 路線数 517路線 延 長 112,582m 舗装延長 100,855m 舗装率 90% ※ 簡易農道の採択基準 ・延 長 30m以上 ・幅 員 2m以上 ・受益戸数 2戸以上



3 長崎市の林業

- (1) 長崎市の森林
- (2) 長崎いこいの里

水產農林部 令和3年6月

- 建筑色油造量(1)
- 是(6)的现在特惠 (6)

唯本関連水 門の中にほ合

長崎市の森林



間伐により整備された森林



緑の募金 (街頭募金)



間伐材活用促進事業



間伐材の搬出



ふれあいの森 (遊歩道整備)



林業用機械導入事業

水産農林部 令和3年6月



長崎市の森林

3-1
3-4
3-5
3-6
3–7
3–8
3-8
3-8
3-8
3-8
3-8
. 3-9~3-12
3–9
3-11
3–13
3–15
3–16
3-18~3-21
3–18
3–18
3–19
3-20

長崎市の森林

1 森林の現状

森林は木材生産のほか、水資源の確保、大気の浄化、土砂流出防止等の多大な公 益的機能を発揮し、地域住民の生活環境の向上に大きく貢献している。

本市における森林の面積は21,796haで森林率53.7を占めており、その内、国有林を除く民有林の天然林(自然林)面積は11,849ha(54.4%)で、ヒノキ、スギを主体とした人工林面積は7,339ha(33.7%)、竹林及び無立木地は1,586ha(7.3%)となっている。

人工林については、下刈り、枝打ち、間伐等の保育を実施するとともに、保育作業及び木材搬出のための林道や作業道を計画的に整備している。

しかし、林業を取り巻く情勢は、木材価格の低迷、林業生産経費の高騰による経 営意欲の減退、林業従事者の高齢化、さらに、若年者の山村離れによる後継者不足に より厳しい状況にあり、維持管理の行われない森林の増加による森林の機能の低下が 懸念される。

(1) 森林の整備の方向性

このような中で、将来にわたって森林の持つ多面的機能を発揮していくために、森林資源の整備、林道の整備を中心とする林業基盤の整備を図っていく必要がある。

なお、今後、地形的に緩やかで肥沃な土地等生産性に優れている地区については、木材等生産機能の発揮が期待される育成単層林(※1)を整備するなど森林資源の循環利用を図るとともに、地形的条件不利地等における育成単層林については、公益的機能の一層の発揮を図るため自然的条件を踏まえつつ育成複層林(※2)への誘導を推進する必要がある。

基本的な理念(ビジョン)

人工林

移行

天然生林

●人工林

- ・戦前、戦後の乱伐及び木材需要の増加、 戦後復興を目的とした国策である「拡 大造林」に伴い植栽された森林。
- ・ヒノキ、スギ等の針葉樹からなる森林

●天然生林

- ・主として天然力を活用することによ り成立維持される森林
- カシ・シイ・マツ・クヌギ等の広葉 樹からなる森林
- ※人工林から天然生林への移行については、利用間伐等行いながら徐々に行う。
- ※地形的に穏やかで肥沃な土地等、生産性に優れている地区においては、経営に意欲的な経営体に対して引き続き再造林(ヒノキ・スギ等)を推進する。

※1 育成単層林

林業経営を継続して実施する施業方法(現在)

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林。(植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。)



********** + *********

※2 育成複層林

天然生林に向けた経過措置

人為と天然力の組み合わせにより、複数の樹冠層を構成する森林とし、 森林諸機能の維持増進が図られる森林。

長伐期化を実施し、除々に天然林化を図る。また、地区によっては、広 葉樹 (クヌギ等) を植林することにより有害鳥獣対策を図る。







育成天然生林

長崎市が目標とする森林(約30年後)

天然力を活用することにより、森林諸機能の維持増進が図られる森林。 (カシ・シイ・マツ・クヌギ等からなる森林)

なお、地区によっては、保育作業を実施する。



森林づくりの方法

森林に人の手を加え、健全 で活力のある森林をつくり上げる。これが森林づくりの考え方です。 森林をつくり上げる方法と して、主に人工造林と天然更新の2つがあります。

これらの森林づくりを適切 に実行していくためには、

林道や作業道などの路網の 整備が必要であり、

これらを計画的、一体的に 進めていくことが重要です。

工造林による森林づくり

苗木を植えるなどして森林を育てる方 法です。こうして成立した森林を人工 林といい、スギやヒノキ、カラマツ、 エゾマツなど、主に針葉樹の人工材が 多く見られます。苗木の植付けに始ま り、樹木が大きく育ち伐採するまでの 間、長い年月と多くの人手をかけて育 てられます。現在、針葉樹だけでなく 広葉樹の植付け等による多様な森林づ くりが推進されています。



植付け

森林づくりの始まりです。雑 草木などを刈り払い、地面を きれいにして1本ずつていね いに植付けます。植付けた木 を植栽木といいます。



下刈り

植栽木が育つとともに振りの 雑草木も育ち、植栽木から太 限の光を奪ってしまいます。 そこでこれらを刈り払う下刈 りを行います。夏の暑い時期 に行う、大変な作業です。



除伐

植栽木の成長のじゃ まになる雑木や形質 の悪い植栽木を取り 除く除伐を行います。

枝打ち

林内を明るくして地面の植 生の生費を助けること、病 虫害の発生を防ぐこと、節 の少ない木材を生産するこ となどを目的に、下枝を切 り落とす作業です。

間伐

木々が成長してくると、お互いが成長の じゃまをするだけでなく、林の中が晴く なって地面がむき出しとなります。そこ で一部の木を伐って本数を調整する階伐 を行います。こうすると、残された木が 健全に育つとともに、林内が明るくなり 地面には植生が回復します。

伐採

長い年月を経て大きく育った木は 伐択され、木材として利用されます。 伐採した後に再び首木を植えるこ とで、繰り返し森林をつくり上げ ることができるため、木材は再生 産可能な資源といえます。

天然更新による森林づくり

樹木から自然に落ちたタネからの芽生 えや切り株からの萌芽など、自然の力 を利用して新しい世代を育て、つくり 上げる方法です。自然の状態よりも早 く確実に森林をつくり上げるために、 必要に応じて芽生えや樹木の成長を助 ける作業を行います。



地面に落ちたタネから芽が出ま す。発芽しやすくし、また発芽 後の成長を助けるため、土をか き起こしたり、ササなどを刈り 取ったりする場合もあります。



下刈り

木の成長を妨げるササや雑草 木などを刈り払います。



芽かき

切り株から出た芽のうち 成長のよいものを2~3本 残して、残りを問引きします。



除伐、間伐

成長の悪い木や形質の悪い木 などを取り除き、残りの木の



利用に適した大きさに育っ た木は、伐採されいろいろ な用途に利用されます。



萌芽 樹種によっては切り株から

芽が出ます。

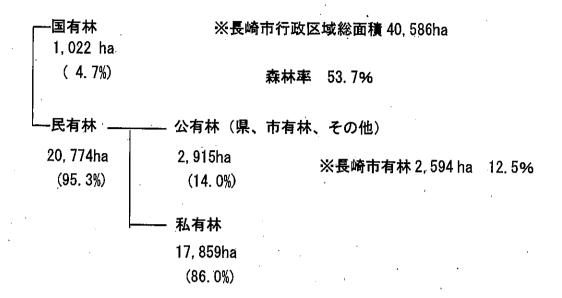
成長を促します。



(2)森林の種別と面積及び森林率

【所有形態別森林の種別と面積】

(市内全森林面積 21,796ha を 100%とする)



【森林面積及び森林率】

森林面積及び森林率

(単位:面積ha)

Image: section of the	分		森林		行政区域面積	森林率 (%)
	ת	民有林	国有林	計 (A)	(B)	$(A) \nearrow (B) \times 100$
平成	5年	21, 267	1, 250	22, 517	40, 564	55. 5
平成 1	0年	21, 160	1, 057	22, 217	40, 612	54. 7
平成 1	5年	21, 010	1, 057	22, 067	40, 621	54. 3
平成2	0年	20, 860	1, 020	21, 880	40, 643	53. 8
平成2	2年	20, 776	1, 022	21, 798	40, 646	53. 6
平成2	5年	20, 776	1, 022	21, 798	40, 647	53. 6
平成2	8年	20, 774	1, 022	21, 796	40, 586	53.7

- ・森林面積については、長崎県の森林・林業統計(令和2年10月刊行)
- ・行政区域面積については、長崎市の都市計画(資料編)令和2年度 面積減は、国土地理院による「全国都道府県市区町村面積調」の算出方法の 変更によるもの。
- ・平成5年、10年、15年の数値は、合併町を含む

(3) 民有林の現況

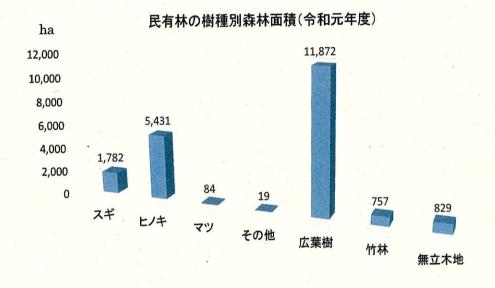
【民有林の 樹種別・林種別 森林資源一覧表】

民有林の樹種別森林資源(面積ha、蓄積千㎡ 、竹/千束)

T.			針	葉	樹		広葉樹	竹林	無立	木地	計
	- 1	計	スギ	ヒノキ	マツ	その他	山来倒	13 47	未立木地	伐採跡地	
D.	面積	7, 316	1, 782	5, 431	84	. 19	11,872	757	829	0	20, 774
R1	蓄積	2, 159	769	1, 370	20	2	1, 288	(767)	· -		3, 447

令和元年度長崎県の森林・林業統計(令和2年10月刊行)

・数値は、四捨五入のため計と内訳は一致しない。



(4) 保安林

保安林とは、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。

保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐 採や土地の形質の変更等が規制されますが、各種優遇措置もあります。

行為制限

- ◆立木の伐採(県知事許可)
- ◆土地の形質変更(県知事許可)
- ◆伐採した跡地への植栽義務

優遇措置

- ◇固定資産税や相続税等税の控除
- ◇伐採の制限に伴う損失補償
- ◇間伐等の造林補助金の加算
- ◇公庫資金借入の優遇
- ◇山崩れ防止等公費負担による治山整備

<保安林の種類>

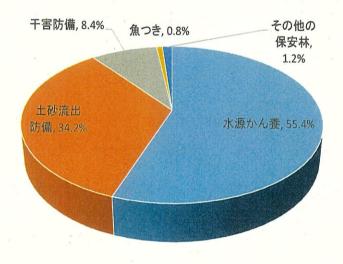
保安林は、水源のかん養、土砂災害の防備等それぞれの公益目的の達成のために指 定され、その種類は17種類に及びます。

長崎市の保安林の現況

(単位: ha)

種類	水源かん養	土砂流出 防備	干害防備	魚つき	その他の 保安林	合計	民有林 総面積	保安林率
面積	2, 482. 94	1, 530. 29	377. 51	33. 79	54. 55	4, 479. 08	20, 774	21.6%

- ・令和元年度長崎県の森林・林業統計(令和2年10月刊行)
- ・数値は、四捨五入のため計と内訳は一致しない。



(5) 林業就業者数

【林業従事者数人口の推移】

林業を取り巻く情勢は、木材価格の低迷、林業生産経費の高騰による経営意欲 の減退、林業従事者の高齢化、若年者の山村離れによる後継者不足といった厳し い状況にあるため、就業者の減少傾向が続き、長崎市では近年100人を割り込 んでいる。

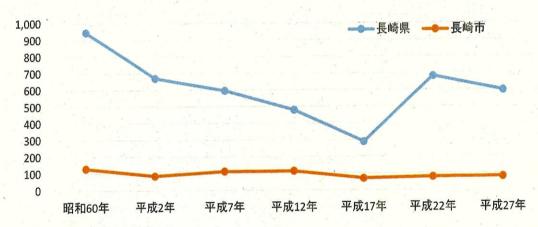
このため、維持管理の行われない森林の増加による森林機能の低下が懸念される。

単位:人

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
全国	13, 982	100, 497	81, 564	67, 558	52, 173	51, 200	45, 440
長崎県	946	671	596	480	287	681	596
長崎市	131	86	113	115	70	78	80

資料:国勢調査

※平成22年に全国、長崎県の就業者数について、国勢調査の集計方法の変更があった。



2 市有林の現状と管理

(1) 管理形態

直 営 林:間伐等の保育作業は、業務委託により実施する。

分収造林:国、県及び地域の造林組合等と土地所有者である長崎市と分収

契約(伐採時の収益割合等の契約)を結び、国、県又は地域の造

林組合等による植林や保育等の管理を実施する。

(2) 市有林の内訳

(単位・面積ha) 平成22年4月1日現在

					分収林	\	料立: 国領川	4) 十八八八	<u>4月1日現在</u>
					·				
	区分	直営林	地域分収	官行造林	公社造林	県行造林	(独)森林総 合研究所	採草地	総計
	合計	1, 308	298	65	204	298	167	254	2, 594
	長崎	893	298	44	41	203	106	254	1, 839
	香 焼	139		_	_	40		-	179
	伊王島	5	1	_	_	-	_	-	5
内	高島	2	-		_	-	,		2
訳	野母崎	57	-		-	_	8	-	65
"`	三和		1	21	19	20	_		60
:	琴海	25		-	10	35	_		70
	外海	187			134		· 53	_	374

(3)整備の状況【 山林整備事業 】

市有林の森林資源の有効活用と公益的機能の充実を図るため、間伐等を実施する。

年度	H 28	H 29	H 30	R元	R 2
整備箇所 (間伐面積)	上戸町地区ほか	茂木地区ほか	網場地区	網場地区	外海地区
	(5.4ha)	(7.3ha)	(7.5ha)	(6.8ha)	(11. 0ha)

3 林道基盤整備の概要

(1) 林道及び作業道の開設状況

全部3年/181日現本

区	<u>分.</u>	路線数	延 長(m)	舗装延長(m)	舗装率(%)	備考
林	道	21	71, 046		86	長崎地区(西彼半島線含む)
77		9	16, 255	9, 245	57	外海·香燒·野母崎·琴海地区
小	計	30	87, 301	70, 411	81	
林業県	押道	1	3, 400	1, 099		外海地区(神浦江川線) H28より開設中
小	計	1	3, 400	1, 099	32	
作事	削	24	42, 208	12, 837	30	長崎地区
IF A		10	9, 815	1, 834	19	野母崎・琴海地区
小	計	34	52, 023	14, 671	28	
	計	65	142, 724	86, 181	60	

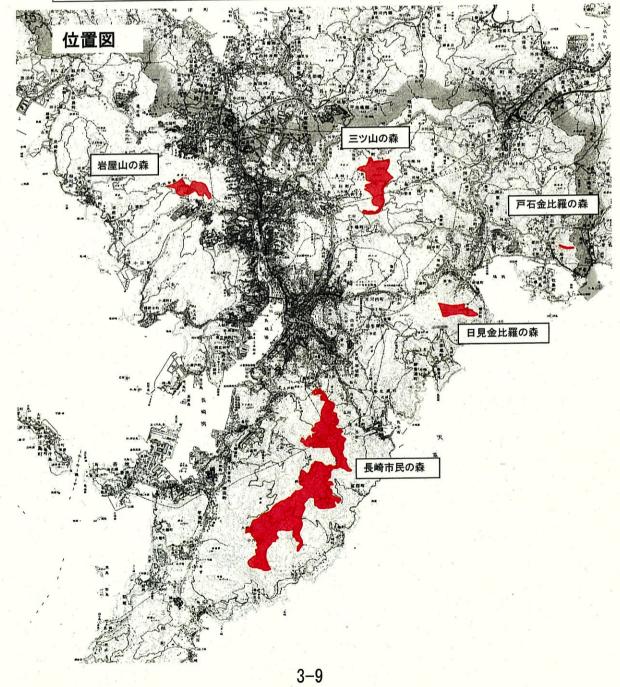
※外海、琴海地区の西彼杵半島線(林道)は同一路線延長のため、長崎地区に計上している。

4 市民ふれあいの森

(1)設置目的

市民が森林に親しみ、憩い、自然を体験する場を提供することにより、森林及び林業についての理解並びに自然愛護に対する意識の高揚に資することを目的とする。

名 称	整備開始年	面積(ha)	主な施設
長崎市民の森	昭和 48 年	765	森林体験館、ケビン、キャンプ場
三ツ山の森	昭和 49 年	104	林間広場、花木、遊歩道、トイレ
日見金比羅の森	昭和 63 年	69	林間広場、トイレ、展望台
岩屋山の森	平成 5年	133	林間広場、バイオトイレ、遊歩道
戸石金比羅の森	平成 14 年	17	遊歩道、花木、案内施設



ア 市民ふれあいの森 (写真)











(2) 体験の森

長崎市民の森内に、市民が森林に親しみ、憩い、自然を体験する場を提供することにより、森林及び林業についての理解並びに自然愛護に対する意識の高揚に資することを目的として設置された施設。

(単位:人)

									(平位.八
施設名	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年 度	令和2年度
森林学習施設 (森林体験館)	利用者数	8, 897	7, 717	9, 871	8, 404	9, 031	7, 877	7, 486	3, 964
	宿泊利用者数	2, 641	2, 164	1, 878	2, 054	1, 637	1,550	1,715	1, 223
休養宿泊施設 (ケビン)	休憩利用者数	1, 429	1, 389	1, 430	1, 671	2, 043	1, 803	1, 404	829
() []	計	4, 070	3, 553	3, 308	3, 725	3, 680	3, 353	3, 119	2, 052
キャンプ場	利用者数	123	74	172	238	83	66	155	216
運動広場	利用者数	14, 941	12, 917	12, 718	8, 277	13, 485	10, 220	9, 898	7, 944
- 1	計	28, 031	24, 261	26, 069	20, 644	26, 279	21, 516	20, 658	14, 176
			THE RESERVE THE PERSON NAMED IN				and the first of the second second		



ア 体験森施設の概要

		/I. TA			
-:	長崎市体験の森 				
設置場所	長崎市茂木町1010-1 ほか				
設置年月日	平成6年7月1日				
設置目的	市民が森林に親しみ、憩い、自然を体験する場を提供 することにより、森林及び林業についての理解並びに自 然愛護に対する意識の高揚に資する。				
管理運営	(指定管理者)	朱式会社 シンコー			
職員配置	-				
	1 敷地面積 17ha				
	2 主な施設				
	①森林学習施設 (森林体験館)	②休養宿泊施設 (ケビン)			
	木造 2 階建	木造平家建 3棟			
	延480 m²	木造2階建2棟			
	1階 (350㎡)	平家建 (29.81㎡)			
	多目的ホール	和室,トイレ,押入,ミニキッチン			
施設概要	木工コーナー	ユニットバス, 調理器具			
	管理事務所	2 階建			
	シャワー室	1階(29.81㎡)			
		和室,トイレ,板張,ミニキッチン			
	2階 (130㎡)	ユニットバス、調理器具			
,	森林学習室	2階(18.22㎡)			
		板張、押入			
		使用料			
		宿泊 1 棟 8,904 円			
		休憩 1 棟 1 室 523 円			
	③運動広場	④キャンプ場			
	約6,500㎡	約5,500㎡			
1		テントサイト 26区画			
	⑤その他の施設				
	・涼坂樹木園				
	・昆虫の森				

5 間伐材活用促進事業

市直営林の造林作業で発生する間伐材は、従来、切捨て処分していたが、有効利用を図り地域産材のアピールや林業の振興及び森林環境の保全に寄与することを目的として、平成14年度より、間伐材加工所を設置し、丸太や板材等の素材提供のほか「バンコ椅子」や「フラワーポット」等に加工し、さるくコースや公民館、小中学校等公共施設への提供及びイベント開催時の貸出を行っている。

また、「公共建築物等木材利用促進方針」(平成26年10月策定)に基づき、公共建築物等の木材利用を促進することとし、教育委員会において実施した「学校図書館環境整備に関する調査」及び「公民館木質化製品要望調査」などにより要望があった木製品について、年次計画で製作・提供している。

■加工実績

	H14~R2 年度	備考		
バンコ椅子	1,818 脚			
フラワーポット	4, 622 個			
その他加工品	32, 109 本	2m丸太換算		
	H27~R2 年度	備考		
看板(案内板)	46 製品	学校図書館、学校保健室、ふれあ		
掲示板	13 製品	いセンター等の木質化		
絵本架	202 製品			
楕円展示台	33 製品			
ブックトラック	74 製品			
本棚	2 製品			
設置箇所	180 施設			

【活用事業名及び補助率】

- (1) 県補助事業名 ふるさとの森林づくり事業 (「ながさき森林環境税」事業)
- (2) 補助率 県1/2、市1/2





学校図書館の木質化の取り組み 模式図

■事業内訳 人件費(製材、加工)、消耗品費(のこ、釘等) 委託費(天板製作、完成品を学校・公民館までの運搬費)

市有林の間伐材活用



間伐作業 (既存補助) 山林整備事業

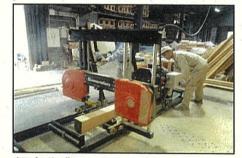


間伐材加工所への運搬



間伐材加工所での加工、組立等





製材、加工・組立作業



間伐材等で製作する木製品











6 森林·山村多面的機能発揮対策交付金事業

ア 目 的

過疎化や施業者の高齢化に伴い、手入れが行われなくなった森林に対し、森林の持つ多面的機能(地球環境保全、物質生産機能等)を持続的に発揮させるため、地域住民中心の活動組織が実施する、森林管理活動や資源を利用するための活動に対し、国と地方公共団体(県・市町)が一定の支援を行うもの。

- イ 実施期間 平成25年度~令和3年度
- ウ 窓 ロ 長崎森林・山村対策協議会
- エ 支援を受けるための要件
 - (ア)活動組織は、地域住民や森林所有者等(3名以上)で構成されていること。
 - (イ) 活動対象森林は、原則、森林経営計画が策定されていない森林とする。
 - (ウ) 活動組織及び活動対象森林は、原則、長崎県内とする。
 - (エ) 全体の活動内容や年度別の取り組み等を記載した活動計画書が必要。
- オ 支援の種類及び助成費用 (1活動組織の助成限度額は年間 500 万円とする)
 - ① メインメニュー
 - (ア) 地域環境保全タイプ
 - 里山林景観を維持するための活動 (助成単価 16 万円/ha)
 - 侵入竹の伐採・除去活動

(助成単価 38 万円/ha)

- (イ) 森林資源利用タイプ
 - ・しいたけ原木などとして利用するための伐採活動(助成単価 16 万円/ha)
- ② サイドメニュー (メインメニューと組み合わせて実施)
 - (ウ) 森林機能強化タイプ (路網補修・機能強化等) (助成単価 1,000 円/m)
 - (エ)活動の実施に必要な機材及び資材の整備 (必要額の 1/2 又は 1/3 を助成)



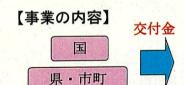
里山林保全活動

竹林整備活動

森林資源利用

教育·研修活動

カ 令和 2 年度の実績(長崎県全体) 48 活動組織に、計 36,802,766 円 (予定) を助成 (うち長崎市内は 13 組織、計 7,353,833 円を助成。) 長崎市負担 880,855 円



長崎森林·山村対策協議会

構成: 県、市町、学識経験者、関係団体等

役割:交付金の管理、森林のマッチング、各種研修等の

実施等、活動組織の持続的な体制を支援

【協定】

交付金

市町

協定により活動対象森林や活動内 容の有効性等を市町村が判断

負担金



活動組織

地域住民、自伐林家等で構成

7 林業機械導入事業

ア 現状と必要性

長崎市の人工林(スギ、ヒノキ)面積7,213haの内、41年生以上が約5,465ha(75%)を占めており、利用間伐材を主体に木材生産に努める必要があります。

このような中、低迷する国内林業の活性化と山村での雇用創出を狙い、国による「森林・林業再生プラン」が策定され、木材を搬出する作業道の整備などに集中投資して効率化と安定供給を実現し、林業を成長産業に育てるため、木材自給率を2025年までに現在の24%から50%まで引き上げる目標が掲げられています。

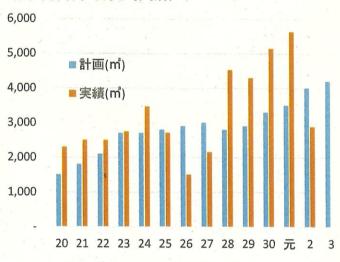
しかしながら、近年の木材価格の低迷に伴い、林業従事者の高齢化や担い手不足等により、森林環境の著しい荒廃が懸念される中、その振興策の一つとして作業道の整備と併せて林産事業用機械の導入促進を行うことによりコストを削減し、造林及び林業の振興、ひいては森林環境の荒廃を防止に努める必要があります。

イ 事業内容

長崎市が出資する長崎南部森林組合が国庫補助事業により林産事業用機械 を購入する費用の一部を管内4市2町で協調し助成する。

<素材生産の実績及び計画量(長崎南部森林組合長崎支所)>

年度	計画(㎡)	実績(㎡)	実施率
20	1, 500	2, 300	153%
21	1, 800	2, 501	139%
22	2, 100	2, 500	119%
23	2, 700	2, 744	102%
24	2, 700 ⁻	3, 478	129%
25	2, 800	2, 713	97%
26	2, 900	1,507	52%
27	3, 000	2, 157	72%
28	2, 800	4, 525	162%
29	2, 900	4, 302	148%
30	3, 300	5, 138	156%
元	3, 500	5, 629	161%
2	4, 000	2, 891	72%
3	4, 200		



<林産事業用機械導入実績>

224	1.1	1.
单	V	_
-	<u></u>	

\ 小庄争未历	IX 1从"于/\;	大小!!	_				甲位: 古
			導	入	幾 種		
年 度	ハーヘ・スター	フ゜ロセッサ	スインク゛ヤータ゛	グラップル付 パワーショベル	ク゛ラッフ゜ル付 フォワータ゛	グラップル付 10トントラック	計
平成26年度まで	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	3	1	2	2	1	9
平成27年度					1	1	2
平成28年度		1			1		2
平成29年度	1		1				2
平成30年度	1			16.5	1.		2
令和元年度		1			. 1		2
令和2年度			1	1			1
計	2	5	3	2	6	2	. 20

導入機種

【プロセッサ】

伐採した木材の枝払い及び指定した長さに 切断する 【グラップル付パワーショベル】 バックホーとして作業路の開設等の土砂掘 削に加え、バケット部分に木材等をはさむ ことが可能なグラップルを備えた機械





グラップル部分

【グラップル付フォワーダ】 林内において、伐採した木材を運搬する

【クレーン・グラップル付 10 トントラック】 林内に集積された木材を市場等に運搬する





【ハーベスタ】

伐倒、枝払い、指定した長さに玉切り、集積作業を一貫して行う機械







【スイングヤーダ】 建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載した集材機





8 その他の事業

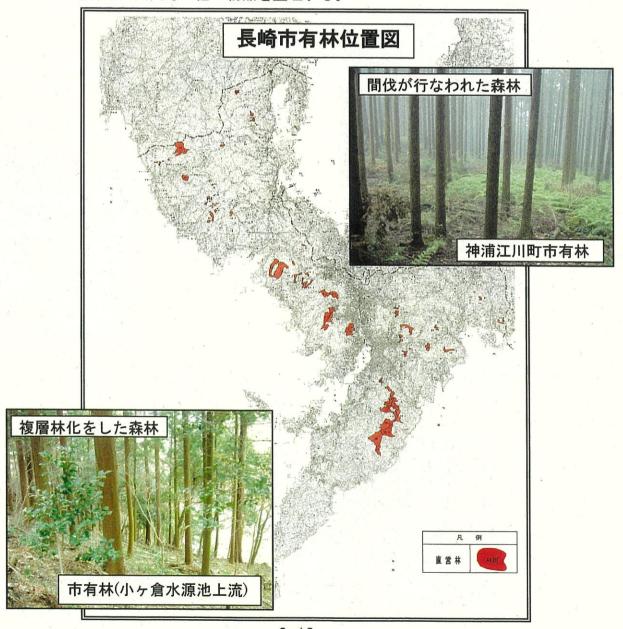
(1) 山林監視員制度

ア設置目的・

市有造林地を管理させるため、長崎市山林監視員規則に基づき、山林監視員を市長が任命し、市有林の巡視を行い、環境保護等健全な管理を行う。

イ 活動状況

- ■現在、18名の山林監視員で市有造林地を管理。
- ■週1回以上、担当造林地を巡視し、月1回報告する。
- ・担当造林地内の土地・立木竹・標柱その他の物件を保護監視し、特に盗伐、 火災及び病害虫を警戒防止する。
- ・造林地内の調査・測量・植林・伐採等の作業を補助し、又は、監督する。
- ・造林地の図面その他の物品を監理する。



(2) 松くい虫防除及び予防対策

ア目的

森林病害虫等(松くい虫)を早期に、且つ、徹底的に駆除し、そのまん延 を防止し、森林の保全を図る。

イ 事業箇所

- 〇長崎地区(茂木·上戸町) 0.83ha 〇野母崎地区(脇岬、野母、高浜) 1.07ha 〇外海地区(池島) 0.21ha
- 〇 松くい虫防除とは

松くい虫被害は、「マツノザイセンチュウ」という体長 1mm にも満たない線虫が松の樹体内に入ることで引き起こされますが、その線虫を松から松へ運ぶのが「マツノマダラカミキリ」というカミキリ虫で、被害のまん延を防止するため、松くい虫被害防除の大半は、媒介するマツノマダラカミキリを駆除するものです。



予防対策

6月頃に、健全な松林に農薬を散布することで、マツノマダラカミキリの成虫を駆除するもの。 (毎年実施)

予防対策

11 月から翌年の3月までに実施。殺線虫剤を直接樹幹に注入するもので、マツの木全体に行き渡らせておいて、侵入・増殖を阻止します。

(薬の残留期間は、1回の注入で4年~5年)



被害木の伐倒処理: 伐倒駆除

10月中旬~2月頃に実施。枯れ松の樹幹内にいるマツノマダラカミキリの幼虫、マツノザイセンチュウを駆除するもの。





(3) 森林環境税及び森林環境譲与税 (国税)

ア 森林環境税(国税)及び森林環境譲与税の創設

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年3月29日に公布され、 森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。(平成31年4月1日施行。ただし、 森林環境税は令和6年1月1日施行。)

森林環境税及び森林環境譲与税は、国内の温室効果ガス排出削減目標の達成や 災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されたもので、森林環境譲与税は森林の整備及びその促進に要する経費に 充てるよう定められている。

(ア) 森林環境税

納税義務者: 国内に住所を有する個人に対して課する国税

税 率: 1,000円

賦課徴収: 市町村(個人住民税と併せて実施)

(イ) 森林環境譲与税

譲与総額: 森林環境税の収入額に相当する額

譲与団体: 市町村、都道府県

使 途:

(市町村) 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等

の森林整備及びその促進に関する費用。

(都道府県) 森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用。

譲与基準:

(市町村) 総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、林業就

業者数 (2/10)、人口 (3/10) で按分。

(都道府県) 総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分。

イ 基金の設置

長期にわたり森林の整備及びその促進に関する施策の費用と財源の関係を明確にするため、譲与税の受け入れ先として、令和元年7月に「森林環境譲与税基金」を設置した。

(4) ながさき森林環境税(県民税)

ア 課税の期間 平成19年4月1日~令和3年3月31日の15カ年間

イ 課 税 額 個人:年間500円

法人:均等割額の5%(資本金に応じて1,000円~40,000円)

ウ 税 収 額

平成 1 9 年度~令和元年度 (実績) 個人県民税 40 億 4,344 万円、法人県民税 7 億 6,690 万円 (内、個人県民税 長崎市 12 億 7,368 万円)

- エ 税 の 管 理 基金を設置し、民間有識者で構成する「基金管理運営委員会」 が事業の透明性、公平性、効率性を精査する。(公募)
- オ 指定事業 「ながさき森林環境税」を活用するため、ながさき森林環境保全事業で実施。

第3期ながさき森林環境税

※その他知事が認めた者も可能

,	男 3 男 4 か 4 さ 森 体 垜	現代	
	事業名	事業概要	事業主体
①	未整備森林緊急整備	森林経営計画区域内森林のうち、荒廃した 人工林を対象として切捨間伐に係る経費を 支援	森林経営計画樹立者
2	環境保全林緊急整備	荒廃した森林(人工林、広葉樹、竹林)を 対象として、公益的な機能が高い森林に誘 導するために必要な事前調査費等の支援及 び森林整備の実施	事前調査:市町 一部は集落可 森林整備:県
3	森林整備作業システム 構築事業	効率的な作業システム構築のための森林作業道の開設及び高性能林業機械のリースに かかる経費の一部助成	作業道 森林経営計画樹立者 リース 林業認定事業体 ※
4	しまの間伐促進	離島から内地に計画的に出荷される間伐材 の海上輸送費の支援	森林組合 ※
<u>(5)</u>	ふるさとの森林づくり (市町提案型事業)	境税の趣旨に即した地域の独自性と創意工 夫による多様な取組みを支援し、地域の森 林づくりや県産材の利用等を促進	・市町 (間接補助者を含む)(注)学校、森林ボランティア団体については、こちらで申請
6	ながさ木・なごみの街 づくり	県民の目にふれる機会の多い、公共性の高 い民間施設の木質化、木製品導入にかかる 経費支援	その他知事が認めた者
7	県民の参加の森林づく り	一定の要件を満たす団体において、税の趣 旨に即した活動を支援	2以上の市町で活動して いる団体で、知事が適当と 認める者
8	ながさ木・未来のほほ えみ育成事業	県産材を使用した木製品等の導入する場 合、補助率を嵩上げ	認定こども園等

3 (2) 長崎いこいの里





水產農林部 令和3年6月

1 長崎いこいの里	٠,
(1) いこいの里の背景と経緯・・・・・・・・・・3-2	:2 ~3 −23
(2) いこいの里全体計画図・・・・・・・・・・・3-2	!4
(3)事業のコンセプト・・・・・・・・・・・・・3-2	! 5
(4)来園者数の推移・・・・・・・・・・・・・・3-½	<u>'</u> 6
	•
2 ソーニング	·
、 (1)あぐりの丘地域・・・・・・・・・・・・・・3-7	?7~3-3
(2)里山再生地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-	}2 ~3 -3;
(3)森林地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・3─3	}4 ~ 3-3¦
	e.
3 市民協働の取組み	
(1) 事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・3-5	36 ·
(2)取り組みの状況・・・・・・・・・・・- 3-5	37
(3) 市民活動団体との協働の状況・・・・・・・・・3	38
	ÿ.
○参考資料	
所管施設一覧(長崎いこいの里)・・・・・・・・・・3-	39 _

1 長崎いこいの里

(1) いこいの里の背景と経緯

長崎いこいの里は、市の中心市街地の北西約10㎞に位置し、JR長崎駅から車で30分、又隣接する時津町、長与町の中心部から車で10分~20分程度と市街地から比較的近距離にある自然豊かな場所であることから、昭和62年のリゾート法制定後、ゴルフ場開発を主体とするレジャー施設計画が立案されたが、社会情勢の変化によりゴルフ場開発は中止され、当初計画の総面積約230haのうち約50haを農業公園型施設「あぐりの丘」として整備して平成10年7月に開園した。

開園当初は、自然に親しむことのできる身近なレクリエーションの場として親しまれ、約47万人の来園者があったが運営母体の企業の撤退等により来園者は減少し、平成20年度の来園者は約14.5万人となった。

このような中、平成20年度にいこいの里が都市計画部から水産農林部に移管されたのを契機にして、「市民参加で創る、人と自然のつながりを思いだし体感する場」及び「食農教育」をコンセプトとする「いこいの里再整備計画」を策定し、いこいの里(約230ha)を「あぐりの丘地域(約50ha)」、「里山再生地域(約50ha)」及び「森林地域(約130ha)」の3ゾーンに分けて、それぞれの特徴を生かした再整備に取り組みを開始し、市民が交流、体験及び遊びを通して自然とふれあうことができる施設として、年間約30万人の来園者に親しまれている。

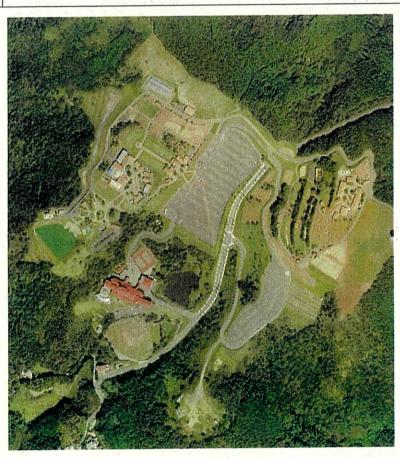
近年は、ふれあい動物広場や大型遊具のあるちびっこ広場、噴水・せせらぎ水路を備えた親水広場がある憩の広場整備、里山及び森林地域の景観整備などの取り組みにより広場整備などハード面については、一定整備が完了したことから、ソフト面の充実を図り、更に多くの市民に来園していただけるよう平成25年度から市民協働の取り組みを開始し、市民活動団体との協働の取り組みは活動団体数、活動プログラム数、プログラム参加者数とも着実に増えてきたこともあり、来園者数が平成27年度以降は30万人を超え、平成29年度は31万人を超えた。

また、年間30万人が訪れる施設となり、あぐりの丘が現在持っている、強みをさらに活かし、来圏者が大きく伸びる可能性について、「市民ニーズの確認」及び「類似施設の状況把握」などの現状分析や方向性などの検討作業を進めた結果、施設の運営の方向性について、これまでの「土と自然に親しむレクリエーションの場」から「遊びを通して子供の成長をみんなで育む施設」への変更に向けた検討を進めている。

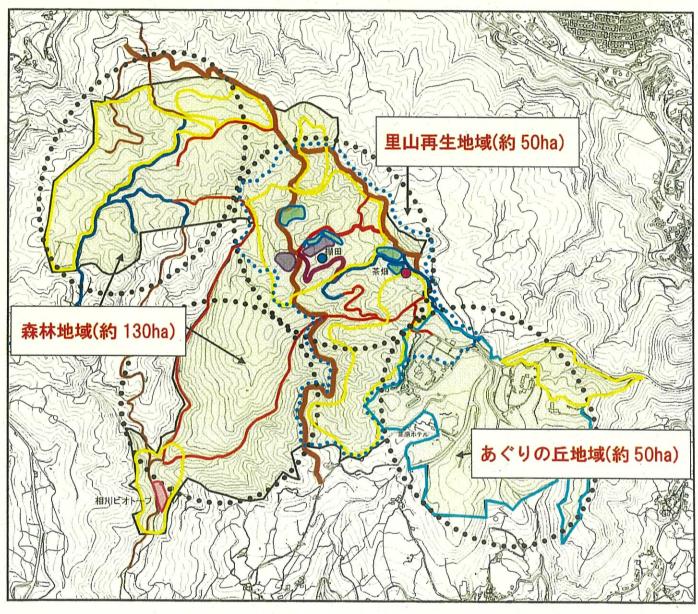
さらに、令和2年度には、全天候型子ども遊戯施設の建設に伴い、街のエリアの建 物等の解体がはじまった。

■いこいの里の主な経緯

経緯	主な内容
昭和 56 年 3 月	「自然と動物に親しむいこいの里構想」策定
昭和 62 年 2 月	「いこいの里スポーツレクリェーション施設基本計画」策定
昭和 62 年 6 月	総合保養地域整備法(リゾート法)施行
昭和63年7月	いこいの里事業用地の先行取得を長崎市土地開発公社へ依頼
平成9年1月	いこいの里の整備計画を農業公園型へと方針変更
平成 10 年 7 月	いこいの里「あぐりの丘」開園(㈱長崎ファミリーリゾート、(株)ファーム運営)
平成 12 年 11 月	
平成 1.3 年 4 月	あぐりの丘の維持管理を㈱長崎ファミリーリゾートへの委託から本市直営に変更
平成 18 年 4 月	(株)ファームの撤退により維持管理部門に加え、営業部門も本市直営となる
水産農林部	
平成 20 年度	いこいの里再整備計画の策定、里山の散策路の整備
平成 21 年度	里山再生地域の整備開始(景観整備、棚田整備、管理用道路の整備)
平成 22 年度	あぐりの丘の駐車場の無料化
	ちびっこ広場(複合遊具)及びふれあい動物広場(動物小屋)の整備
平成 23 年度	ちびっこ広場(複合遊具)及び親水広場の整備
平成 24 年度	親水広場のオープン
平成 25 年度	市民協働の取組を開始
令和元年度	長崎市いこいの里条例の一部を改正する条例の廃止
令和2年度	全天候型子ども遊戯施設の建設に伴い、街のエリアの建物等解体開始



(2) いこいの里全体計画図





(3) 事業のコンセプト

◆コンセプト 1

『市民参加で創る、人と自然のつながりを思い出し体感する場』

◆キャッチフレーズ

いこいの里はスローライフの発信地 ~楽しみながら人と自然のつながりを創り出そう~

◆基本方針

- ○いこいの里が持つ場の力(自然、歴史、景観など)の活用
- ○農、林、食、環境、自然など体験事業の拡充
- ○世代を超えた市民活動の場の創出

- ○企業、NPO、市民など幅広い参画
- ○地産地消の推進とブランド化
- ○家族連れ、高齢者(アクティブシニア) をターゲット

◆コンセプト 2

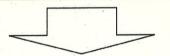
『食農教育』

◆キャッチフレーズ

「いのち」に直接つながる食や農業について、体験や交流、学習ができる施設

◆基本方針

- ○「いのち」を「いただく」ことの大切さや日常生活能力の基礎である「食」の再認識
- ○本やインターネット (視覚) では伝わらない感触 (臭覚、味覚、触覚) などを「感じる」
- ○「植物」を育てることは、大きな労働を伴うことを実感する。
- ○子供だけでなく、主婦層や高齢者層も対象とした体験メニューや、ボランティア活動等の機会を提供し「生涯学習」につなげる。



◆あぐりの丘地域(約 50ha) 「ふれあいのあるまち」

●エリアの基本方針

交流と体験・遊びを通して、人 と人・人と自然がふれあい、新た な発見や賑わいが生まれる場

- 料理体験
- · 収穫体験
- ·工作体験
- ・市民バザール
- ちびっこ広場
- ふれあい動物広場
- ·親水広場
- ・木工・陶芸体験
- ・小動物とのふれあいなど

- ◆里山再生地域(約50ha) 「人と自然のつながり」
- ●エリアの基本方針

市民参加による里山復元と 里山体験し、昔懐かしい里山 を思い出させる場

- ・お茶摘み体験
- 田植・稲刈体験
- 里山ウォーキング
- ・梅、柿、栗などの季節を 感じる景観整備
- ・焚き木とりと炭焼き体験
- ・往還道周囲の整備など

◆森林地域(約130ha) 「自然環境」

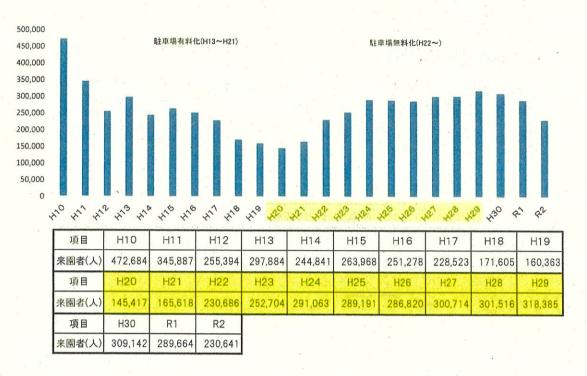
●エリアの基本方針

市民参加のもと、森林、散策 路整備と自然体感する場

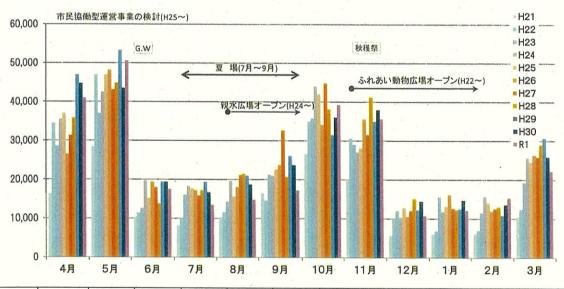
- ·間伐、植樹体験
- ·自然観察
- ・昆虫の森
- ・市民手作りの散策路整備
- ・くぬぎ林、コナラ林、アベ マキ林などの整備
- ・案内、誘導看板の設置
- ・ビオトープと水生動物観察 など

(4) 来園者数の推移

来園者数の推移(H10~R2)



来園者数月毎の推移(H21年度~R2年度)



年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	28	81.
										1 H	47	3月	計
H21	16,362	28,452	10,472	8,228	10,372	16,579	26,713	20,020	5,707	5,998	6,182	10,533	165,618
H22	34,454	46,984	11,427	10,022	11,597	14,558	34,938	30,549	9,948	6,787	6,946	12,476	230,686
H23	28,579	37,003	12,575	16,032	14,302	21,206	35,746	28,957	12,023	15,530	11,519	19,232	252,704
H24	35,464	42,519	19,766	18,301	19,679	20,916	44,003	27,019	10,253	11,757	15,707	25,679	291,063
H25	37,040	46,949	15,157	17,639	15,587	22,540	41,956	28,032	12,731	13,064	14,001	24,495	289,191
H26	26,442	48,110	19,339	17,169	18,007	23,706	33,990	35,422	10,451	16,039	. 11,877	26,268	286,820
H27	31,259	43,076	17,931	15.755	21,110	32,644	44,711	31,452	11,949	12,561	12,489	25,777	300,714
H28	35,781	44,820	13,720	17,162	21,370	20,584	37,976	41,153	14,997	12,129	12,886	28,938	301,516
H29	46,945		19,345	19,341	20,948	26,026	31,402	34,912	12,188	12,466	10,842	30,670	318,385
H30	44,691	43,502		16.652	18,727	23,715	35,981	37,904	14,414	14,713	13,595	25,871	309,142
R1	40,966		-	13,472	14,767	17,185	39,239	35,585	10,720	12,089	15,333	22,190	289.664
R2	16,983		A STREET, SQUARE, SQUA	12,099		20,843	37,908	34,588	11,475	11,636	19,518	19,641	230,641
平均	32,914	44,117	16,059	15,434	16,951	21.787	36,969	31,910	11,398	12,103	11,943	22,921	275,955

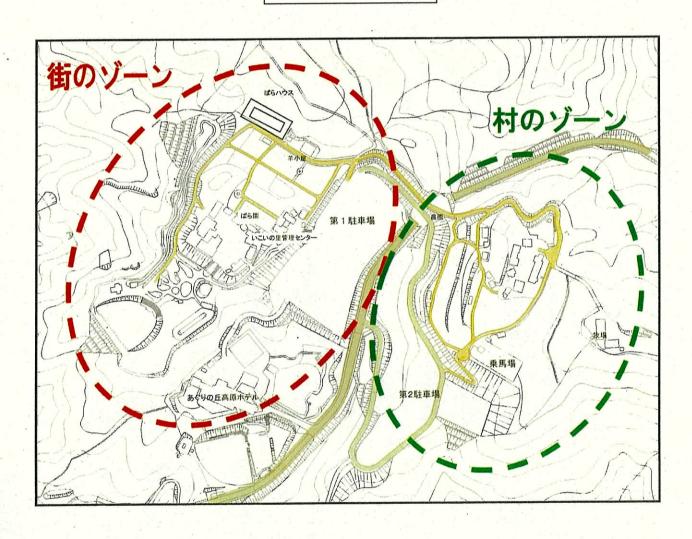
2 ゾーニング

(1)あぐりの丘地域

ア あぐりの丘地域の概要

あぐりの丘地域(約50ha)については、「食農教育」・「自然とのふれあいなど様々な体験や交流の場をつくる」を再整備ビジョンとして定め、あぐりの丘地域を「街のゾーン」と「村のゾーン」の2ゾーンに分けて、整備を実施した。

あぐりの丘地域図



イ 各種体験への参加状況

あぐりの丘では、市民参加型のイベントの開催や施設の充実を図ることで、市民が土と自然に親しみながら行う、レクレーションの場を提供している。ただし、令和2年度は、コロナ感染拡大防止のため、各種体験イベントを中止または縮小して実施した。

	令和 2 年度あぐ 名 称	延べ 回数	延べ 参加者数		(64 種類) 37, 422 人名 名 称	延べ回数	(単位:人 延べ 参加者数
	料理体験	61	814	lih .	ふれあい動物体験	364	25,221
	料理特別教室 (8種類)	1.1	398	動物ふれあい系	動物えさやり体験	314	1,965
合	焼きいも体験	3	239	あい	羊の毛刈り体験		
食育系	餅つき体験	2	158	系	小計		27,186
糸	飯ごう炊さん体 験	383	2,381	-	切りばら体験	_	_
	味噌作り体験	3	255	-17-	育て方、切り接ぎ研修会		
	小計		4,245	花系	フラワーアレンジメント教室	_	
	収穫体験	3	1,892		ガーデニング教室	2	58
	稲作体験	13	337		小計	58	
	びわ収穫体験	2	56	ものづくり・その他	夏休み工作教室	3	205
自	お茶つみ体験	_			スケッチ大会		
自然系	栗収穫体験	1	18	つく	スポーツ体験	2	97
	自然観察会	2	129	り	写真コンテスト		103
	昆虫採集	2	128	その	鬼火焚き、職場体験	_	
	小計		2,560	他	小計		405
福	幼稚園·保育所 収穫体験	12	1,732	市民協	市民活動プログラム (32 団体及び個人、39 プログラム)	137	1,236
福祉系	障害者園芸体験	_	-	働	小計	1	1,236
N.	小計		1,732		計		37,422

また、例年、環境に配慮した取り組みとして、フリーマーケットを開催していたが、 令和2年度は、コロナ感染拡大防止のため、開催を中止した。

(ア)食育系

○飯ごう炊さん体験

デイキャンプ場で、バーベキュー・飯ごう等を行うための釜戸を貸し出すこと により、家族のふれあいや余暇の楽しみの場を提供している。



デイキャンプ

(イ) 自然系

〇稲作体験、収穫体験

里山再生地域にある棚田を利用した稲作地検や畑のエリアで収穫体験を実施し、食 農教育の場を提供している。



田植・稲刈体験(田植え体験)



さつまいも親子収穫体験

(ウ)福祉系

○幼稚園·保育所収穫体験

長崎市内の幼稚園、保育所を対象に、さつまいもの植付けや収穫体験を実施し、自然・ 土とのふれあいや収穫の喜びなど、情操教育と自然教育の場を提供している。





収穫の様子 ※令和2年度の植付け体験は、コロナ感染拡大防止のため、中止

○障害者園芸体験

心身に障害があるために外出の機会が少ない者が、いこいの里で野菜等の種まきから 収穫等の園芸作業による自然や土とのふれ合う体験をとおして、心と体のリフレッシュ の場所を提供している。(長崎市心身障害者団体連合会)



収穫祭の様子 ※令和2年度コロナ感染拡大防止のため、中止

(ウ) 憩の広場整備事業

あぐりの丘の街のゾーンでは、平成22年度から平成24年度の3ヶ年で、 家族連れや高齢者などの市民が楽しめる「憩いの広場」として、ちびっこ広場、 ふれあい動物広場及び親水広場を整備した。

ちびっこ広場では、複合遊具、遊具、健康遊具及びあずまや等の整備、ふれあい動物広場では、動物小屋及び柵等の整備、親水広場では、噴水、水遊び、芝生等の整備を行ったことにより、あぐりの丘に新たな魅力が加わり、市民や来園者により一層親しまれる魅力的な施設となった。

憩の広場配置図





① 憩の広場 (全景)



② 憩の広場 (飛び石の池)



③ ちびっ子広場 (複合遊具)



④ ちびっこ広場 (芝生)



⑤ ふれあい動物広場(羊)



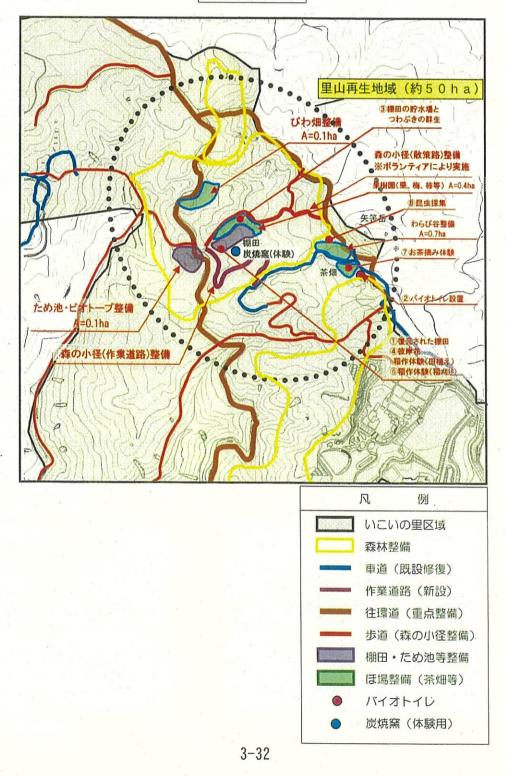
⑥親水広場(噴水)

(2) 里山再生地域

ア 里山再生地域の概要

里山再生地域(約50ha)は、昔懐かしい里山を思い起こさせる場として、市民の協力を得て、棚田・茶畑・ほ場の整備、果樹や花木の植栽などを行うとともに、これらを活用して、種まき・田植え・稲刈り・脱穀の稲作体験、早乙女さんの衣装も着れるお茶摘み体験、昆虫採集、自然観察会などを実施している。

里山再生地域図



イ 主な整備状況



① 復元された棚田



③ 棚田の取水場とつわぶきの群生



② バイオトイレの設置



④ 景観整備(彼岸花)

ウ 主な体験状況



⑤ 稲作体験 (田植え)



⑦ お茶摘み体験



⑥ 稲作体験(稲刈り)

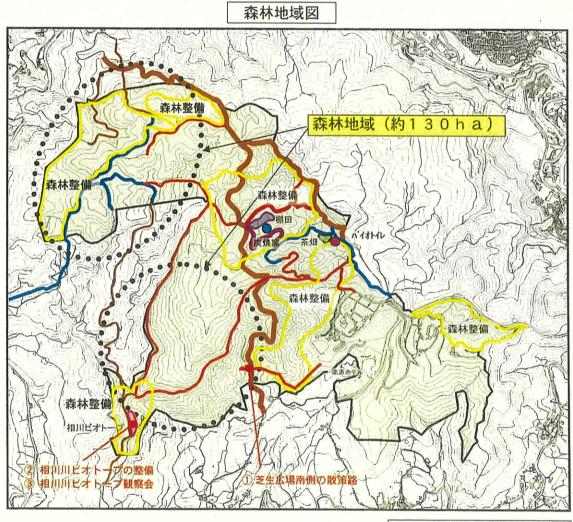


⑧ 昆虫採集

(3)森林地域

ア 森林地域の概要

森林地域(約130ha)は、市民参加のもと、森林、散策路の整備及び自然を体感する場として整備するとともに、これらを活用した、自然観察会やビオトープと水生動物観察会などを実施している。





イ 主な整備状況



① 芝生広場南側の散策路



② 相川川ビオトープの整備

ウ 主な活動状況



③ 相川川ビオトープ観察会

3 市民協働の取組み

(1) 事業の概要

ア これまでの取組み

1年目の平成25年度は、参加していただける市民・団体の発掘に始まり、ワークショップやあぐりの丘での活動や魅力発信のため、参加した市民団体による協働イベント「あぐりの丘でやってみよう」を開催するとともに、あぐりの丘を活用するための企画書「活動プラン」を策定した。

2年目の平成26年度は、ワークショップや「あぐりの丘でやってみよう」の継続とともに「活動プラン」による体験プログラムの実施。また、参加団体等の活動を活発化させ、将来にわたり継続して活動できる人材育成のため「あぐりの学校」を開講した。

3年目の平成27年度以降も、「ワークショップ」や「あぐりの丘でやってみよう」、「活動プラン」を継続しながら、4年目の平成28年度は、あぐりの丘の活動者が参加し、「活動しやすい環境づくり」について話し合う「連絡調整会議」を設けた。

このように6年間の市民活動団体との協働の取り組みにより、平成30年度末時点で、44団体が、年間約300回の市民プログラムを提供するまでに増えてきている。また、これまで6年間の取り組みによってより蓄積された活動や人とのつながりのノウハウを、多くの市民に伝えるため、市民活動の成果を記録した活動パンフレット『「あぐりの丘でやってみた」ノート』を製作し広報を実施している。

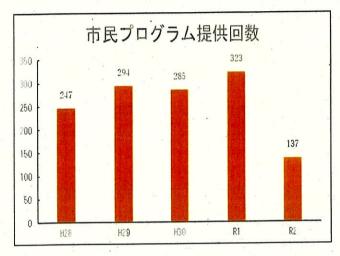
イ 令和元年度以降の取組み

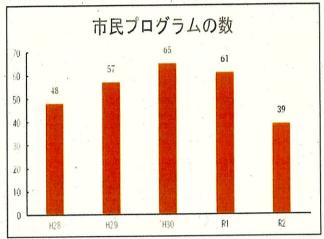
「あぐりの丘でやってみよう!」は、大規模なイベントになり、活動の幅が大きくなり、活動団体の数も増えたことから、活動者同士の合意形成が必要になったことと、新しい施設への転換に対応するため、活動者同士のつながりや活動の自主性を持たせるため、令和2年7月にあぐりの丘で活動する市民が集まった団体で「あぐりネットワーク」が設立された。

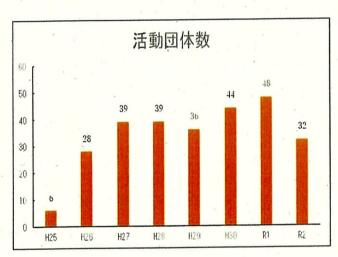
しかしながら、コロナ感染拡大防止のため、「あぐりの丘でやってみよう!」は、 開催を見送り、各種体験プログラムが減少したことにより、体験者数も減少した。

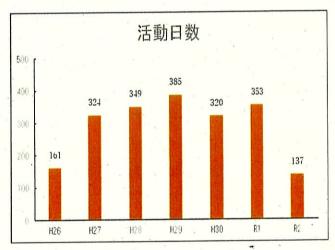
(2) 取り組みの状況

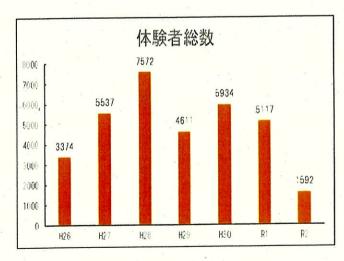
平成25年度から取り組んできた市民活動団体との協働の取り組みは、「活動団体数」の増加とともに「市民プログラムの種類」や「やってみようのプログラム数」も増え、多種多様なプログラムが提供されている。

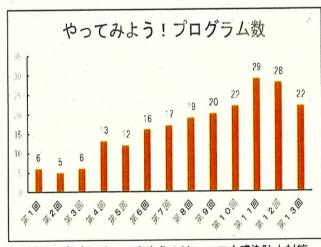












※令和2年度のやってみよう!は、コロナ感染防止対策 のため開催中止

(3) 市民活動団体との協働の状況

ア 市民活動団体の活動



市民活動団体(あぐりネットワーク)の話し合い



里山さるく交流会

イ 活動プラン



森林ヨガ



竹細工教室



ガーデニング



ネイチャーゲーム (自然遊び)

所管施設一覧

	長崎いこいの里
設置場所	長崎市四杖町2671-1ほか
設置年月日	平成10年7月18日
設置目的	市民が土と自然に親しみながら行うレクリエーション等の活動の場を提供し、もって市民の福祉の増進に資するため。 (コンセプト) 〜市民参加で創る、人と自然のつながりを思い出し体感する場〜 〜食農教育〜
管理運営	長崎市
職員配置	市職員 3名 嘱託員 8名
	1 敷地面積及び区分約 230ha○あぐりの丘地域約 50ha○里山再生地域約 50ha〇森林地域約 130ha
	2 主な施設 ○あぐりの丘地域(街のゾーン) (事務所・ばら園・売店・Hルなど) (バラ園・羊小屋・Hルなど)
	(羊小屋・山羊小屋・大型遊具など) (収穫体験事業畑・花壇・花畑・駐車場など)
	○あぐりの丘地域(村のゾーン) (陶芸体験教室・休憩所・トイレなど) (畜舎・馬小屋など)
施設概要	○里山再生地域(棚田・茶畑・果樹園・クヌギ林・コナラ林など)
	○森林地域 (檜植林地・往還道など)